

平成24年9月4日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成24年9月4日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 寒河江市水道事業経営問題(水道料金の改定)審議会の答申について
- 〃 5 議第54号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 議第55号 表彰について
- 〃 10 議案説明
- 〃 11 委員会付託
- 〃 12 質疑・討論・採決
- 〃 13 報告第14号 平成23年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 14 報告第15号 平成23年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 15 質疑
- 〃 16 認第 1号 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 17 認第 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 25 認第10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 26 議第56号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- 〃 27 議第57号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 28 議第58号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 29 議第59号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 〃 30 議第60号 平成24年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 〃 31 議第61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - 〃 32 議第62号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - 〃 33 議第63号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
 - 〃 34 議第64号 寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
 - 〃 35 議第65号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
 - 〃 36 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 37 請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願
 - 〃 38 請願第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 39 請願第6号 脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願
 - 〃 40 議案説明
 - 〃 41 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

このたび、議場マイクのシステム調整のため担当業者が議場に入っております。許可をいたしております。

ただいまから、平成24年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に議員並びに当局の皆様に申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイルの推進期間に合わせ議場における服装について決定をしております。本会期中の会議において、上着及びネクタイの着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番阿部 清議員、10番辻 登代子議員を指名いたします。

会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成24年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月30日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月25日までの22日間とし、その間の会議等については、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの22日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成24年9月4日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 4日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、議案上程、同説明、委員 会付託、質疑・討論・採決、 議案上程、同説明、委員 会付託、質疑・討論・採決、 報告、質疑、議案・請願上 程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 5日（水）		休 会（議案調査）		
9月 6日（木）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日（金）		休 会（議案調査）		
9月 8日（土）		休 会		
9月 9日（日）		休 会		
9月10日（月）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
9月11日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 決算特別委員会設置、委員会 付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月12日(水)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月13日(木)	休 会 (議案調査)			
9月14日(金)	休 会 (議案調査)			
9月15日(土)	休 会			
9月16日(日)	休 会			
9月17日(月)	休 会			
9月18日(火)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月19日(水)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月20日(木)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月21日(金)	休 会 (事務処理)			
9月22日(土)	休 会			
9月23日(日)	休 会			
9月24日(月)	休 会 (事務処理)			
9月25日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

(2) 寒河江市水道事業経営問題（水道料金の改定）審議会の答申について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、6月定例会以降現在までの主な市政の概況について御報告申し上げます。

最初に、ことしのさくらんぼの出荷並びに販売状況等について申し上げます。

昨年末からの大雪によりまして、生育への影響などが懸念されましたが、その後の天候回復などで収穫時期はほぼ例年並みとなったところであります。さらに、収穫時期に昼夜の寒暖の差が大きかったことから着色もよく高品質のさくらんぼが生産されましたが、受粉時期の降雨の影響から、地域によっては格差が見られ生産量が大きく落ち込んでいる状況が見られたところであります。

さがえ西村山農協によりますと、平均価格は前年比36%増と、高くなりましたが、生産量の落ち込みから取扱量は前年比39%の大幅な減、販売総額では前年比17%の減となったところでございます。

今後はさらに安定生産に向けた取り組みを一層進めていかななくてはならないと考えているところであります。

また、寒河江で生まれた「紅秀峰」、関西の市場で売り込みを図るために7月4日、5日にトップセールスを行ってまいりました。紅秀峰は果肉がかたく日もちもよく、収穫時期も7月上旬から中旬となるために、中元商品として期待されており、大阪市中央卸売市場や百貨店でアピールを行い、「紅秀峰の里 さがえ」を売り込んでまいったところであります。

次に、さくらんぼ祭りについて申し上げます。

まず、27回目となりますさくらんぼの種吹きとぼし大会は、初めての試みとして全国10カ所で予選会を開催し、総参加者数は7,563人、「日本一さくらんぼの里 さがえ」を全国的に大いにPRすることができたものと考えております。6月17日に開催をいたしました本大会では、全国各地から1,000名を上回る参加者があり、イベントの広域化が図られたものと考えております。

また、今年度の新たな企画として寒河江さくらんぼウォークを6月24日に開催をいたしました。市内外から567名の参加者があり5キロと10キロのコースに分かれ、清流寒河江川の爽やかな風を受けながら寒河江の歴史や文化を体感していただきました。老若男女が気軽に参加でき、寒河江のすばらしい季節を感じることができる新たな誘客事業として期待されるものと考えているところであります。

次に、第10回を迎えました本年度の「花咲かフェア IN さがえ」についてでございますが、6月9日から7月1日までの23日間には昨年の約2倍の20万8,000人の入場者を迎えることができました。「日本一さくらんぼの里 さがえ」をアピールしながら、花と緑の大切さを体感していただき、緑化の推進を図ったところであります。

さらに、復興支援の日を設けて被災地復興に向けて、寒河江市から元気を発信し、10周年にふさわしい節目のイベントになったものと考えております。来年度以降については、さくらんぼの時期の誘客イベント全体の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て支援について申しあげたいと思います。

本市における子育て支援の拠点施設として整備をしておりました総合子どもセンターについては愛称を「ゆめは一と寒河江」として7月8日に開所をいたしました。以来、連日大勢の親子連れが訪れており、8月23日には開所45日目にして早くも1万人目の入場があるなど、市民の皆様からは好評をいただいております。まずは順調なスタートを切ったと考えているところであります。今後も、子育てに関する情報提供や相談、助言等の機能充実を図り、次代を担う子供たちの健全育成に努め、子育て支援を充実してまいりたいと考えているところであります。

次に、市立なか保育所の火災について申しあげます。

去る8月2日午前10時20分ごろ、なか保育所の3歳児保育室の天井に取りつけた扇風機から煙が出るぼや火災が発生をいたしました。幸い、園児は全員避難をして無事でした。扇風機1台が焼け焦げただけで、当日の午後3時以降は平常の保育体制に戻ることができました。

原因は扇風機の電子回路基盤の絶縁破壊ということであり、直ちに全保育所の扇風機について緊急点検を行い、ふぐあい等があるものについては全て更新し、再発防止の措置を講じたところでございます。

安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進するために、今後とも園児の安全確保には万全を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

次に、慈恩寺の振興について申しあげます。

慈恩寺文化の保護と活用については、本山慈恩寺と連携を密にし、各種調査・研究を進める「慈恩寺国史跡指定総合調査事業」を実施をして、国史跡指定に向けた準備が大詰めを迎えているところであります。

具体的には、慈恩寺調査検討委員会に文化庁主任調査官を招き、具申書調査の基礎となる慈恩寺総括報告書の内容を検討するとともに、報告書に記載する学術調査を実施をして、速やかな報告書の作成に向けて事業を展開しているところであります。国史跡指定に向けた必須条件となる地形図の作成についても、10月中旬ごろまでの完成を目指しているところであります。

また、醍醐地区民を対象に、慈恩寺学習講演会を開催し、慈恩寺国史跡指定の目的と事業内容などについて地元の理解が得られるよう取り組んでいるところであります。

去る8月18日には、慈恩寺の開山と同じく1,300年の奈良時代から脈々と続く宮中楽家の東儀家として世界的に活躍する東儀秀樹氏を招いて雅楽の演奏会が開催されました。古刹慈恩寺と平安貴族文化が見事に融合し、慈恩寺境内にはひちりきの伸びやかな澄んだ音色が夏の夜空に響き渡りました。

今後とも、慈恩寺の歴史資源を地域全体で大切にしながら県内外に情報を発信してまいりたいと考えているところであります。

次に、東日本大震災関連について申しあげます。大震災の教訓から、以前より緊急燃料協定の必要性が叫ばれておりましたが、去る6月12日に山形県石油協同組合寒河江支部と、山形県LPガス協会西村山支部寒河江地区との間で、災害時における緊急対策用燃料の供給応援に関する協定を締結をいたしました。

協定では、大規模災害が発生した際、非常用発電機や防災機材などの燃料、暖房器具の提供を定めたもので、県内では石油協同組合との提携は山形県、山形市に次いで3例目であり、LPガス協会との協定は県内では初めてのケースとなったところでございます。

また、東日本大震災の影響による市内への避難者は、8月16日現在467名でございます。いまだ、終息の見えない状況の中で不便な生活を続けられる避難者の方々に少しでも安心していただけるよう、さくらんぼ狩りへの招待でありますとか各種相談事業に鋭意取り組んでいるところであり、今後も情報交換を含めた芋煮会などの交流会を実施する予定でございます。

一方、市内の側溝汚泥から基準を超える放射性濃度が検出されましたが、若葉町1、2町会と島北地内の仮保管場所の設置工事が完了し、安全を確認した上で保管を開始しております。

今後とも定期的に放射線量の測定等を行いながら、その結果についてホームページ等で公表してまいります。

また、このたび国の消費者庁から放射性物質の簡易検査機の貸与を受けて、農産物や食品の簡易検査体制が整ったところであります。これにより、市内小中学校等の給食に使用する食材や市民が希望する農産物の放射線測定が無料で可能となり、さまざまな市民の要望に対応できるものと考えているところであります。

最後に、市役所庁舎の耐震改修免震工事についてであります。さきの臨時会におきまして工事請負契約の締結について議決をいただき、平成26年3月までの約20カ月間の計画で工事に着手しております。

市民の皆様を初め、議員各位には工事期間中大変御不便をおかけすることになりますが、地震などの災害発生時には災害対策本部として防災機能に支障が生じることのないよう、防災拠点となる安全な庁舎を一日でも早く確保する必要がありますので、何とぞ御協力をお願い申しあげる次第であります。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、議員各位の御理解と御協力を、よろしくお願い申しあげる次第であります。

次に、寒河江市水道事業経営問題（水道料金の改定）審議会の答申について御報告を申し上げます。

平成3年4月に改定されて以来、今日まで維持されてまいりました水道料金について、今後とるべき適正な料金のあり方について御意見をいただき、企業経営における財政計画の再検討を行うため、去る6月26日、水道事業経営問題審議会に諮問を行い、7月26日に答申をいただいたところであります。内容につきましては、去る8月21日議会全員協議会において御協議を賜っておりますので、それにより御報告にかえさせていただきたいと考えております。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

寒河江市水道事業経営問題（水道料金の改定）審議会の答申について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に日程第5、議第54号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 議第54号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明を申し上げます。
三泉財産区管理会財産区管理委員に欠員が生じたので、寒河江市財産区管理会条例第7条の規定により補欠委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。
御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげる次第であります。
以上であります。

委 員 会 付 託

- 高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議第54号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 高橋勝文議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。
議第54号について質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
これにて質疑を終結いたします。
討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。
これより、議第54号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議第54号については、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第54号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第9、議第55号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第55号、表彰について御説明を申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆・発展に寄与し市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意をいただこうとするものでございます。

初めに、宇井 啓氏でございます。宇井 啓氏は、昭和49年から現在までの38年間の長きにわたり寒河江市史編さん委員を務められ、平成19年からは同委員長として寒河江市史編さん事業に携わり、本市の歴史文化の解明に尽力をされました。特に、平成8年から市史編さん専門委員として、「寒河江市史中巻・下巻（近代編）・下巻（現代編）」の発刊に尽力され、地域文化財の保護と活用に貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、木村正則氏でございます。木村正則氏は、平成3年から平成24年までの21年間の長きにわたり、寒河江市衛生組合連合会理事及び元町3町会衛生組合長を務められました。この間、平成10年から14年間寒河江市衛生組合連合会会長、平成16年から8年間寒河江西村山地区衛生組織連絡協議会会長、平成20年から4年間山形県地区衛生組織連合会会長に就任されるなど、公衆衛生の向上と環境美化の推進に大きく貢献されました。さらに、本市の環境美化活動の基本となる市民一斉クリーン作戦の市内全域での実践に尽力されるなど、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

次に、渡辺徳夫氏でございます。

渡辺徳夫氏は、昭和49年に開業なされ、地域の開業医として住民に密着した適切な医療及び地域保健の推進に貢献されました。氏は、平成2年寒河江市西村山郡医師会理事に就任以来、同副会長、同会長、同顧問を務められるほか、平成8年からは山形県医師会理事を務められるなど、医師会の役員として地域医療活動に尽力をされました。さらに、寒河江市立寒河江中部小学校の学校医として学校保健の向上に寄与され、また山形産業保健推進センター所長等を務められ、産業医として産業医療活動に尽力されるなど幅広く医療行政全般にわたり貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

最後に、保科弘治氏でございます。

保科弘治氏は、山形県内公立学校等に教員として勤務をし、平成7年に寒河江市立陵東中学校校長を退職なされ、その後平成7年から平成14年まで寒河江市教育委員会教育長を務められました。氏は

平成7年から平成15年にかけて、寒河江市内の小中学校に絵画4点を寄附され、さらに平成24年には絵画11点を寄附されました。これらの作品は、寒河江市内の全ての小中学校に掲示されており、その鑑賞を通じて児童生徒の芸術的感性を高め、情操を豊かにするとともに郷土愛を高め生活文化への理解を促進するなど多大な効果を発揮しているところであります。これらの寄附は公益のため絵画を寄附された奇行な行為として他の模範となるものであり、教育の充実並びに芸術文化の振興に多大な貢献をされ、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。

各氏の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月23日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰をすることが適当である旨報告をいただいておりますので、今回御提案申しあげるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第55号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

これより、議第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第55号について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号はこれに同意することに決しました。

報 告

○高橋勝文議長 日程第13、報告第14号及び日程第14、報告第15号の2案件を一括議題といたします。
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、報告第14号平成23年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明を申しあげます。

健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は16.0%、将来負担比率は112.3%となったものであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第15号平成23年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申しあげます。資金不足比率を、4つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申しあげるものであります。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第15、質疑に入ります。

報告第14号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 実質経済比率赤字が13.2、連結が18.32%でありますけれども、実質公債比率16.0になっております。将来的に、負担率です。112.3でありますけれども、この市長就任以来4年近くなりますけれども、市長がみずから前市長から引き継いだものに対して繰上償還や借りかえはやったからこのぐらいになったと私なりに認識しておりますけれども、また総務省の比較として下回っているのかどうかであります。この2点お願いします。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 この数値について今市長が繰上償還等をやった結果こういう数値だったのかという1つ目の質問でございますが、それはそのとおりでございます。繰上償還をやりまして、また起債を起こす金額につきましてもかなり抑えました結果、こういう数値になったところでございます。

また、実質公債比率、将来負担比率につきましてはこのとおり、総務省の数値のとおり下回る数値となっているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 実質公債比率と将来負担でありますけれども、やはり今日の情勢を見ますとただいま国会も8日までありますけれども、実質ストップしております。この先、日本も国もどうなるかわかりません。ヨーロッパ、中近東のいかんによっては日本の国債もかなりの影響を受けると私なりに考えております。やはり、これからも寒河江市において健全計画に基づいて大いに事業を進めていただければなど、私なりに思うわけであります。

本来ならば、実質公債比率を1桁台にも持っていかけてもらえればなと私なりに思っているところがあります。将来負担率については、やはり2桁台の数字に持っていかければまだいいんじゃないかと、私なりに思います。

やはりこれから少子高齢化であります。当然、今の世の中におきましても高齢者負担の介護や医療にかなりのお金もかかるわけでありまして、まして、若者の今年度の大学卒業生においてもなかなか就職が見当たりません。まして、円高影響でどんどんと海外に進出、国内産業も廃れてまいります。そのことを考えながらこれからの市政運営に、財政運営にしっかりと取り組んでいただければと思います。市長の決意などありましたらぜひお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 財政の健全化というのはやはり寒河江市のみならず今の地方自治体の中では大きな課題であります。財政の健全化を図りながら、しかしながらやはり必要な市民の需要に、ニーズに応えていく積極的な施策展開というものも必要であります。そういう意味で、バランスをとりながら進めていくということが今の時代、必要なのかなと考えております。御提言をいただきましてまことにありがとうございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、佐藤市政も4年目でありまして、学校の耐震構造や保育所の耐震構造なども一生懸命やってきたことを私なりに評価することでありまして。やはり、その辺のことを考えながら、今は暑いですがけれども、冬の除雪もしっかり防災担当で検討していただければ幸いですと私なりに思っております。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかに。

報告第15号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 経営健全化標準ですけれども、病院、水道、公共下水道、簡易水道でありますけれども、各20.0%と表示になっておりますけれども、もととなるものは何なのでしょう。総務省の通達でこのようになったのかどうかであります。

また、市立病院におきましても一般会計から決算委員会もありますけれども、結構繰出金というんですか、あるわけでありまして。そういうことも参考になされてこのような数字を出されたのかであります。監査委員の意見書ついているとありますけれども、その辺のことを監査委員初め、市当局はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 経営健全化基準の20%の根拠ということですが、この根拠につきましては現行の地方債許可制度における許可制度移行基準の2倍に当たる20%ということで、総務省のほうより決定した数字でございます。

○高橋勝文議長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お尋ねがございましたので、私のほうからお答え申し上げます。

この表は、今財政課長からお話がありましたけれども、国のほうで示した基準がございまして、20%が一応の目安ということになってございます。

ただ、それぞれの4会計につきまして、資金不足は発生しておりませんのでこのような表示になっ

ているわけでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 資金不足になっていないと言われてはいますが、病院会計について約5億円前後の一般会計からの繰り入れがあるわけです。そういうことを基準になされているのかであります。総務省の通達と相前後ならないのかですね。監査委員、財政当局ですか。その辺どのように考えているんですか。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 この判断基準の数値につきましては、一般会計からの繰入金も含めた後の数字ということでなっております。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第16、認第1号から日程第39、請願第6号までの24案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第40、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明申しあげたいと思います。

平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法に定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

歳入決算額は160億3,158万8,506円、歳出決算額は153億5,195万7,560円であります。形式収支は6億7,963万946円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が4,072万1,000円ですので、実質収支は6億3,890万9,946円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に3億2,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る3億890万9,946円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第2号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申しあげます。

歳入決算額は18億3,539万1,123円、歳出決算額は18億3,532万9,123円でございます。形式収支は6万2,000円の黒字決算で、繰越明許費等に係る繰り越すべき一般財源が6万2,000円ですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申しあげます。

歳入歳出ともに決算額は190万6,856円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は43億6,096万9,697円、歳出決算額は41億5,977万7,977円で、歳入歳出差し引き残額2億119万1,720円は翌年度へ繰り越しをいたしました。

次に、認第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は3億9,582万3,803円で、歳出決算額は3億8,977万8,503円で、歳入歳出差し引き残額604万5,300円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は30億2,176万7,700円で、歳出決算額は29億8,761万4,181円で、歳入歳出差し引き残額3,415万3,519円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は2,526万1,872円で、歳出決算額は2,180万5,939円で、歳入歳出差し引き残額345万5,933円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は77万2,603円で、歳出決算額は44万4,472円で、歳入歳出差し引き残額32万8,131円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成23年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成23年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第9号平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は17億2,092万8,266円で、支出は17億7,255万8,825円で、5,163万559円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は2億4,512万5,000円で、支出は2億8,277万8,684円でございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額は3,765万3,684円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金6億2,727万798円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

次に、認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は11億7,872万60円で、支出は9億2,768万7,771円でございます。この結果、収益的収支については2億3,487万6,601円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は2,875万7,878円で、支出は4億8,617万6,076円でございます。この結果、資本的収入額が資

本的支出額に対して不足する額は4億5,741万8,198円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

剰余金については剰余金処分計算書案に記載のとおり減債基金積立金に4,000万円、建設改良積立金に1億9,400万円を積み立てし、5,277万5,318円を次年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

次に、議第56号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、デマンドタクシーの本格運行に伴うデマンド型公共交通運行事業費等を計上し、防災拠点施設の機能を有する屋内多目的運動場整備事業費等を追加するものでございます。

その結果、5億7,278万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ161億1,558万円とするものでございます。

次に、議第57号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、水道料金の改定に伴う基本料金及び水量料金の引き下げによるものでございます。

その結果、歳入予算のみの補正であり、使用料を5万2,000円減額し、同額を一般会計繰入金で追加するものでございます。

次に、議第58号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は前年度決算等に伴う基金積立金及び療養給付費等の精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1億8,919万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億4,668万円とするものでございます。

次に、議第59号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、3,685万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億2,917万7,000円とするものでございます。

次に、議第60号寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は水道料金の改定に伴う基本料金及び水量料金の引き下げによるものです。

その結果、予算総額は収益的収入を11億1,361万円の追加となり、収益的支出を10億1,058万8,000円とするものでございます。

その大要は、収益的収入から水道料金4,984万2,000円を減額し、収益的支出から消費税237万3,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議第61号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

子育て支援医療給付事業による子供の医療費無料化を小学校6年生まで拡大するとともに、所得税等における扶養控除の一部廃止に伴う重度心身障害者等への影響を回避するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第62号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明を申し上げます。

最上川寒河江緑地の供用開始に伴い、公園施設の使用について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市水道ビジョンに基づき、適正な水道料金のあり方と財政計画の再検討を行ったことに伴い、水道使用料について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正について御説明申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものでございます。

以上、10案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

以上であります。

監 査 委 員 報 告

○高橋勝文議長 日程第41、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成23年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて10会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付してございます決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成23年度寒河江市一般会計、特別会計については平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成23年度寒河江市財産区特別会計までの7特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的にも正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明申し上げますので、49ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から10行目、決算額の概要から御説明を申し上げます。

平成23年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入241億3,974万円、歳出232億1,487

万2,000円で、歳入歳出差し引き9億2,486万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億8,408万5,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は8,560万2,000円の黒字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入が160億3,158万9,000円、歳出は153億5,195万8,000円で、歳入歳出差し引き6億7,963万1,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた6億3,891万円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は3,528万2,000円の赤字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入96億4,189万4,000円、歳出93億9,665万7,000円で、歳入歳出差し引き2億4,523万7,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億4,517万5,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億2,088万4,000円の黒字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.501で、前年度に比べて0.019小さくなっております。経常収支比率は93.6%で、前年度に比べ2.4ポイント高くなっております。

実質公債費比率は16.0%で、前年度に比べ0.7ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は178億2,372万円で、前年度に比べ7億8,429万6,000円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税収納率は93.0%で、前年度に比べて0.2ポイント高くなっております。また、一般市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は95.2%で、前年度に比べて0.4ポイント高くなっており、国民健康保険税は72.6%で前年度と比べ0.4ポイント、介護保険料は98.3%で前年度と比べ0.3ポイント、それぞれ低くなっております。

収入未済額の主なものについて申し上げますと、市税では3億3,973万5,000円、国民健康保険税は3億6,058万5,000円となり、それぞれ前年度に比べて収入未済額が増加しております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要でありますので、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

今後、地方分権、少子高齢化社会の進展、人口減少社会の到来など行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、新第5次振興計画で掲げました「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、健全財政のもと市政の発展と市民福祉が向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成23年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成23年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に基づき作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について申し上げますので、13ページの結びの部分をお開き願いたいと思います。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万5,171人で、前年度に比べ4,234人、14.4%減少し1日平均68.8人となっております。外来患者は年間延べ5万2,622人で、前年度に比べ5,510人、9.5%減少し、1日平均215.7人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は1億5,889万8,000円、11.0%、一方医業費用は9,428万6,000円、5.2%それぞれ減少となり、医業収支比率は74.2%で、4.9ポイント低くなっております。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れ5億2,500万円ございまして17億1,928万9,000円となり、対して経常費用は17億7,091万9,000円で、差し引き5,163万1,000円の経常損失となっております。

その結果、総収支比率は97.1%で前年度に比べ5.5ポイント低くなっております。当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金5億7,564万円に当該年度純損失を加えた6億2,727万1,000円となっております。

総収支比率が低下した理由であります。給与費、材料費、経費及び支払い利息などが減少したものの、患者数が減少したことによりまして医業収益が大きく落ち込んだことが要因となっております。

経営分析につきましては、17ページ、18ページの別表3に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は55%で、前年度に比べ9.4ポイント低くなっております。全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率は、平成22年度のデータでありますけれども、68.7%であり医療資源の効率的活用面から見ても病床利用率のアップが望まれます。

流動比率は126.5%で、依然として資金不足発生の危険な状況にありますので注視が必要であります。過去5年間の患者数の推移を見てみますと減少傾向が続いておりまして、入院はここ5年間で30.3%減、外来は24.2%減となっており、厳しい経営状況となっております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっております。早急な対応が求められております。そのためには収益面では現在保有している医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズへの対応や患者サービス向上を図ることによりまして医業収益の確保を図ること、費用面では徹底した経費の節減を図ることが必要であります。寒河江市病院アクションプランで示した基本的な方向を踏まえ、市民の医療ニーズに応え得る市立病院としての役割を果たすため経営健全化の取り組みとともに、そのあり方についても十分検討を行い、市民から信頼され安心して生活できる地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びの部分をお開き願いたいと思います。

水道事業の配水量等を前年度と比較しますと、総配水量は21万2,145立方メートル、3.4%の減少、有収水量につきましても21万9,705立方メートル、4.1%の減少となっております。有収率は、大雪のため3月の検針が一部実施できず約3分の1が推計水量となったことにより85.1%と、前年度に比べ0.7ポイント低くなっております。

水道事業収益は前年度に比べ4,015万2,000円、3.5%の減少となっておりますが、給水収益が3,210万4,000円、2.8%、受託工事収益が584万9,000円、83.9%、それぞれ減少したことが主な理由であります。

一方、水道事業費用は、前年度に比べ1,364万円、1.5%の減少となっておりますが、これは減価償却費が増加したものの、浄水及び配給水費、受託工事費、業務及び総係費、資産減耗費などが減少したことが主な理由であります。

その結果、経常収益11億2,274万2,000円に対しまして経常費用は8億8,228万9,000円で、差し引き2億4,045万3,000円の経常利益となりますが、特別損失が生じておりますので、純利益は2億3,487万7,000円となり、前年度に比べて2,651万1,000円、10.1%の減少となっております。

また、供給単価、給水原価を比較しますと、給水原価1立方メートル当たり171.2円に対して、供給単価は1立方メートル当たり213.7円で、供給単価が給水単価を1立方メートル当たり42.5円上回っております。

経営分析について見てみますと、営業収支比率は133.4%で、前年度に比べて3.1ポイント低下しておりますが、県内類似市と比較いたしましても良好な数値となっております。

営業収支比率が低下した理由は、営業費用が1,102万3,000円減少したものの、営業収益も3,940万8,000円減少していることが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は別表に表示したとおりであります。支払い能力を示す流動比率や施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施している上水道第4次拡張事業は、11年次目が終了し、事業進捗率は事業費ベースで76.5%、老朽管更新事業は工事延長ベースで66.9%となっております。この効果もありまして、有収率は85.1%、有効率は89.9%となっております。

企業債償還及び企業債利息は、企業債の償還が進んだことや企業債の発行を控えてきたことによりまして、1,142万3,000円、5.3%減少し、企業債未償還残高は19億7,959万6,000円となっております。

平成23年度は東日本大震災以降、節水意識の高まりもあり、水道料金収入が前年度に比べ2.8%減少しております。今後は給水人口の減少や節水意識の高まりにより水需要量は減少していくものと思われる、水道料金の大きな伸びは期待できないと見込まれます。

一方、第4次拡張事業や老朽施設及び老朽管の更新、送水管及び配水管の耐震化など多額の費用が見込まれております。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題に的確に対応し、より一層効率的な経営に努め安心・安全で良質の水道水の安定供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時44分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成24年9月6日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第2号

第3回定例会

平成23年9月6日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

このたび報道機関より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いをいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成24年9月6日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	市政全般について	前回の市長選挙における公約について	8番	市長
2	居住区域内水環境について	浄化槽整備区域内排水路について	工藤吉雄	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
3	市立病院経営について	(1) 市立病院の経営状況について (2) 今後のビジョンについて	5番 太田芳彦	市長
4	都市計画道路・山西米沢線の道路整備について	(1) 現在の進捗状況について (2) 道路整備の早期完了について (3) 通学路の変更について		市長 教育委員長
5	中心商店街の活性化について	(1) フローラ・SAGAEの活性化について (2) フローラ・SAGAEのテナント状況について (3) 空き店舗を利用したイベントの実施について (4) 寒河江市美術館と市民ギャラリーの今後の取り組みについて	10番 辻登代子	市長 教育委員長
6	男女共同参画基本計画の策定について	(1) 男女共同参画基本計画の県内自治体の策定状況について (2) 同計画に対する佐藤市長の基本的見解について (3) 同計画策定にあたって留意すべき点について	3番 遠藤智与子	市長
7	空き家対策について	(1) 寒河江市内の空き家の現状について (2) 空き家の管理上の諸問題について (3) 空き家の再活用とそのため諸施策について (4) 空き家条例の制定について		市長
8	市町村合併について	(1) これまでの結果と経過について (2) 合併に対する市長の考え方について (3) 合併を促すアクションについて (4) 西村山広域行政事務組合の今後のあり方について	6番 國井輝明	市長

工藤吉雄議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、8番工藤吉雄議員。

なお、通告番号2番居住区域内水環境について取り下げしたいとの申し出がありましたので、これ

を認めております。これを申しあげておきます。

○工藤吉雄議員 おはようございます。

連日の真夏日、残暑お見舞い申しあげます。きのうきょうのお天気を見れば、一昨夜のお湿り雨が秋の始まりを運んでくれたような気がします。皆様におかれましてはお体に十分留意されてお働きくださいますようお願い申しあげます。

さて、通告してあります1番、市政全般について、前回の市長選挙における公約について新政クラブを代表し、またこの事柄に関心を寄せている多くの市民にかわりまして私が質問させていただきます。市長の答弁よろしくようお願い申しあげます。

佐藤市長は、寒河江市の市政を担って3年8カ月余りとなりました。もうそんなに時間がたつのかという思いがあります。ことし3月の市政運営の要旨の中において、「節目の年度を迎えるに当たりまして」とか「任期4年の最終年度で仕上げの年度」と言われています。

思い起こせば市長は「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンとして、13項目の公約を掲げ平成20年12月の市長選挙において当選され、翌平成21年1月20日よりその任につかれました。

今、改めて公約の内容を顧みるに、太字で強調した公約4つ、その他の公約9つを発表されました。公約遂行については、直ちに実施から1年以内、2年以内と期限をつけての説明でありました。その中で、公約実現・完了を見たものとして、就学前までの乳幼児医療費の無料化と、中学校給食を実施します、がありました。

子育て支援の一つとしての、就学前までの乳幼児医療費の無料化1年以内の実施は、平成21年7月から開始し、同時に入院費は小学6年生まで、平成23年7月からは小学3年生まで拡大し、さらには同年同月までに入院費中学3年生までとさらに拡大されたところでもあります。

今後の予定に平成25年1月より小学6年生までさらに拡大の予定とあります。これは、幼い子を持つ子育て世帯にとって非常に喜ばしいことであり、公約よりその施策が進行、拡大に至ったことは寒河江の未来が大いに期待できるあかしと言えるのではないのでしょうか。

中学校給食は、通学生を持つ親全ての願いとされて、強くその実現が望まれていました。これを2年以内に実現するとし、共働き家庭への子育て支援という視点から平成23年4月から実施されています。議員の私たちも試食会を持ち、その味、その量を確かめさせていただきましたが、評価は満足を得られるものでありました。生徒たちへのアンケート調査を実施し、さらに改良し、満足度を高めるように努め、ことし2年目。そしてその努力がうかがえます。

この2つの公約については、双方とも多くの市民が望んでいたものです。それだけに喜びも大きく、またスピーディーに対応していただいたことにも市民は感謝しているところです。直ちに実施するとした地域座談会は市内全域で開催され、分館を利用する形で対話し、市民の声を直接聞く機会を持たれてきました。そして、ここで出された市民の声を市政に反映させてきました。現在も希望する地域分館で開催されていることに、市民の一人として感謝と敬意を申しあげるところです。

次に、財政健全化への取り組みについては、平成20年度市債残高199億4,000万円、実質公債費比率19.0%、財政調整基金残高6億4,000万円から、昨年度末平成23年度市債残高178億2,000万円、実質公債費比率16.0%、財政調整基金11億6,000万円と大幅に改善されているのがわかります。市民感覚で表現すれば、借金が21億2,000万円減って預金が5億2,000万円ふえたと理解しています。

多くの市民は、財政に関して夕張市のようにならないでと心配しておりました。標準目安としてい

る実質公債費比率の基準値18%を下回る16%になり、健全財政に一步近づいたと喜んでいます。

この短い期間で佐藤市長は強いリーダーシップと豊かな行政経験で難しい問題を改善してくれました。その他、高齢者の元気づくり、中心市街地の活性化、仙台圏との交流、学童保育の充実、企業誘致と雇用促進、職員の地域担当制、屋内運動場整備、農産物のブランド化等々の事業が順調に推進していると理解しております。

また、新第5次振興計画に掲げられた重点プロジェクト31事業に係る寒河江市市民100人評価委員会による評価が平成23年分として平成23年11月に実施されました。その中で普通とされる評価3点より下回った事業は2事業で、普通より上回った事業が29事業、全体の93%が好感の持てる評価でありました。

この中で、市民の皆さんは今後の市政に特に重要なプロジェクトとして期待しているものがあります。安全・安心に関する事業、雇用に関する事業、そして子育てに関する事業であります。

これまで申しあげましたように、前回の市長選で掲げた公約並びに重要なプロジェクト事業を実現するためには、佐藤市長の卓越した手腕が必要であると思っております。さらに、新第5次振興計画は、佐藤市長のかじ取りで策定されました。目標とする「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市」も実現はまだまだ道半ばであると思っております。引き続き、佐藤市長が市政運営を担い、この目標を実現してほしいと願っている市民の一人であります。

12月に市長選が予定されているわけではありますが、市長選への出馬の意欲と決意のほどをお伺いいたします。なお、多くの市民も佐藤市長の再選出馬を期待していることを申し添えまして、明確な答弁をお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいまは、工藤議員から私のこれまでの市政運営に対して過大な評価をいただいて恐縮に思っている次第であります。

議員御指摘のとおり、私は平成20年12月に「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」をスローガンとして子供からお年寄りまで安心して、そして元気に暮らせる確かな未来づくりを目指して、13項目の選挙公約をお示しして市長選挙に挑戦をして、多くの市民の方々から御支援いただいて当選の榮譽を賜ったところでございます。

そして、平成21年1月20日の就任以来、お示した公約については毎年その達成状況について自己検証しながら実現に向けて誠心誠意努力してまいったところであります。

公約の中でも特に重要とした4項目がございます。工藤議員の御指摘のとおりであります。就学前までの医療費の無料化、そして中学校給食の実現、地域座談会の開催、そして財政健全化への取り組みという4項目であります。市民の皆さん、そして議会の皆様の御理解と御協力をいただいて取り組みを前進させることができたものというふうに思っているところであります。

就学前までの医療費の無料化については、平成21年度の当初予算に計上して極めて短い準備期間でありましたが、その年の7月から実施をし、平成23年7月から小学校3年生まで、そして来年1月からは小学校6年生までの拡大を予定しておるところであります。

中学校給食につきましては、就任後直ちに教育委員会のほうで検討を始めていただいて、平成23年4月から実施することができたところであります。

また、地域座談会の開催についても、これは私の市政運営の土台となる施策であります。現在まで、67回の開催を数えているところであります。

一方、財政健全化につきましては、平成21年度に新たな行財政改革指針とアクションプランを策定をして、暮らしに必要な予算は増額しつつ、事務の効率化、経費の節減に努め、市債の減少、財政調整基金の増額、そして財政指標の改善を進めているところであります。

また、公約の実現のみならずこの間、少子高齢化に伴う人口減少の可視化、市内経済の停滞、安全・安心への関心の高まり、地球温暖化防止など環境への配慮、そして地域主権時代の対応など、寒河江市を取り巻く状況は大きく変化していることから、市民が主役、市民主体のまちづくりを志向した新第5次振興計画を昨年3月に策定をし、市民と協働による市政運営を進めてまいったところであります。

その中で、より重要視したことは市民の皆さんが常に市政に参画できるためのシステムを構築することであります。地域座談会の開催を初め、市民アンケートやパブリックコメントの実施、審議会委員等の公募制の導入、ワークショップの実施に加えまして、御指摘のありました市民100人評価委員会の開催、そして市長への手紙の実施など市民の皆さんの声を幅広く聞き、市政に反映させる、そういう体制づくりに努めてきたところであります。

そうした取り組みの中から現在市民の皆さんが関心の高い施策というのは、工藤議員御指摘にありましたが、「子育て支援」「安全・安心」「雇用創出」であると捉えることができ、総合子どもセンター「ゆめは一と寒河江」の整備、学校や保育所等の耐震化も前倒し実施、そして緊急雇用創出事業の積極的な活用などに意を用いてきたところであります。

また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーへの関心が急速に高まっております。公共施設への太陽光発電の導入などの取り組みも鋭意進めているところであります。

これまで、課題解決に向かって常に市民の目線に立って市民の皆さんの声をよく聞き、市民の望むところを捉えつつ、将来を広く展望して新たな課題にも柔軟に対応し、市民とともにまちづくりを進めてきたところであります。

市政運営を担わせていただいているからにはや3年7カ月が経過いたしました。改めて我が寒河江市は今後もさらに大きく飛躍・発展する力を持っているんだということを確認している次第であります。

慈恩寺に代表される歴史文化、美しい景観と清流、日本一のさくらんぼ、産業と雇用のかなめとなる工業団地、そして豊かな人情、市民の地域づくりやまちづくりへの参加など、数多くの宝があり、こうした寒河江の宝を存分に生かしてさらに磨き上げ、来て楽しく、住んで幸せな寒河江をつくり上げていく責務が課せられているとの思いを日に日に強くしているところであります。

本日の工藤議員を初め、これまで多くの市民の方々や後援会の皆さんから夢と希望の持てる元気な寒河江市の実現のため引き続き市政を担ってほしいとの温かい言葉をいただいたところであります。

こうした皆さんの思いを重く受けとめ、熟慮の末、新第5次振興計画の目指す「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」を実現し、にぎわいがありさまざまな分野において市民が豊かさと幸せを実感できるような力強い寒河江をつくり上げ、そして新たなステップに向かってより高みを目指していける、そういうことが私の使命と考え、次期市長選に再び立候補する決意をしたところであります。

市内外を取り巻く環境は依然厳しく、課題も山積している状況にありますが、確かな未来づくりのため、全身全霊で取り組む覚悟でありますので、市民の皆様、議員の皆様から格別の御理解を賜りますようお願いを申しあげ、私の決意表明とさせていただきますと思います。

○高橋勝文議長 工藤議員。

○工藤吉雄議員 ただいま、市長より明快な答弁をいただきました。市政担当意欲を頼もしく感じるばかりであります。市民の皆様幸せを感じていただける、そして住みやすさを誇る寒河江市、そんな市政を目指してともに頑張りたいと思います。4万3,000人寒河江市市民の望む市政実現を大いに期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

太田芳彦議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号3番、4番について太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

新政クラブの太田芳彦です。今回が3度目の一般質問でありまして、ようやく心臓のどきどき感もおさまってまいりましたが、元来人前で話をするのが苦手でありますので、聞きづらい点多々あると思いますが、おつき合いのほどをお願いしたいと思います。

それでは、通告番号3番、寒河江市立病院の経営状況について質問をさせていただきます。

本題に入る前に7月10日から12日まで九州へ会派の視察研修で病院の経営スタイルについて公費を使わせて学ばせていただきましたので、2カ所の事例を紹介しながら質問をさせていただきます。

1日目は、福岡県八女市を研修させていただきました。八女市は、人口が6万8,414名で福岡空港より約1時間、八女茶で有名な地域でありました。経営主体は一部事務組合1市1町、2006年4月より地方公営企業法の全部適用により企業団を組織し、公立八女総合病院企業団に改組したそうです。

事業としては、公立八女総合病院が29診療科ありまして300床の規模で、それに緩和ケア病院「みどりの杜病院」が30床あり、これはがん患者さんのためとのことでありました。それから、介護老人保健施設「回寿苑」90床を運営しており、職員数が合わせて665人で運営しており、経営責任者は企業長1名で特別職、任期4年ということでした。それに副企業長3名、看護部長1名、事務部長1名で構成されており、当然ながら経営結果が年俸に大きく連動する仕組みとなっているとのことです。

平成23年度病院実績ですが、入院の病床利用率93.81%、診療報酬が47億6,852万円で、患者1人当たりが出入り4万6,296円で、外来の患者数が1日平均528名、収益が31億4,793万円、患者1人当たりの報酬が出入り2万230円ということでした。入院患者1人1日当たりの診療報酬が、八女が4万6,296円に対して、寒河江市は平成23年度で3万1,000円と大きな開きがあるようです。

また、病院の事業収益について説明がなされた中で、給与費が平成22年度で45.8%と低く、寒河江の平成22年度74.7%と、こちらも大きな開きがあるようです。説明では、年齢層が若いとのことでしたが、給与費が50%を超えては赤字経営は免れないとの指摘がありました。

次に、佐賀県武雄市で市立病院の民間移譲を実現された市でありますので、御紹介させていただきます。武雄市は、平成18年1市2町が合併して武雄市が誕生したところで、佐賀県の西南部に位置し、人口が5万699人、産業としては第3次産業が60.4%を占めており、議員定数が26名、寒河江よりや

や大きい市であることがうかがえました。

初めに、武雄市民病院経営改革の経過であります。平成12年に国立療養所武雄病院の譲渡を受けております。平成20年1月、医師不足、赤字経営等を解消するべく武雄市議会武雄市民病院問題特別委員会が設立され、それに並行して平成20年1月市民病院の存続を求める署名が提出されました。平成20年5月には、市民病院改革ビジョンを取りまとめて公表しています。そして、平成20年6月移譲先法人を公募開始し、平成20年7月市民病院を医療法人財団池友会へ譲渡する議案を可決しました。そして市民病院の民間移譲及び社団法人巨樹の会新武雄病院を開院しました。

なお、市民病院の職員は一度退職し、再雇用も含め、新たに380名が雇用されたと聞いております。譲渡金額は4億2,900万円で売却できたそうであります。

それから、民間移譲前の市民病院の問題点と対策であります。1、平成19年までの8年間の赤字の合計額が6億3,800万円になった。2、人件費率が高くなった。3、患者が少ない。4、交通が不便。5、医師が来ない。6、医療機器の更新・導入に多額の費用がかかる。7、建物の更新・改築に多額の費用を要する。8、診療報酬の増は見込めない等々で、このままの運営が続くと、1、医師不足で収入が激減する。2、市民病院の赤字はさらに増加。3、病院の運営が危機に陥る。4、税金の病院への持ち出しが出てくるなどの結果、市民に充実した医療の提供ができなくなる。また、市の財政負担が大きくなり、一般行政サービスに支障が出ることになるため、民間移譲という形で経営形態の見直しを行ったことにより、1、医師確保のノウハウを生かせる。2、医師派遣により救急医療の早期再開が可能になった。3、市民の医療ニーズに対応した診療体制の整備が可能となった。

そして移譲先決定後の状況であります。1、民間移譲が決定した市民病院は基本協定書に基づき、平成20年8月1日から移譲先である医療法人財団池友会から医師の派遣を受け、医療体制の整備を進めてきた。特に、医師数の減少に伴い、平成20年4月から休止していた救急医療を同8月11日から再開できたことは、市民の健康と命を守る行政の役割を果たせるものとする。

次に、入院患者数の状況ですが、医師数の減少に伴い、入院患者数は減少し、平成20年7月時点では、一般病床135床のうち、月平均30床に満たない利用しかない状況でした。移譲先からの医師の派遣による救急車受け入れ再開と重症患者の受け入れ増加などにより入院患者数は増加し、経営面においてもプラスの効果があらわれております。

また、多くの公的病院が抱える医師不足問題は医療サービスの面においてさまざまな支障を発生させていますが、経営面においても深刻な影響をもたらしました。医師不足問題の解決が急がれた市民病院においても、医師不足による平成20年度財政赤字が6億円を超えると推定されるなど深刻な状況でありました。

しかし、移譲先からの医師の派遣は、診療面だけでなく経営面においてもプラスに作用し、平成20年4月には6,951万4,000円だったのが、平成21年3月には1億3,901万6,000円までアップしております。

市民病院は、平成22年2月1日に医療法人財団池友会に移譲することが決定しており、移譲先の病院では武雄市民病院移譲先公募要領に掲げた移譲の条件に基づき、地域に求められる医療の提供等を実施していくことになっております。

次に、民間移譲の病院の状況であります。移譲前が病床数135床、医師数16名を、現在では、病床数が135床、医師数10名、スタッフ380名で賄っており、特色としては福岡市にも系列の大病院があ

るので高度医療が受けられヘリポートも設置なっている。移譲後の条件としましては、10年は継続してもらおう。

市立病院を移譲することへの判断、市民の反応はいかがなものかとの問いに、当時の市長の判断としては、無理して続ければ続けられたと思うが、足元の明るいうちに体力のあるうちに移譲を決断したとのことでありました。当時、移譲に関して反対の声も多かったのですが、現状は民間移譲してよかったと感じているとの答弁がありました。

以上、2件の事例を紹介させていただきましたが、直ちに寒河江市もといった話ではなくて、こういう市もあるんだと御理解をいただきたいと思います。

さて、本題に入らせていただきますが、私たちの市立病院も、紹介した2件の事例同様に赤字経営、医師不足と言った大きな問題に直面しています。これは、西川町立病院、朝日町立病院等、寒河江近隣を見ましても同じような問題を抱えているようであります。しかし、市立病院だから、幾ら赤字でもしょうがないというわけにもまいりませんので、あえて質問をさせていただきます。

平成23年度の決算を見てもとみると、一般会計より補正を含め5億8,000万円を繰り出しているようではありますが、大変大きな金額です。ただし、病院事業会計は受益者負担を原則とする独立採算制を建前としますが、民間企業と異なる公共特殊性があることから、その経費については一般会計が負担または補助することができることとされていますので、一般的には不採算と言われる1、救急医療を確保する経費、2、地域連携や医療相談など保健衛生行政に要する経費、3、研究・研修に関する経費、4職員の基礎年金拠出金にかかわる公的負担に要する経費、5、医療機器購入や病院建設時に必要な企業債償還に要する経費、6高度医療に要する経費、7、その他共済追加費用、8、企業債元金償還に要する経費で、地方公営企業法に基づき総務省が毎年定める基準により繰り出している額が合計で約3億円弱で、それを差し引いても大きな金額が一般会計から繰り出されているわけです。

こういった現象は、平成23年度だけでなく数年続いているようです。そこで、行政サイドでも平成21年3月に公立病院改革プランを策定し、目的達成に向けた具体的な取り組みを実施してきております。1、民間的経営手法を導入してIT化の推進による業務委託の見直しや調理業務の民間委託を実施しました。2、事業規模・形態の見直しとして、亜急性期病床の増床、平成23年3月から12床から18床に増床しています。3の経費削減では、人件費の抑制として時間外勤務手当の削減、職員の適正数配置、日々雇用職員等の雇用抑制を継続しており、また費用の節減では委託、賃借等の契約方式の見直しは平成21年から実施済みになっております。それから、節電や省エネなどできる範囲内での節電、また患者へのサービス向上の一環として民間路線バスの停留所を設置し、市内外からの患者増等の対策を講じてくれているようですが、なかなか患者増に結びついていないのかなといった気がするのですが、そこで市長に現状の寒河江市立病院の経営状況についてお尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員の市立病院の経営状況ということで、お答え申しあげたいと思いますが、平成20年度以降の市立病院の全体的な患者動向を申しあげますと、入院患者数については年間約2万9,000人台から2万8,000人台へ漸減傾向に推移をしております。外来患者数につきましても、年間約6万2,000人台から5万8,000人台に同様に減ってきている状況にあります。平成23年決算、お示しをしているわけでありまして、入院患者数は年間約2万5,000人、外来患者数、年間約5万3,000人ということで入院、外来ともに大きく減少している状況であります。

こうした患者数の減少に伴いまして入院、外来収益も大きく減少している状況にあります。

一方、支出面では給食調理業務の民間委託を実施をいたしましたので、その分の経費の減少ということもあったところであります。病院事業全体の収支においては、平成23年度決算では御案内のとおり、収益が17億2,000万円余、費用が17億7,200万円余ということで、一般会計からの繰出金、合わせて5億8,000万円繰り出しているわけではありますが、その結果5,163万円の純損失という結果であります。

損失を生じた原因の一つと考えられる患者数の減少の要因というものを分析してみますと、入院については職員の院内感染による第1病棟の昨年9月から10月までの2カ月間の一時閉鎖、その影響を受けて11月合わせて3カ月間の入院患者数が減少しております。例年に比べて2,000人を超す減少があったと考えております。また、整形外来の診療体制について、4名体制で運営してはいたけれども、平成22年10月から整形外科の医師が1名減になったということで、手術件数の大幅な減少がありまして収入減に大きく影響したということがあるようです。

一方、外来については市内外の最寄りの診療所がふえる傾向にある中で、かかりつけ医師制度の推進など病院と診療所の役割分担が相当定着してきている。さらに、市立病院における薬剤処方長期投与、長く投与するということが外来の診療回数が減少しているということ、そして患者さんが病院の選択肢を広げて山形などの市外の病院にも通院するケースがふえてきているなどが患者数の減少につながった要因ではないかと考えております。これは、西村山地域における平成20年度以降の入院、外来患者の動向を見てみると顕著でありまして、市立病院初め西村山地域内の公立病院が軒並み減少しております。一方、山形市内の大病院の患者数が増加している傾向からうかがえるところであります。

平成24年度の市立病院の状況につきましては、そうした依然として患者数の減少が継続しているところでありまして、本年4月から6月までは前年度を若干下回るペースで推移して大変厳しい状況にあるわけではありますが、7月に入りまして入院患者数が1日に70人を超す日もあります。4月以降初めて医業収益が1億円を突破して、底を脱した感もあるようであります。しかしながら、今後とも患者の確保、病床利用率の向上に向けて、一丸となって取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁ありがとうございました。

私事になるんですが、5月連休明けに市立病院へ教育入院という形で3週間ほど入院をさせていただきました。おかげさまで、病気もよいほうに向かっているとのことで、病院のスタッフ初め、関係各位には御礼を申しあげたいと思います。せっかくでありますので、入院を通じて感じたことをお話しさせていただきます。

よく、世間話等で、「何で市立病院の患者さん少ないんだべね」といった話題になると、先輩方が「よい先生がないからだな」と返ってきます。私もややもするとそんなのかなと思ったときもありましたが、今回入院を体験してみて決してそんなことはありませんでした。私に市立病院へ入院を勧めてくれたのが千葉に住んでいる弟で、「兄貴、インターネットで調べたら市立病院に優秀な先生がいるから見てもらえ」との電話がありましたので、早速見ていただき入院の運びとなったわけですが、その間院内もつぶさに見せていただきました。ハード面では大病院にはかなわないかもしれませんが、

ソフト面ではサービスの行き届いた患者の立場に立って接していただきました。私が議員をしているのを知ってか、病院のスタッフの方も経営が赤字続きでこれから先どうなるのだろうと心配なさっている方もおられました。

そこで市長にお尋ねしますが、これからの病院経営をどのように立て直していくのか、ビジョンをお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま申しあげましたとおり、市立病院の経営は大変厳しい状況にあるわけでありますけれども、市民が安心して暮らせる医療供給体制を確保していくことは市政の大変重要な課題であります。いろんな形で努力をしていかなければならないと覚悟しているところでありますが、御案内のように、ことし3月に今年度から平成27年度までを計画年度とする病院のアクションプランを策定いたしました。策定に当たっては、新第5次振興計画に関するアンケートに基づく市民の医療ニーズを踏まえて、超高齢社会に対応した持続可能な「市民密着型病院」を目指すということにしているわけであります。

その内容として、基本的な方向としては市民ニーズに応える初期診療の充実、重篤疾患など病態に応じた3次医療機関等との連携、そして高齢者の増加に対応した慢性期医療提供体制の整備、そして在宅医療の支援と地域連携の構築、最後に休日・夜間の初期救急の充実というものをあげているところであります。

アクションプランに基づく本年度の取り組みということになるわけでありますけれども、まず超高齢社会に対応した療養病床の整備が課題の一つでありますので、現行の急性期の一般病床を確保しながら新たに療養病床を取り入れることで、若い方からお年寄りまで幅広く市民が安心して暮らせるような医療供給体制の整備を図って、経営的にも安定的な入院収益の増加につなげて病院の健全経営に転換させていくということが大変重要になってきていると思います。

病院のほうでは、8月に療養病床導入委員会というものを設置をいたしまして、一般病床125床全体を新館の第2病棟、第3病棟合計94床に集約をして現在の急性期病棟の入院患者の確保充足を図りながら、療養病床の導入を第1病棟での転換によって運用する計画の検討を始めているところであります。

なお、具体的な療養病棟運用計画というものが固まった段階では議会のほうにもお示しをして御説明をさせていただきたいと考えているところであります。

また、同じく地域医療を担う河北病院と連携強化、機能分担ということも大変重要であります。7月に両病院の医療連携推進協議会というものを設置をいたしまして、各病院の院長先生等々参加をしながら特徴的な診療部門強化と効率的な医療連携の推進を図るため、これまで2回の協議を行ってきているところであります。今後の協議の展開と推移を見きわめながら、両病院の役割分担、機能強化を的確に進めていくことが必要だと考えております。

また、在宅医療の支援と地域連携の構築、そして休日夜間の初期救急医療体制の充実に関しましては、今般県の在宅医療推進モデル事業の採択を受けまして在宅医療の支援と休日夜間の初期救急医療体制の検討を行うために、8月に行政と地区医師会、市立病院が参画をして寒河江市在宅医療推進協議会設立準備会を設置をいたしまして、協議を開始をしたところであります。

これからの市立病院というのは自己完結型にとらわれることなく、病院間の連携あるいは病院と診

療所との連携強化というものを図っていくことが重要だと考えているところであります。

そして、将来にわたって病院経営を持続していくためにはやはり人的資源の確保、とりわけ医師の確保が重要であります。現在は山大医学部から赴任した常勤医師10名及び派遣医師15名により診療体制を整えているところでありますが、御案内のとおり、相変わらず医師不足の状況にあるわけであり、引き続き、アクションプランの具現化に向けて、山大医学部へのアドバイザー依頼、さらには常勤医師の増員要請、さらに山形県や県医師会のドクターバンクに対する要請など、医師の確保に向けてより積極的に取り組んでいくことが課題となっているところであります。

先ほども申しあげましたが、市立病院は市民の皆さんが安心してかかれる病院として急性期医療を初め、慢性期医療にも取り組み、高齢社会に対応しながら地域でできるきめ細かな医療を提供していくということが総合病院にはできない市立病院としての使命と考えているところであります。この点は、太田議員と同様の考えでありますので、病院の経営健全化に十分留意をしながら、アクションプランの着実な実行を図り市民から信頼される市立病院を目指して、病院、行政が一体となって取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

市立病院などの公的病院の経営は、100円もうけるのに106円かかっており、病院経営がよかったのは昔の話のようです。しかし、ある文献によれば病院経営をよくすることは簡単なことなんだそうです。医療のもうかる部分だけ、例えば心臓、消化器、白内障などのもうかる部分に病院を特化させたり、入院期間を短期間にすれば病院経営は黒字になると言い切っております。しかし、このことは市民にとってよいことでしょうか。

病院へ行けばわかりますが、高齢化社会に伴い、患者さんの大部分は老人です。人間の体は老化に伴いさまざまな障害を引き起こします。高齢化社会には高齢化社会に適した医療が必要です。老人は心臓も悪ければ糖尿病もある。腰痛もあれば目も悪い。このような老人がたくさんいます。つまり、高齢化社会には専門病院よりも何でも対応できる従来型の病院が必要なのだと思いますので。ただし市立病院だから赤字が当たり前といった考えも市民には理解できない部分もありますので、私たち議員も含め、行政が一丸となって病院経営、改革を推し進めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

通告番号4番、都市計画道路・山西米沢線、いわゆる市立病院前の道路について質問をさせていただきます。

平成19年9月議会で、杉沼議員が質問されているようでありました。以前から、この路線については交通量がふえて買い物をするにも市道を横切るのに大変だと常々思っておりました。前段でも申しあげましたが、市立病院にお世話になった際、毎日何回となく敷地内を散歩しておりましたので、身をもって感じたことではありますが、とにかく一言で言って交通量が半端でない。病院前に横断歩道が引いてあるのですが、お年寄りの方がスーパーへ買い物のため病院側で横断用の旗を持って待機していたのですが、車の往来が途切れることがないので、約5分間ほど渡れないでおりました。大げさでなくそれほど交通量が多いのです。

この道路は、通学路にもなっており、交通量がふえて危険だとの認識から平成22年に歩道のかわりにグリーンベルトで塗装し、ポールで車道を隔てる工事を実施していただき、緊急な対策としてはよ

かったと思いますが、ふと頭をよぎるのです。夏分はまだいいのですが、冬期間に万が一車がスリップしたら、通学児童が歩行していたらなどと考えるとぞっとします。

今回、おかげさまで一般質問の機会がありましたので、いろいろ交通事故等について調べさせていただきましたが、交通量が多いのによく事故がないものだと不思議に思っておりましたが、私の認識不足でありました。報道はなされなかったのですが、平成23年12月から平成24年7月までに人身事故が12件、物損事故が13件で、幸いにも歩行者の事故が1件で命には別状がなかったとのことでありましたが、トータルで25件もの交通事故が発生しております。特徴としては、うろこや南西側十字路交差点、市立病院西側駐車場前、市立病院北西側交差点に集中しているとのことでありました。

それから、皆さんにもまだ記憶に新しいと思いますが、平成24年4月23日に京都府亀岡市で小学校へ登校中の児童と引率の保護者の列に軽自動車が入り込み、計10人がはねられて3人が死亡しております。また、同年4月27日に千葉県館山市で路線バスを待っていた児童4人に軽乗用車が突っ込んで1人が心肺停止の重体と、また、同日に愛知県岡崎市でも信号機のない横断歩道を集団登校していた小学生4人に軽自動車が入り込み2人の児童がけがをしたが、幸い命に別状はなかったと。

最近報道された大きな事故の事例ではありますが、私たちの市でもこういった交通事故がないよう祈るばかりではありますが、市立病院前の現状を見ればただ祈ってばかりいられない、何とか策を講じて交通事故の確率を少しでも減らさなければという使命感に駆られるところではありますが、市長におかれましては現状はおわかりいただけたと思うのですが、現在の道路の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山西米沢線でありますけれども、寒河江市北西部主要地方道天童大江線と南西部の主要地方道天童寒河江線とを連絡するアクセス道路ということであります。平成23年10月に行った交通量調査では、平日午前7時から午後7時までの12時間で約1万台の車の通行があるということになります。市道の中でも最も交通量が多く、御指摘のとおり、交通事故も発生しております。歩行者の安全確保の面からも当該路線の拡幅整備というものが急がれていると考えております。

また、この都市計画道路山西米沢線は平成14年12月に道路の線形及び道路の幅員として車道9メートル、歩道を両側に各5.5メートル確保して全幅20メートルで整備をするということが決定しているところであります。

これまでの経過ということではありますが、小河モータース前は平成3年度に、そして陵南中学校前については落衣前区画整理事業によりまして平成7年度に完成しているところであります。今回整備する区間については、平成8年度から側溝整備やふたがけにより歩行者の通路確保などの安全対策を継続的に施工してまいりました。また、御案内のとおり、塩水地内の中川橋については平成20年度に歩道橋の整備を行っているわけでありまして。そして、御指摘にありました平成22年度にグリーンベルト、ポール設置をして歩行者の安全確保に努めているところでありますが、しかしながらこれまでの整備というのは暫定的な対応ということでもあります。このたびは、都市計画道路事業として事業認可を受けての本格整備ということでもあります。

進捗状況でありますけれども、平成24年1月に地元説明会を開催をして、今年度から用地調査や物件調査を実施しております。一部用地購入、物件補償を行う計画であります。全体といたしましては、平成29年度の完成を目指して整備を進めているという状況であります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

ただいま、市長の説明の中にもありましたように、この路線は平成29年までに整備事業が完了の青写真ができており、将来はすばらしい整備された道路に生まれ変わるのでしょうが、完成まで5年かかります。予定どおりにいった話であります。

今回の質問に当たりましては、市立病院近隣に住む地域住民も京都のような事故が起きはしないかと大変心配されておりました。道路整備に関しては、各自治体より多くの要望があり、いち早く完成してほしいと思うのが当然かと思えます。市立病院前の交通量、危険度を考えれば早期完了が望ましいと思うのですが、市長の見解をお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成29年度までの完成を目指しているわけですが、本路線については2工区に分けて整備をする計画であります。小河モータースからうろこや寒河江店までの区間343.7メートルの第1工区は、平成26年度までの完成を予定しております。うろこや寒河江店から陵南中学校までの区間については平成27年度から29年度までの3カ年で整備をする計画ということにしているところであります。

完成後は、歩道の幅員が5.5メートルということで、大変広く見通しもよくなって歩行者の安全も確保されると考えているところであります。事業については、対象用地の補償物件が多く、また車の通行を確保しながらの工事となりますことから時間を要することが想定されるところでありますけれども、国の社会資本整備総合交付金などを有効に活用しながら早期完成を目指して努力してまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 どうもありがとうございます。

こういった道路整備事業も国からの交付金、社会資本整備事業交付金を当て込んで行っているとの話を伺っておりますが、聞くところによりますと、この交付金も昨年3・11の際の災害復旧に多く割り当てられ、なかなか道路整備に回らないのが実情のようではありますが、しかし何度も申しあげますが、今のままでは大きな交通事故が起きはしまいかと心配でなりません。

国でも京都府亀岡市や千葉県館山市での事故を受け、通学路の変更やスクールゾーンの拡大をしたりするなど児童・生徒の安全強化策を検討しているようであります。どうでしょうか。寒河江市も一番お願いしたいのは道路の早期完成でありますけれども、あわせて通学路の変更なども考えてはと思えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えしたいと思います。

通学路の変更についてというお尋ねでございますが、主に陵南中学校の生徒たちの通学路ということになるかと思えます。

まず、議員からる御質問がありましたように、子供たちあるいは生徒の交通安全あるいは不審者への対応と登下校の安全確保というものは大変大事でありまして、真つすぐ命にかかわる問題だと思っております。

そのようなことから通学路につきましては、各学校とも学期ごとに安全点検を実施しております。

また、特に今年度につきましては、警察の方あるいは道路関係者の方々の御協力をいただいて市内全ての、これは小学校ですけれども、全ての小学校区の危険箇所の総点検を実施いたしましたところであります。

議員お尋ねの道路につきましては、まさしくおっしゃるとおり歩道がなく交通量が多いということですので、学校、保護者、地域の皆さん方の長年にわたる懸案であったわけでありまして、私どもも議員と同じ思いを、また危機感といいますか、問題意識を共有いたしているところであります。

そのようなことから、この通学路につきましても変更について検討したという経緯がございます。検討というよりは模索したと言ったほうがよろしいのでしょうか。実際検討してみますと、周辺の迂回路といいますか、裏通りということになります関係上、不審者が出没というんでしょうか、出現するというまた別な大きな問題が出てくるなどしまして、学校側ではこのようなことも総合的に勘案した結果、現在の通学路に落ちついているというか、至っている経緯がございます。おかげさまでお話にありましたように、グリーンベルトやポールなど設置していただいて、交通安全のためにできる限りの現時点での工夫をいただいておりますので、学校といたしましても、私どもといたしましても、生徒への適切な指導を行いながら安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

今後とも、子供たちが安心安全に通える通学路をぜひ確保していただくようお願い申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

辻 登代子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号5番について、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

通告番号5番。私は新政クラブの一員として、通告番号に従い、中心商店街の活性化について質問させていただきます。

本市の商業を取り巻く環境は、景気の後退による消費の低迷、消費者ニーズの多様化や消費人口の減少等により厳しさを増しています。特に、中心市街地の活性化については今後の大きな課題となっております。

本市において、駅前広場を中心としたふれあい盆踊り大会や名物ひっぱりうどんまつりの実施を初めとする各種イベントへの支援。また、駅前自由市場「さがえチェリーマルシェ・ビアフェスタ」が7月14日駅前みこし公園で行われ、仙山交流と震災復興支援の企画もされ、大変盛り上がりを見せたところでございます。商店街や地域住民との協働によるにぎわいづくりの創出に力を入れ、子供からお年寄りまで親しまれる明るい商店街づくりの推進に向けての取り組みがなされております。

中心市街地のフローラ・SAGAEにつきましては、本市の新第5次寒河江市振興計画の事業として機能の充実と利活用促進が重点プロジェクトの「さがえはつらつ」プロジェクトに盛り込まれており、重点項目として活性化対策へ特に力を入れ取り組まれる姿勢がうかがえます。フローラ・SAG

A Eは市の中心地に位置し、地下1階から5階から成り、大駐車場完備の立地条件は良好であります。中心市街地の居住人口の減少や、商業機能や文化交流機能の低下する中において本市では活性化対策が検討されております。中心市街地のフローラ・SAGAEについては、新第5次寒河江市振興計画の事業として、平成24年度は中心市街地活性化センターリニューアル事業として検討委員会を設置し、利活用促進計画の策定が行われます。そこで、市長にお伺いいたします。検討委員会を設置するまでの経過についてお伺いいたします。お願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまは、フローラ・SAGAEの活性化のための検討委員会設置までの経緯ということでお尋ねがありましたが、御案内のとおり、フローラ・SAGAEの機能充実というのは中心市街地の活性化として重要な役割を担うということで、新第5次振興計画の重点プロジェクトの一つに位置づけをして取り組んでいるということでもあります。

昨年来、機能充実に向けて市役所の中で利活用の促進連絡会というものを組織をしながら、ふるさと財団の地域再生マネージャーによる短期診断を実施をしたり、またテナント料の見直しを行ったりということで、リニューアルに向けてさまざまな準備に取り組んできたところであります。

こうした経過を踏まえて市民の皆さんから幅広い御意見をいただくということで、ことし4月に寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画検討委員会というものを設置することといたしまして、5月に公募委員を初めとして関係各種団体の皆さんに御協力をいただいて、合わせて15名の皆さんから検討委員会の委員となっていただいて立ち上げたところでございます。委員には、町会長連合会でありますとか中心市街地連合会、商工会青年部、商工会女性部、観光協会、さらにPTA連合会、消費生活研究会、芸文協、青年会議所、農協などの各種団体から御推薦をいただいて、また学識経験者、公募委員などにも加わっていただいて、検討会を進めたということでもありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 検討委員会は15名。幅広い委員会での経過報告でございましたが、これまでの委員会内でどのような議論がなされたのかお伺いいたします。お願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで、6月から8月にかけて計3回開催されているわけでありまして。私も毎回の議事録なども読まさせていただいておりますが、建設的な御意見をいただき、例えば市民が参加するイベントコーナーの新設でありますとか、ターゲットを子供さんとお年寄りに絞った施設整備が必要なのではないかと、市民ギャラリーの機能の充実を図るべきではないかなどということで、幅広い御意見が出されているところであります。総じて施設のコンセプトを「まちなかにぎわいセンター」という形で位置づけられ、中心市街地で生活をする方々のための商業・生活機能の再構築、さらには子供とお年寄りの憩いの場、そして文化催事機能の充実によるコミュニティー機能の向上、さらには地元産の物産館機能の新設、美術館機能の充実などを中心として、この検討委員会の結果計画の案というものがまとまっていくものと聞いているところであります。

また、この議論の中で、フロアごとの機能がばらばらで回遊性が薄い施設となっているという御指摘もあります。いかに回遊性を高めていくかということも課題でありますし、さらに駐車場の効率的な運用を図っていくということも議論がなされているところでありますので、こうしたところを大きな

ポイントとして指摘がされている、そういう経過であります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ささまざまな議論がなされているようでございますが、今後計画・策定に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、現在3回の検討会を終わって計画案の取りまとめ段階に入っているわけでありますので、方針や骨子の提言に向けて最終調整の作業に入っている状況と聞いているところであります。

市といたしましては、今後検討委員会のほうから利活用促進計画案の提言をいただいた上で市の計画素案というものを作成をして、さらにパブリックコメントを経てできるだけ早い時期に市の利活用促進計画というものをまとめていきたいと考えているところでありますので、これからのフローラ・SAGAE並びに中心市街地の活性化に大いにつながっていく計画になると期待しているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 現在のフローラ・SAGAEの平成24年度8月8日現在のテナント入居状況につきましては地階の店舗数2戸、42坪、テナント残面積は126坪、1階の店舗数7戸、189坪、テナント残面積は67坪、2階の店舗数4戸、136坪、テナント残面積は188坪、3階は寒河江市美術館と市民ギャラリーで4階、5階は事務所等で入居済みでございます。合計の入居戸数は22戸でテナント残面積は381坪となっています。

平成24年4月から利用者の負担軽減と入居者をふやすための一坪単価料金の値下げをいたしました。地階は3,000円から2,700円にし、1階は5,500円から4,500円に、2階は3,500円から3,150円に値下げをされました。この値下げによる効果はどうだったのでしょうか。お伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 テナントの入居に関してでありますけれども、先ほど辻議員から御指摘がありましたけれども、商業テナントを初め有料の事務所としては計22事業所が入っているわけであります。昨年度、不動産鑑定士によるテナントフロアの時価の見直しを実施させていただいて、ことし4月から結果として値下げとなる単価の見直しを行っているところであります。こうした見直しについては、市報や市のホームページでPRを行ったり、金融機関などに対してあっせんをお願いするなどの対策を講じてきたところであります。確かに、問い合わせがふえたり新規に入居したテナントなどもあって一定の効果があると認識しているところでありますけれども、まだまだ不十分な状況にあると考えているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 今後の対策はどのように考えておりますでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 引き続き、いろんな媒体を使ってPRをしていくことにしたいと思っております。そういう意味で、テナントの誘致を進めていきたいと思っておりますが、先ほど申しあげておりますけれども、現在検討中の利活用促進計画というものを早目に策定をしてその計画に基づいて誘致店舗の絞り込み、さらには機能充実に結びつく施設の整備などを図りながら、空きスペースの解消に向けてさ

らにPRをしていく、取り組んでいくということにしていまいたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 次に、空き店舗を利用したイベントの実施についてお伺いいたします。

先ほどのテナント入居状況に関連した質問でございますが、フローラ・SAGAEの活性化を図る方法の一つとしてみんなで楽しめる魅力のあるイベントの実施と集まりやすい場所の提供であると思います。駅前広場のイベントが開催されたときのフローラ・SAGAEは静まり、人出がずっと少なくなってしまうというのです。

私は、駅前広場のイベントと同時にフローラ・SAGAEにおいてもイベント等を実施することにより、駅前通りとフローラが連携され、にぎわいを増すのではないかと考えております。現在、フローラ・SAGAEにおいてカルチャークラブで教室が開かれております。また、本市の芸文協会団体は52団体で、1,791名となっています。ほかにもコーラス、ピアノなどの楽器の練習をされている方が大勢いると思われまます。そこで市長にお伺いいたします。空き店舗を利用して、イベントを開催することについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在あいている店舗スペースを利用してイベントを開催してはどうかということでありまますけれども、現在、先ほども申しあげましたけれども、利活用促進計画の検討委員会の中でも委員の方からそういった議論が出されているところであります。今後、市の利活用促進計画を策定していくに当たっても一つのポイントになるのではないかと考えているところであります。

議員御指摘ありましたとおり、まず数多くの市民芸術団体の皆さんの発表の場などとして利用するイベントスペースというのは、比較的規模の小さなスペースとして、市民の皆さんのニーズも高いとも聞いております。市民文化会館でありますとかハートフルセンターなどのホールなどと差別化、区別化されて十分利活用が期待できるのではないかと考えているところであります。その辺のところも踏まえて今後の計画の段階でいろいろ検討していく必要があると考えております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいまの御答弁では前向きな考えであると理解いたしましたので、イベント実施場所についてお伺いいたします。場所については、どこに考えていらっしゃるのでしょうか。私といたしましては、人が自由に出入りできる場所で壁などの仕切りがない開放感のあるところが望ましいと思っております。テナント残面積の一番広い場所である2階を提供すべきと思っておりますが、どのように考えておられますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干申しあげましたけれども、各階の回遊性をいかに高めるかということもこれからの計画策定の段階での一つのポイントとなると思っておりますので、御提案は2階でどうかということでありまます。辻議員の御提案なども踏まえて策定の段階で検討させていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 それでは、イベントの企画運営についてでございますが、私といたしましては、行政に余り頼らず独自のカラーを出してもらい、みんなでつくり上げる方法がよいと思っております。この件についてどのようにお考えでございましょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私、行政の長でありますので、なかなか答えづらいわけではありますが、現在もいろんなイベントを企画実施している状況なんかを見ますと、市民の皆さんが参画をして実行委員会組織をして実施しているケースというのが大変多くなっている。それが形ばかりでなくて、実際の市民の皆さんが実質的な実行委員会組織でイベントが開催されるというケースが多々ふえてきていると思いますし、それだけ市民の皆さんが意識が高まっているとも思っているところでもありますので、今後フローラ・SAGAEのイベント、御提案のようなイベントが開催される場合でも、いろんな団体の皆様あるいは市民の皆さんが参画をして実現できるような仕組みなどができれば素晴らしいことだなと期待しているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻議員。

○辻 登代子議員 次に、寒河江市美術館と市民ギャラリーの取り組みについて質問させていただきます。

フローラ・SAGAEの3階には、平成20年11月2日に開設された市美術館と市民ギャラリーがあり、ことしで4年になろうとしています。市美術館に展示されているのは郷間正観先生の絵画と、市民ギャラリーでは市民から寄せられた書・絵画等の作品が展示されています。この貴重なすぐれた絵画や市民の作品をより多くの子供たちからお年寄りまで親しまれ鑑賞してもらうための方法として伺います。

本市の教育振興計画の中でも芸術文化に親しむ、創造の喜びを育むまちづくりに対する取り組みがなされています。そこで、教育委員長にお伺いいたします。本市の学校教育の課程において、市美術館や市民ギャラリーを鑑賞する時間を設けている学校はあるのでしょうか。もしあるのであれば何校、何クラスでしょうか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 議員からは美術館と市民ギャラリーの今後の取り組みについてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

御案内のとおりでございますけれども、この4月から私どものほうで美術館の運営といいますか、行っておるところですけれども、新たに専任職員を配置いたしましたり、あるいは企画展の充実強化を図るなどして美術館をより充実したものにすべく取り組んでおるところであります。

質問にありましたけれども、美術館には現在郷間正観常設展、郷土ゆかりの芸術作品展、そして市民ギャラリー、この3つのスペースから構成されております。とりわけ市民ギャラリーにつきましては、市民が自由に展示できるスペースとして、個人はもとよりですけれども、団体やサークル等からも利用いただいております。

市美術館につきましては、子供たちを初めより多くの市民の皆さんからまず訪れていただく、足を運んでいただいて親しんでいただくような、そういう美術館にしたいものだなということで取り組ん

であります。それを通じまして、市民の美術文化活動の活性化と新たな地域文化の創出にかかわれば、寄与できればと考えております。

具体的な質問でございます。学校教育課程にかかわるものでございますので、教育長から答弁をいたさせます。

よろしく願いいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、お答えいたします。

学校教育の課程内に市美術館鑑賞の時間を設けている学校はあるのかという質問でありますけれども、近くの学校、つまり寒河江小学校や寒河江中部小学校などでは一、二年生のときに生活科の学習というものがあるわけでありまして、その時間に「まちたんけん」という学習内容があります。子供たちがまちへ出ていろんな施設を回ったりしてまちを探検して歩くという学習でありますけれども、その中でフローラ・SAGAEに出かけて、その際に市の美術館を訪れるという例はあるようですけれども、図画工作とか中学校の美術の時間の教育課程の中でその中に位置づけて鑑賞している学校というのではないということであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 市美術館にはすぐれた作品も多くあるため、子供たちの鑑賞する時間を設けていただきたいと思いますが、どのように考えていらっしゃるかお願いいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えいたします。

小学校の図画工作、そして中学校の美術には絵を描いたり工作をつくったりする「表現」という領域と、それから「鑑賞」という領域があるわけでありまして、このうち、小学校はどちらかといいますと絵を描いたり工作をつくったりという表現の活動が中心となっております。鑑賞については自分の絵をほかのお友達から見てもらっているいろいろな批評を受ける、それから友達の絵を見て自分の感じたことを批評しながら自分の作品に反映していくという、そういった鑑賞の内容が主になっているようでありまして、鑑賞に充てられる時間数も多い学年で年間2時間程度でありますので、この中に位置づけて美術館に出かけて鑑賞の時間というのはなかなか難しいというのが現状にあるようでありまして。

一方、中学校では小学校の自分や友達の作品批評にプラスして、「身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、美術文化に対する関心を高める」ということも学習内容に入ってくるわけでありまして、したがって、一般的な芸術作品を鑑賞するという活動も中学校では考えられるところではあるんですが、何しろ中学校の美術の時間というのは週1時間しかないという実態であります。その1時間の中で市の美術館に移動して学習するというのはなかなか時間的な設定が、それぞれの中学校とも難しいというのが現状ではないかなと思っております。

しかしながら、議員が御指摘されたとおり、身近にあるすぐれた芸術作品に触れて鑑賞するというのは極めて意義のあることだと思いますし、学習指導要領の中においても美術館や博物館等の施設や文化財の積極的な活用を図るように努めなさいという文言もあるわけでありまして、したがって、学校教育の中で子供たちが市の美術館に興味を持てるような指導を各学校でしていくということも大切なことかなと思います。

特に、中学校のほうにおいては、現在も市の美術館を鑑賞することについては勧めているのであり

ますが、これをさらに進めることによって具体的に授業の中で市の美術館の作品を紹介したりするという、例えばの活動なんかも取り入れながら、休みの日などには生徒が主体的に足を運んで作品に親しめるような指導を行っていくということも学校に勧めてまいりたいと思っております。いろんな企画展もあるわけでありますので、そういったときに足を運んで鑑賞していただく機会をなるべく多く持てるような働きかけを進めていきたい。

また、市民の美術館として小学校への広報活動も積極的に行いながら、小さいうちから身近な芸術作品に触れて興味・関心を持てるように、そして豊かな心を育むことができるような、そういった指導も各学校にお願いしてまいりたいと思っております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 私の提案を申し上げます。

市民ギャラリーに、児童・生徒の書・絵画を展示してもらい、それらの作品に市長賞、議長賞、教育委員長賞を選び、賞品を贈呈することにより子供たちの作品制作への意欲の高揚につながるのではないかと考えております。ぜひ、市民ギャラリーに子供たちの作品を展示する取り組みをしてはいかがでしょうか。この件について御所見お願いいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、議員から御指摘がありましたことについてお答えを申し上げたいと思います。

今年度から新たに市内小中学校の協力を得て、対外的に各学校、いろんなコンクールがありますので、そのコンクールに応募している子供たちがたくさんおるわけであります。今回の県の美術展においてもたくさんの子供たちが入賞しておるわけであります。そういったいろんなところで出品して入賞した図画や習字の作品を一堂に展示してみんなに鑑賞してもらおうという、仮称でありますけれども、「寒河江市子ども芸術展」なるものを年度内に開催したいと考えているところであります。本年度から初めての取り組みをこんなふうな形で子供たちの作品を展示できればと考えているところでございます。

このような市内の小中学生の作品展につきましては、今後も機会を捉えて開催してまいりたいと考えておりますが、まずは各種コンクールで入選した作品を中心に鑑賞会といった形で子供たちが触れ、市民の多くの皆さんが子供たちの作品を見てもらうような機会を設けて、芸術に対する意識の高揚を図る場にしていきたいと考えているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 大変前向きな御答弁、ありがとうございました。

今後、市美術館により多くの市民から来場していただき、すぐれた芸術作品を鑑賞していただくためにどのような方策を考えておられるのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 来館者をふやして、私が冒頭申し上げましたように市民の方から足を運んでいただき、親しんでいただける美術館にするには、どのような方策かという御質問かと思っておりますので、お答えいたしたいと思っております。

現在、3つのことを考えておりますけれども、その一つ、1番目には来場者の美術館にいらっしゃる方が、いつ来ても新鮮に感じられるように魅力ある企画とあわせて随時作品の入れかえを行っていくと、当たり前のようなことですが、この方策をまず1番目に考えています。具体的に申しあ

げますと、郷間正観常設展の展示スペースにおいて具体的には今月23日からになりますけれども、郷間先生とともに本市美術館の開館に御尽力をいただいた、亡くなりましたけれども、伊藤恵美子氏をしのぶ作品展を開催を予定しております。

また、次のギャラリーであります郷土ゆかりの芸術作品展のスペースについてでありますけれども、現在の美術館の収蔵庫や図書館倉庫、市内各学校などに展示・保管されております作品を整理いたしまして、定期的にこのスペースに展示できるよう現在準備を進めているところであります。

市民ギャラリーについてですけれども、今年度これまで9回ほどの展示がえを行ってきております。団体やサークルの展示会のほか、特に4月26日からの特別企画展として開催しました佐藤満氏の染色展。これには1,300名ほどの来場者を得まして市内外からの好評を博したところであります。

今年度は、これから3月までにさらに15回程度の展示がえを計画しております、その中で4回の特別企画展を予定しているところであります。その一端といいますか概略を御紹介いたしますと、1回目は秋の特別展「校舎と美術～4つのまなざしをめぐる展覧会～」、これは、廃校・美術をキーワードに集まった4つの若者の団体の活動や作品展を開催いたします。2回目は年末年始にかけてでございますが、これは毎年好評をいただいております、今年で3回目でありますけれども、「屏風絵展」、これを予定しております。3回目は冬にありますけれども、冬の特別企画展で6月議会で荒木議員から提案があったものでございますけれども、「障がい者のアート展」、これは仮称でございますけれども、障がいを持たれている方々の作品を中心とした展示会を1月下旬に予定しております。4回目でございますけれども、「渡辺喜雄回顧展」。これは3月に予定しております。氏は、市内松川出身でありまして、中学校で美術を教える傍ら陶芸、彫塑、絵画等の制作を行い、県美展などで活躍された方の遺作展でございます。

今後、このような各種の特別企画展を初めより親しまれる美術館を目指して展示内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

方策の2番目は、情報発信の大切さということであります。市美術館の催しについて周知する方法としては、現在市報で月2回催し物情報を掲載してお知らせしておりますほかに、市のホームページにも随時美術館情報を掲載いたしております。そのほかに、山形新聞の毎週金曜日掲載しております「美術館・博物館めぐり」、この欄に県内の各美術館、博物館とともに本美術館の催し物情報が紹介されております。

今後についてでございますけれども、市報の毎月5日号に美術館コーナーを新たに設けまして、催し物情報や美術館にかかわる話題を提供してまいりたいと思います。また、市のホームページの美術館コーナーをより見やすくするなどいたしまして、機会を捉えて広報活動に努めてまいりたいということです。これが2番目です。

3番目でございますけれども、市民の美術に関する創作活動を支援しまして、美術館での発表の場を提供していくことが重要であると考えております。3番目でございます。

今後は、美術品の展示に合わせたワークショップの開催や絵画などのカルチャースクールの開設も検討してまいりたいと考えております。また、フローラ・SAGAEの活性化のためのイベントとも連携を図りながら、市民が気軽に立ち寄れる、足を運んでいただける美術館にしていくことが来館者の増加につながるものではないかと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 大変詳しく答弁していただきましてありがとうございます。

郷間正観先生は、毎月第1日曜日と第3金曜日に来館され、ギャラリートークを実施しておりますが、その周知の方法はどのようにされているのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えいたします。

郷間正観先生のギャラリートークということでありますけれども、月2回市報の欄に「美術館ギャラリー情報」というのがあるわけでありますけれども、その中で開催情報を掲載しておりますし、また市の美術館入口の掲示板にも年間の催し物情報の中にギャラリートークの情報を掲示して、より多くの市民から参加していただくように周知を図っているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 感想ノートなどを見ますと、すぐれた作品が多く展示していることにうらやましいと声が寄せられております。寒河江市民への周知にもっと力を入れていただけないでしょうか。

先ほどの答弁の中でホームページでの周知をされていると伺いましたが、お年寄りにはホームページを見ることができない方も多いので、回覧板での周知を検討していただきたいと思っております。この点についてお伺いいたします。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 より多くの市民が美術館の価値というんですかね、それを知っていただけてたくさん足を運んでいただくことは私たちも望んでいるところですので、その周知のことについては力を入れてまいりたいと思っております。

市が主催、または共催する特別企画展においては、今御提案がありましたように回覧板も含めて周知を図ってまいりたいと、早速先ほど委員長が申しました「校舎と美術～4つのまなざしをめぐる展覧会～」というチラシが、間もなく9月27日からあるわけでありますけれども、これは回覧板で回して周知を図るといった方法もとっていきたいと考えているところでございます。広報活動をより充実したものにすることで多くの市民が美術館に足を運んでもらえるように、私たちも意を用いてまいりたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 早速の周知の充実を検討していただき、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお伺いを申しあげます。

市美術館の絵画や市民ギャラリーの作品を、本市のみならず他県や他市町村への周知を徹底することによりフローラ・SAGAEの活性化にもつながると思っております。行ってみたい、行けば楽しい、気楽に立ち寄れる親しみの持てるフローラ・SAGAEの雰囲気づくりが必要と思えます。空き店舗利用してミニコンサートなどのイベントができる場所の提供をするなど、活性化に向けての取り組みを実施されますことをお伺いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号6、7番について、3番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** 私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号6番、男女共同参画計画の策定について伺います。

2010年6月議会で辻 登代子議員が「男女共同参画社会の実現について」として質問されていますが、それに対し市長は、本市ではまだ男女共同参画計画というものを策定していない状況でありますので、条例を制定する前の段階として計画の策定が当面の課題であると捉えていると答弁されています。

男女共同参画社会というのは、男女がお互いを尊重し合いながら家庭や職場あらゆる場面で真に男女平等になることだと思っております。1999年6月男女共同参画社会基本法が制定され、市町村に男女共同参画社会の形成の促進を図り基本的な計画を定めるよう促しております。2012年の現在、その寒河江市の当面の課題であった計画策定は今どようになっているのでしょうか。県内自治体の策定状況とあわせて、まず質問いたします。

○**高橋勝文議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 男女共同参画計画の策定の状況ということではありますが、先ほど遠藤議員御指摘のとおり、平成11年6月に国が男女共同参画社会基本法というものを制定をいたしました。これを受けて都道府県、特に山形県では平成13年3月に計画を策定をいたしておるわけでございます。さらに、平成18年3月に見直しを行い、また昨年3月に新たな計画というものを県では策定しているという状況であります。

市町村の計画については努力目標ということになっているわけではありますが、県内の市町村の状況、平成24年1月現在では17市町村で策定されているところであります。48.6%ということであります。最近では、鶴岡市が昨年3月に策定しているところであります。寒河江市ではまだ策定には至っていないという状況であります。

以上であります。

○**高橋勝文議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 今、県内の状況とあわせて伺いましたが、山形県、13市あるわけですが、13市あるうち市として策定されていないのが寒河江市だということで、ぜひこれは策定をしていただきたいという立場でお伺いするものです。

皆さん、この議場に管理職の方々たくさんおられますけれども、女性はただ一人としていらっしゃいません。かろうじて、議員として辻さんと私が2人おりますけれども、ことわざ「隗より始めよ」という言葉があります。まず、この市役所の中での男女平等といいますか、その実態ですね。例えば育児休暇や子供の看護休暇、介護休暇の取得状況、女性職員管理職への登用状況など及びその給与補償についてお伺いしたいと思います。

○**高橋勝文議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市職員の、まず育児休業の取得状況ということではありますが、直近の数字、暦年で申しあげますが、平成23年は12名の取得者がございます。全て女性でありますけれども、出産後に育児休業を取得しているということでもあります。取得しない職員はおりませんでした。

それから、子供さんの看護休暇の取得状況でありますけれども、平成23年は13名の取得者がございました。内訳を申しますと、女性職員が7名、延べ27日、男性職員が6名で延べ13日となっております。

ころであります。それから、介護休暇の取得状況でありますけれども、これは平成17年からこれまで3件という取得状況にあります。全て女性の職員でありました。それから、先ほど御指摘がありました市役所における女性職員の登用状況ということでありますが、平成23年4月現在の寒河江市の一般行政職における係長級以上の役付職員に占める女性職員の割合というのは16.3%ということになります。県内市町村の平均に近い数字にはなっているところではありますが、課長級の割合ということになりますと、議場には誰もいないという御指摘がありましたけれども、課長級の割合というのは6.3%であります。これについては、県平均が3.1%、県内市町村の平均であります。3.1%でありますので、課長級の割合というのは平均の2倍になっているという状況にあらうかと思っているところがあります。

大変失礼しました。給与関係の支給状況なんかもお答えするんですか。

大変失礼いたしました。さかのぼってお答えしますと、育児休業をとっておられた方には市からの給与の支給はありませんけれども、山形県市町村職員共済組合から子供さんが1歳未満に到達するまで給与の約半分が育児休業手当金として支給されております。

それから、介護休暇を取得した場合は、これも育児休業と同様に市からの支給はございませんけれども、市町村職員共済組合から介護休暇の開始日から三月を超えない期間に給与の約4割が手当金として支給されてきている状況であります。よろしいですか。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり、育児休暇をとりますと、まず給与としては補償されない。手当としては出る。それも半分ということになります。これでは、今現在の状況から県の平均からは2倍はしている。これは管理職の登用ですね。

そういう育児休暇、それから介護休暇の、本来ならもっともとの補償が必要であると私は考えるのですが、その点実際にこの数字がありますね。7名の方がとっていらっしゃる。それから、13名の方、12名の方と数字があらわれておりますけれども、この取得状況、実際にしてみましてこれに関する職員の相談窓口が市役所内にあるとお聞きしておりますが、そちらの窓口のほうにはどのような相談内容が寄せられて、どのような、これは個人情報保護法のこともありますので、詳しい内容といえますよりも、その相談窓口が活用されているのかまずお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 男女差別というんですかね、共同参画に関する相談のみならず全ての市職員の窓口を総務課の職員係ということで設けているわけでありまして。そういった意味で、お尋ねの質問のみならず全ての相談業務に当たっているということになります。具体的にどういう相談の内容が寄せられているのかということについては、担当の課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 具体的な内容ということでございますけれども、男女平等参画という観点から看護休暇をどうやって取得すればいいのかということやら、介護休暇についてどのように進めていけばいいかという内容について職員係のほうに直接いらっしゃってさまざま相談をいただいているということで、適切に相談に対して対応しているところでございます。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 私も、33年間仕事をしてまいりました経験上、その職場職場にはいろいろな一人一

人の職員の悩み事が渦巻いていたと思っております。相談する方がいればその方に相談するなり、いろいろなことができるでしょうし、今この職員相談窓口がそのような形で活用されているということをお聞きしましたがけれども、本当の意味で職員の悩み事に手を差し伸べ寄り添っていただけるような体制づくり、これをぜひお願いしたいなと思っております。

先ほども申しあげましたように、「隗より始めよ」というのは物事をなし遂げるにはまず手近身近なところから取りかかって、それを言い出した人が率先して実行すべきであるという教えだそうですが、ぜひこの市役所から寒河江市全体にこの男女平等の意識が広がっていくようにと願っております。よろしくお願いたします。

さらに、大正時代、さまざまな職業に女性が進出しましたがけれども、女性の地位はまだ低くて男性本位の社会はなかなか変わりませんでしたけれども、そんな中、平塚らいてうという方、雑誌「青鞥」を創刊して、「元始、女性は太陽であった」という論説を載せ、婦人参政権運動ですとか、母性保護運動、そして平和運動などの先頭に立って取り組んでまいったということでございます。勇気あるたくさんの女性がそれに続いて曲がりなりにも今日に至っているわけでありましてけれども、それでもまだまだ不十分だとして男女共同参画社会基本法が1999年制定されたわけなんです、このことに対する市長御自身の基本的見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 男女共同参画に対する基本的な考え方ということでありますが、平成22年6月定例会で辻議員の御質問にもお答えしているわけでありましてけれども、男女共同参画社会の推進に関しては、私先ほどもお答えしましたが、子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせるまちづくりを推進するということが基本理念として掲げているわけでありまして。それには、当然のことながら、男女の性別にかかわらずお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合いということでありまして。その個性と能力が十分発揮できるような社会の実現というものが大変大切だと認識しているところであります。そして、家庭、職場、地域というようなさまざまな場面において男性と女性がともに納得しながら役割分担をしていくということが理想であり重要だと思います。そのためには長年の習慣というものも転換していくような意識改革というものもやはり求められているのではないかと考えているところであります。

当然のことながら、それには男性、女性、双方が意識を変えていくということが必要になってくると思います。特に、女性が地域や社会において積極的に参画していくということになってきますと男性の意識改革、育児や家庭における役割の参画ということが重要になってくるわけでありまして。

その意味において、御質問の男女共同参画計画というのは、意識改革の一つの行動指針となる役割を担っていくのではないかと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先ほど、市長より、この男女共同参画社会についての御自身の見解ということで、お聞きいただきましたが、男女ともに責任のある能力を十分発揮できる社会にしていきたいというお話でしたが、この男女共同参画計画、いつごろまでの予定で計画されていくのか、その点お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 計画というのは、計画をつくっただけで終わりにするというわけにはいきませんので、計画は実行性を伴うというのが必要でありますし、絵に描いた餅であってはならないというのが基本であります。これは、前回平成22年に・議員の御質問の際もさまざまな男女共同参画の理解を得るために講習会などを積極的に開催しながら機運の醸成、意識の浸透を図って計画策定につなげていくのが基本だとお答えしたところでありますけれども、これまでも寒河江市においては平成22年度に村山地域男女共同参画講座というものを開催させていただきましたし、市主催の各種講座においても男女共同参画に関する内容を取り入れたり、また男性の家事への参画を促すために料理教室であるとか男の心得講座などということも開催させていただいたところであります。また、今般、今月23日には日本テレビの馬場典子アナウンサーを招いての村山地域の男女共同参画講座というものをハートフルセンターのほうで開催する予定になっているわけであります。

こうした取り組みを進めることによって、寒河江市におきましては男女共同参画社会への推進について、機運の醸成あるいは意識の浸透というものに努めてきたわけであります。

少子高齢化の加速、核家族化の進行ということで、我々の社会も大分大きく環境が変わってきているわけであります。県におきましても先ほど来申しあげましたけれども、昨年3月に新たな時代に即応した山形県男女共同参画計画というものを策定したところでありますので、本市におきましてもできるだけ早い機会に計画策定へとつなげていく必要があると考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 早期の時期に計画を立てていくことを進めていくというお話でしたけれども、辻議員の質問より2年も経過しております。さらには、先ほども申しあげましたが、県内13市ではただ一つ未策定ということでございます。ここはぜひ先進の自治体に学びながら早急に計画を立てていくことをぜひお願いしたいと思います。絵に描いた餅にならないように、ぜひ身近なところからその意識を改革しながらやっていけたらと思っています。

その際に、私もいろんな自治体の男女共同参画プランというものを見させていただきましたが、山形市にも男女共同参画プランがあります。それから、粕江市には大変膨大なきめ細やかな計画が立てられておまして、これは5年計画で進めたということでございます。その計画の中の5つの理念といたしまして、まず性による差別のない社会、それから、男女ともその能力が十分発揮できる社会、そして子育てや介護は女性の仕事だと決めつけない社会、それから政治、行政の分野などでも平等に活動できる社会、そして最後に女性固有の性、例えば出産などですが、固有の性がきちんと守られる社会とうたっております。ぜひさまざまな自治体のガイドラインなり計画なり参考にさせていただきながら、寒河江市独自の男女共同参画計画、立てていただけていますように、そのことで私たちの生活が本当に暮らしやすい、ますます暮らしやすい寒河江市になりますようにお願いしたいと思います。

そして、この計画策定に当たりまして、一般公募ですとか女性委員の参画、広い範囲の意識調査ですとか、そのような留意すべき点が多々あるかと思いますが、絵に描いた餅にならないように計画を

立てていくには、この点どのようにしていったらよいと思われるのか、お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 計画策定に当たっての留意点はどのようなところかということでありまして、先ほど遠藤議員の質問の中にもありましたけれども、委員の公募でありますとか当然女性委員の、計画策定をする際の委員会の委員ですけれども、女性委員の参画でありますとかパブリックコメントの実施などということは必要であろうかと考えているところであります。これは、計画策定のための委員会のみならず市全体のいろんなさまざまな計画策定について、そういうレベルを上げていくということが必要かと思っているところでありまして、寒河江市におきましては平成22年2月に策定いたしました市行財政改革指針の中で市民の目線に立った市政を行っていくということで、先ほど答弁申しあげましたけれども、公募委員制度の導入、それから各種委員会での女性委員の比率の向上、さらにはパブリックコメントの導入というものを掲げて、それを実行していくというところであります。公募委員の割合については20%以上ということでありまして、女性委員の比率については30%というものを目標にするということにしているところであります。

そういった目標を掲げながら、実際にはいろんなルールを決めてさせていただいているというところでありまして、寒河江市審議会等の委員の公募に関する規定というものを設けておりますし、またパブリックコメントに関する指針というものを策定しているところであります。

このお尋ねの男女共同参画計画を策定するということになりまして、当然審議会というものを設置することになるかと思いますが、当然のことながらその公募委員の参加あるいはパブリックコメントの実施などということは当然していくということになります。計画が計画でありますので、通常の計画策定よりも多くの女性の方から委員として参画をしていただいて、そうした声を十分生かした計画になるように努めていくということもこの計画策定には必要なかなと考えているところであります。そういった点が留意点ではないのかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、多くの女性の考え、意見を汲み取ってこの審議会、開かれまして実りのある男女共同参画計画を立てられることをお願いしたいと思います。そして、さらに先ほども申しあげましたとおり、この議場がもっと多くの女性管理者の顔を見られますように市役所自身が一人一人の女性の能力をもっと開花できるように、これは能力というのはその場を与えられますと開花していく、能力が活性化していくという例もございますので、女性にはできないとかそういうことではなくてぜひ女性の登用も考えていただきながら、男女平等、本当の意味での男女平等の寒河江市にしていきたいと思っております。

そこで、先ほど市長もおっしゃいましたように9月23日「男女共同参画ってなあに」という馬場典子アナウンサーのトークショーがあると聞いております。ポスターも公民館などに張られております。そのトークショーなどを契機にいたしまして、もっと多くの方が男女平等の意識を持てるような機運を盛り上げていけるようにぜひ一緒になって頑張っていきたいと思っております。生涯学習課の皆さんも大変苦労されて、馬場典子さんをお呼んだということもございます。ぜひ成功させたいと思っております。

続きまして、通告番号7番、空き家対策について伺います。

2011年から2012年にかけてのこの冬の豪雪は、記録的なものでしたが、近所のひとり暮らしの方が施設に入って空き家になった際、これ以上雪が降ったら倒壊するのではないかと心配いたしました。

このような例は市内にたくさんあるのではないのでしょうか。

以前に、白岩地内で屋根が雪の重みで抜け落ちたという事例も聞きました。空き家の問題は冬だけではなくありません。雑草が生い茂って害虫が発生したり、野良猫やネズミなどのすみかになったり、空き巣あるいは失火などの危険も懸念されます。いずれにしましても平穏で住みよい住環境が維持できなくなるというおそれがあります。

こうした現状を受けて、県は空き家対策について19市町村で空き家対策の条例を制定、または検討しているという新聞報道がありました。そこで、寒河江市の現状と今後の対応について市長の見解をお伺いしたいと思うのですが、市内の空き家の実態を把握するために町会長へのアンケート調査を行っているということですが、いつごろまで取りまとめるのか、まずこのことについてお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内の空き家の状況に対する調査について、状況はどうかということですが、先ほど御指摘にありましたけれども、ことしの豪雪ということもありまして、まずこの2月に職員によって聞き取り調査を行っております。222棟の住宅用家屋や作業小屋の存在というものが確認されております。

確認されていますが、その形態とか管理などについてより詳細を把握するため、先ほどお話がありましたけれども、市内の199の町会長さんに御協力をお願いして空き家の種類、それから管理状況、困っている事柄などについてアンケート調査を実施しているところであります。現在、まだ途中で取りまとめ中ではありますが、9月4日現在では111の町会長さんから回答をいただいているところであります。空き家があると答えられた町会は67町会。そのうち、管理の良好な空き家が142棟。管理が不良な空き家が46棟となっています。途中経過です、9月4日現在。

その中で、不良な空き家46棟となっていますが、所有者が不明な空き家が16棟ございます。また、町会長さんのほうで解体が必要と感じている空き家は33棟という状況であります。

もちろん、回答をいただいている町会もありますので、そういった町会長さんには再度要請を行って10月中をめどに市内全域の状況把握を取りまとめたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 町会長さんのアンケートが返ってきたということで、まだ途中経過ということですが、ありがとうございます。

その中に、33もの解体が必要な空き家があるということでもございましたし、それから所有者がわからないものがあるということでもございました。この所有者がわからないという町会長さんの悩みですか。この件、その所有者の特定と連絡方法について名簿化ということはできないのか。これは固定資産で市で把握していると思うんですけども、これにより所有者がわからないというところを名簿化していったりとか、まずそのことについてお聞きします。一緒のほうがいいかな。

空き家の管理上の諸問題ということで、一括してお伺いしたいと思います。そのようなこととか老朽化した、解体が必要なところを資金がある方には壊してほしいということをご指導ができると思うのですが、経済的余裕がない方、それから壊したいんだけど、なかなかできないんだという場合の行政としての何らかの施策ということも打ち出す必要があると思うのですが、この点管理上の諸問題ということについてお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげており、まだ調査が途中経過でありますので全体にアンケートを取りまとめた段階で、先ほど申しあげました所有者が不明な空き家がどの程度あってどの程度不明なのかということについても町会長さんとも情報交換をしながら、特定ができないかなどについては今後十分そこは対応を詰めていくということになるかと思っております。御案内のとおり、空き家と申しまして個人所有の財産ということになりますからあくまでも管理処分ということについては所有者が行うということになるのが原則だろうと思っております。適切に気配りをして管理をしている空き家・家屋については問題は少ないかと思っておりますが、先ほど来お話がありましたけれども、誰も管理する人がいない場合、放置状態になるということで、周辺の住環境にも悪影響を及ぼしたり、また強い風などによって資材などが飛散をしたり雪の被害によって倒壊をしたりということも考えられます。また、火災の発生とか犯罪の助長にもつながっていくという大変懸念があると思っております。

そういったことからすれば、放置状態の空き家が廃屋化する、そういう問題が起きる前に有効な手だてを講じていくということが当然必要になってくるんだろうと思っております。しかしながら、再活用が困難で周辺に迷惑がかかるような空き家については、結果としてというんでしょうか、方法としては解体・除去というものが当然ケースとして考えられてまいりますので、そういったことについてどのような手だてを講じて進めていくかということ、その対策がやはり大きな課題になってくるだろうと考えているところでございます。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そのとおりだと私も思います。

それで、行政としての所有者と連絡がとれない場合とかさまざまな問題がありまして、そのようなことが空き家は所有者があつて基本的にはその方が責任によって考えるということでございますけれども、現実問題といたしましてこのように多くの解体が必要な家屋が今の時点で33体もあるということでございますし、そういう場合やはり行政が何らかの施策、例えば解体に伴っての補助を出すとか、そのようなことが必要になってくる場合もあるやに思うのですけれども、そしてその空き家の状態です。もちろん所有者の了解を得てですけれども、空き家の情報をホームページで公開しながら先ほど市長がおっしゃいました解体する前の再活用ということで、利用できる可能性がそこにもあるのではないかと思うのですが、まず再活用とそのため諸施策ということで、一つとしては町内会で管理するというのも考えられますし、その場合もちろん補助を出すなどの行政の支援が必要ですし、また市内にも業者がありまして、そういう業者にあっせんして管理をお願いするというその後押しをするのですとか、そういうことが考えられるのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは、空き家の再活用ということで、今御質問がありましたけれども、再活用できる空き家というものは管理が良好なケースがほとんどだとなってこようかと思っておりますから、今遠藤議員のお話にもありましたけれども、身近な町会に管理をお願いするケースなども出てくるかもしれませんし、また民間の管理業者の方へあっせんなどしていくということも考えられると思っております。

先ほどアンケートの数字をお示しをいたしましたけれども、まだこれについては町会長さんが判断をし

てそういう、こちらのほうに情報として届けていただいた内容でありますので、実態をさらに精査していく把握をしていくということになりますと、またまた状況が変わってくる場合もあるかと思えますので、そういった点を御理解いただきたいと思いますし、また空き家の利活用ということになるとほかの自治体では所有者とあるいは利用希望者と仲介をするような空き家バンクというんでしょうか、そういうものを設けているということもあるように聞いています。そういったものをホームページで掲載して情報を提供していくということも考えられると思っているところでもありますので、そういった良好な空き家の再活用ということについては関係する団体などもありますから、十分相談をして有効活用を図っていくということにしていきたいと今のところは考えているところでもありますし、また前段にお話しになりましたけれども、いろんな管理が不良なあるいは所有者が不明なケースなどについては行政のほうで何とかその手だてを講じなければならないのではないかと御質問もあつたわけでもありますけれども、その件には我々もほかの自治体、この間の新聞には秋田県の大仙市では強制代執行などということで、実施をしたケースなどもありますから、いろんな他の自治体の例なども十分把握しながら行政としてどこまでできるのかどうかも含めて実態を把握した上で検討を進めていく、対応を進めていくということになろうかと思えます。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 実態を精査して把握してどこまで行政としてできるのかということでございました。ぜひその実行されて具体的な対策を立てていかれるようお願いしたいと思います。

それで、つい最近上市市議会でのこの8月、市長に提出した政策提言書というものがあまして、その中に「市内全域で空き家の実態調査を実施し、利用可能な家屋は高齢者集合住宅や子育て支援住宅などの利活用ができるよう検討作業を開始すること」という一文を入れております。

寒河江市でもまずは精査をしてきちんと実態を把握するということから始まると思うのですが、その活用、再利用可能な家屋、これについてはまだまだ足りません。介護施設ですとか高齢者の集合住宅ですとか、子育て支援の住宅ですとか、そういうことも視野に入れながらぜひ検討していただけたらと思います。

村山でもボランティアやNPOの方たちが古民家を利用して都会の人たちに、Uターンしてくる方たちに古民家を提供して喜んでもらっているという例もございますので、ぜひ寒河江市独自としての活用の仕方、例えば467名ですか、福島からの避難者の方がいらっしゃいますね、寒河江市では。その方たちの住宅ですとか、そういうことも一つは考えられるのではないかと思いますので、ぜひ空き家対策、市を挙げてぜひ有効活用なり市民の安全を守るためにもしていただきたいと思います。

それで、この間新聞報道にもありましたように、県内では今年に入ってから酒田市を皮切りに舟形町、真室川町、現在そのほかに16市町村が制定を検討中ということで、19市町村がこの条例制定に向けて考えているということなのですが、これらのことも踏まえ寒河江市では空き家について空き家条例の制定などについてどのように今後お考えになっていくのか、そここのところをお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 少子高齢化あるいは核家族化、人口減少などを背景にして山形県内のみならず全国的にも空き家の数は増加傾向にあるという認識をしているわけでもあります。先ほど冒頭にも申しあげましたけれども、2月から職員による調査をしたりあるいは町会長さんをお願いをして市内全域での実

態調査のアンケートをしたりということをして、まず実態を把握してその状況を踏まえた上でいろんな対策を講じていくための準備の作業というものをこれまで進めてきたところでありますし、まだ調査は途中経過でありますけれども、今の状況を見ますと空き家による住環境の悪化、被害などを防止するための適切な対策というものについては何らかの対策というものを講じていく必要があるかと思っているところであります

そういった意味で、具体的な空き家所有者への管理改善勧告などを行う場合には、御案内のとおり、その根拠として条例化ということが当然必要になってまいりますので、今後他市の事例、あるいはその効果なども十分検討しながら、また県のほうでも新聞の報道などにもありましたけれども、10月に空き家対策に関する対応指針というものを出す、決定するということがあります。そういった県の対応、指針なども踏まえて市としても今後制定に向かって鋭意検討を進めていくとしたいと思っております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この空き家対策、寒河江市のさまざまな方が悩んでおられたり、どうしたらいいんだろう、何とかしてもらわねばかという声がたくさん寄せられております。それから、町会長さんの中でも空き家は一体誰が責任持つんだとおっしゃる方もおりますし、かなり悩んでおられる状態が市内に渦巻いていると思います。ぜひ、この空き家対策を、それこそ実りのあるものにしていただくために建設管理課課長も一生懸命されておりますし、私もいつもお邪魔させていただいて御相談に乗っていただいております。今後も、そのような市民の声を届けながら本当の意味での対策をつくっていただけますこと、最後をお願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号8番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 まず、質問に入る前に本日工藤議員の一般質問に答える形で佐藤市長が次期市長選に再出馬されるという決意表明もお伺いさせていただきました。そういった意味において、市長は前回の選挙で市町村合併についてマニフェストに掲げられておったと思います。そういった意味において今回私が質問する意味もあるのかなと思いますし、市町村合併については、私個人的にもいろいろ思いもありますので、市長の考え方、また私の考え方も少し触れさせていただきながら、質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は新政クラブの一員として、通告している課題について順次質問させていただきます。

ここ寒河江市でも平成15年に寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会で合併協定素案がまとめられ、具体的に合併する方向で協議が進んでおりましたが、西川町、朝日町、それぞれの町で合併に関する住民アンケートを実施した結果、合併反対多数で破談になった経過があります。圧倒的に反対が多かった理由というのは何であったのだろうか。私としては疑問が残ります。

本来、市町村合併の意義というものは何よりも住民の皆さんへの行政サービスをより充実した仕組みに変えることにあると思っております。こうした意味において反対多数という結果がなぜ出るのかということ。私の身の周りでは「人口減少が進んでいく中、今後寒河江市も合併は避けて通れない」と

いう言葉をよく耳にします。

平成の大合併後、全国の市町村平均人口は6万から7万人であり、現在の寒河江市では4万3,000人弱となっており、今後も人口の減少が進んでいくものと考えられます。約10年前の合併の議論でなぜ合併反対が多数だったのか。寒河江市民の意識はどうであったのか。もし寒河江市でもアンケート調査を実施した場合は、どのような結果が出たのであろうかということに関心を持っております。

これまで、市町村合併の議論の中で間違いなく出てくる話題はメリット・デメリット論であります。幾つか挙げさせていただきますと、合併のメリットとしては、1つ、利用が可能な窓口や図書館、スポーツ施設等の公共施設がふえることにより、市民の利便性が向上する。2つ、小規模市町村では設置の難しい国際課、情報課、女性政策などを担当する課や社会福祉などの専門職を採用することにより、よりよい行政サービスの提供が可能になる。3つ、市長、副市長や議員、委員会や審議会の委員の総数が減り、総務・企画の管理部門が効率化され経費が節減される。4つ、環境問題や観光振興、土地利用などで広域的で一体的な展開が効率的にできる。5つ、より大きな市町村の誕生で地域の存在感の向上とイメージアップが図れる、であります。

逆に、合併のデメリットとして挙げられるものは、1つ、行政区域の拡大、議員数減少によって行政と住民の距離が拡大し、住民の意見が反映されにくくなるのではないかと。2つ、合併自治体の中心地域ばかりに公共施設などが集中して整備され、周辺地域が取り残されるのではないかと。3つ、旧市町村での制度の違いによって行政サービスが低下し、住民負担が増加することがあるのではないかと。4つ、自治体の名前が消えてしまうなど、これまで育ててきた地域の歴史、文化、伝統が失われることが心配される。5つ、地域の個性がなくなりコミュニティーも薄れるのではないかと、と言われております。

今述べさせていただいたことについては、これまで十分議論されたことであると理解しております。メリット・デメリットとか損得勘定だけで合併はしないということは言えないと、私は強く思っております。今後10年20年、それ以上の50年先の寒河江市民の幸せを考えたときに、寒河江市も合併を進めることにより現在の行政サービスの維持、またそれ以上のサービス向上を考えると合併すべきと私は考えております。今後、政治的判断もしなければならぬ時期というものがあると思っておりますし、各自治体がまだ自治体運営をする上で体力があるうちに合併すべきというのが私の気持ちであります。これらの私の考えも述べさせていただきながら、質問させていただきたいと思っております。

まず、市民、町民の福祉充実を目標に寒河江市、西川町、朝日町での1市2町の任意合併協議会まで立ち上げたものと考えますが、なぜ合併が破談したのか、どういった理由があったのかを含めて、その経過を最初にお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1市2町の合併についての経緯ということでございますが、若干長くなりますけれども、答弁させていただきたいと思っておりますが、国井議員御指摘のように平成15年7月に、寒河江市、西川町、朝日町による任意合併協議会を設置をして合併に向けた協議を重ねて合併協定素案と建設計画案というものを決定をいたしまして、西川・朝日両町民が合併に向かう意思であることが確認されれば直ちに合併の手続に入るところまで進んだわけでありまして、

結果的に、御指摘のとおり、両町の町民の多数が合併について反対の意思を表示されました。そうということから任意合併協議会は解散して破談になったということでありまして、

破談になった理由ということでありまして、当時を振り返ってみますと国においては市町村がみずからの判断で行政サービスを決定する、いわゆる地方分権を進めていたところでありまして。地方分権推進委員会の第2次勧告におきまして、市町村合併特例法の改正を含めて市町村合併の推進というものが勧告をされたところがございます。

その勧告を踏まえて平成11年7月に地方分権一括法というものが成立をして、市町村合併特例法の改正が行われ、市町村合併が国によって強力に推進をされてきたところでありました。また、県におきましても平成12年に市町村合併推進要綱というものを作成をして、県も合併を積極的に推進してきたという経緯があるわけでありまして。

一方、西村山におきましては広域行政事務組合におきまして平成13年11月に1市4町、西村山全域の企画担当課長で構成をする西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会というものを設置をして、合併について研究を行い、「西村山圏域においては少子高齢化、人口減少が顕著であり、介護サービスなどの需要の増加などが予想される一方で生産年齢人口の減少による税収減が予想される。この状況下においては、現在のサービス水準を現在の行政区域の枠組みの中で維持することが困難になるということが予想され、合併によるスケールメリットを生かした効率的な自治体運営の検討が必要である」という報告を出しているところでありまして。

この報告を受けて広域の理事会において1市4町の合併について論議した結果、平成15年2月に寒河江市、西川町、朝日町の1市2町による合併を目指して、任意合併協議会設立準備会というものを設置をして合併に向けた準備を進めることになったところでありまして。

寒河江市におきましては直後の3月に地域座談会を開催をして、合併のメリット・デメリットを含め説明をして1市2町の合併について賛意を得られていると判断したところでありまして。その後、5月に1市2町の任意合併協議会設立の準備会というものを設置をして、7月に任意合併協議会を設立をした経緯でございます。西川町と朝日町におきましては、合併した場合の姿を町民に示して賛意を得られれば法定合併協議会に移行する考えでありましたので、任意合併協議会において法定協議会と同様の協議を行い、2町のサービスが低下することがないように事務事業を調整し、最初に申しあげましたように平成15年12月に合併協定素案と建設計画案というものを決定したところでありまして。

西川町と朝日町におきましては、合併した場合と合併しない場合、双方を比較できる資料作成をして地域座談会などを開催した上で18歳以上の町民全員を対象にしたアンケートが実施されたところでありまして。先ほど御指摘がありましたけれども、アンケートの結果については西川町では合併に賛成が27.8%、反対が70.4%、朝日町では合併に賛成が28.1%、反対が55.8%という状況でありまして、このアンケートの結果を受けて両町から法定合併協議会への移行は断念せざるを得ないという意思表示がなされ、平成16年5月に任意合併協議会が解散されたというところでありまして。

その両町のアンケートによる合併反対の理由としては、「合併によりよくなるとは限らない」、「区域が広くなり、きめ細かいサービスが受けられなくなる」、「効率化すれば合併は必要はない」、「中心部と周辺部との地域格差が生じる」といった回答が多いという結果が示されているところでありまして。こうした結果から、合併が進まなかった理由として町の存在がなくなることへの反対というものもあったと思っておりますけれども、合併後の地域格差の不安が大きいこと、またサービスの低下が生じていない現状の中で、将来サービス低下のおそれがあるという危機感を持っていただけなかったことなどが大きな理由なのではないかと考えているところでありまして。

また、両町の座談会においては、西村山1市4町でまとまらないのかという意見もあったそうでありますし、また大江町を飛び越えての合併には反対だという意見も多く出されたところと聞いています。両町民にとりましては、1市2町という合併の枠組み自体も賛成できない理由の一つではなかったのかなと考えているところでございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 詳しく経過を説明いただきましてありがとうございます。

実は、私も議員に当選してからは合併の話というのはまずしたことがどうか、機会がありませんでした。当選したてのところすぐ、西村山の議員の協議会といいますか、懇談会というか、勉強会だったのでしょうか。そういったことで西庁舎のほうで勉強会というものをさせていただいた以来、これまですずっと数年間合併の議論というものを議員間同士でもしたことがありませんでした。

やはり、正直、皆さんどう考えるかわかりませんが、危機感というものが非常に少ないと思っています。先ほど、西川町、朝日町のアンケート調査といいますか、実施したということで、私も資料を読ませていただきました。町を伏せさせていただきますが、表題からして、私、正直疑問に思います。合併しない場合、合併した場合の比較表ということで、映っておりますけれども、なぜ合併しない場合のほうが先になっているのか疑問に思うわけですね。

中を見ますと、やはり合併しないことによって現段階ではお金がかかりにくいですよ、個人負担が少なく済みますよ、ということが正直受け取れるような内容だと私は思っております。別なものも見ましても、そのような形というものが比較的出ておまして、先ほど市長からも年代別の合併反対に対する割合等も出ておりましたが、ある町のほうでは10代から70代の合併に反対する割合というのは67%、これ低くて、高くて75%なんです、10代、20代では75%とか、67%と非常に高い。若い人が不安に思うのは普通であります、なぜ若い人に限って不安に思わないのかな、合併反対なのかなというのは正直私も1問目で言ったように行政サービスの向上を目的として合併するものだと思っておりますが、中心部だけが栄えるのではないかという不安があるということですから、やむを得ないと説明もうまくできていなかったのかなと思いますので、その説明の仕方ということも正直何かあったのかなと思わざるを得ないというのが正直なところです。

しかしながら、もう過ぎてしまったことは仕方ありません。これからのことを議論していかなければならないと思いますので、まず経過はわかりましたので、現在市長は市長に就任以来これまでほかの議員の質問に答える形で市民の機運が高まりましたら合併の議論、するようなお考えであるということではありますが、現段階で合併することに関しまして枠組みはどうであれ、どのようなお考えなのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 冒頭に國井議員からも御指摘がありましたけれども、私も市長に立候補した段階から合併については必要性があるということはずっと考えているところでありますし、先ほど御答弁申しあげた中で、研究会が平成15年に推進する背景というものを先ほどる申しあげましたけれども、そういった少子高齢化の進展とか生活圏の拡大という状況は昔と変わっていない、逆にもっと進んでいるという、広域化しているというのが現状であります。

また、御案内のとおり、観光とか医療分野、福祉分野などについてもより広域化した実際住民の皆

さんの対応もしているし、あるいは対応というものも必要になってきているという状況があります。それから大震災などもあって、いろんなエネルギーの問題などを考えていきますと、より広域的な対応、あるいは行政ニーズが多様化、高度化しているという状況も考えられますし、行政体の組織自体を考えてもそれに対応するような職員の資質というものを、より専門性ということも求められる、そういう状況になってきているのではないかと考えているところでもあります。

人口減少ということだけでなく、そういったさまざまな住民の皆さんの行政ニーズに対応できるような行政組織を構築していくことによって、住んでいる方々の満足を実感できるような満足できるようなサービスを提供していくという意味では、やはりある程度の行政の規模というものをつくって、そして効率的に運用していくということが必要なのではないかと考えているところでもあります。枠組みはどうあれということでもありますけれども、一般的には市民の皆さん、町民の皆さんが納得できるような自然な形での合併というのがスムーズに進む場合のエリアなのかなとは思っているところでもあります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 より自然な形で合併を進めれば本当にいいのかなと私も思っております。

本来、合併するに当たりまして、寒河江西村山郡、そうした枠組みが理想と考えますが、寒河江市民の意識、他町では合併に対する意識というものは10年前と変わっていないのかなというところがポイントだと思いますので、1市2町の枠組みを含めて、これまで再度合併の話し合いの場を持たれた経過等はあるのか。もしありましたらどんな話し合いの場があったかどうかはわかりませんが、首長さんとか反応はどうだったのか。その点についてお伺いさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もさっきも申しあげましたけれども、公約で推進をしていきたいということを申しあげていたわけでありますので、就任した平成21年5月でありましたか、西村山総合開発推進委員会、1市4町の首長さん等の会議でありますけれども、そういう中で合併について協議を呼びかけた経過はあるわけであります。

しかしながら、御案内のとおり、平成16年各市町でのアンケート、市民の反応、あるいはそれぞれの首長さんも自立というものを公約に掲げているなどというケースもありまして、合併に関する協議ということはなかなか慎重に考えていかなければならないという御事情もお聞きしたところでありまして、お尋ねの協議の場の設定までには至っていなかったということでもあります。一回破談になった相手にまたお見合いの申し込みをするというのはなかなか勇気が要ることでありまして、でありますから、そこはやはりそういう事情も賢察をしなけりゃいかんと思っていたところではありますが、しかしながら、直接の合併の協議ということではなくて権限移譲でありますとか定住自立圏構想などということで、合併に限定せず特定せず、今後の地方自治体のあり方全般について研究するという意味で課長レベルの会議を持つということにしていたところでもあります。なかなか課長レベルの協議ということではありますが、具体的には今後のいろんな形での国や県の動向あるいは他団体の動向などを見きわめながら研究していく、検討していくということで、講師を招いて勉強会をしていくというのが広域連携についての勉強会をしているというのが実態でありますけれども、ことしに入りまして5月に1市4町の副市町長さんの連絡会という中で、事務事業の連携あるいは共同化について今後協議をしていこうあるいはということで、もう少し幅をエリアを広げて村山地域全体を範囲とした実行委員会的

な組織をつくって具体的な事業の連携を進めていこうということで、検討の緒についたと聞いているところでありまして、そういった具体的な事業の連携というものを進めていく中で機運が高まっていくことを大いに期待しているという状況であります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 いろんなアクションを起こしていただいているということで、大変よいことだなと思っております。市民の合併に対する意識、機運が高まれば合併する。やはり市長がおっしゃったように相手がある話ですので、こちらがよくても相手が納得しなければ合併なんてまずできないわけありますので、市長からは今課長レベルの協議の場を持つということで、しかも西村山域区というか大きく拡大してそういった勉強会をする、懇談会と言いましたでしょうか。してくださるということで、大変意義のあることかなと思っております。

実は私も提案したかったなと思っております、ちょっと質問の項目に上げさせていただいておったのが、実は市町村合併するに当たって反対する方はどういった方がいるのかなと考えたときに、私が考えるに首長、市長さんや町長さん、我々のような議員、市や町の職員の方々が特に合併に反対する傾向が強いのではないかなと思っております。最初に2問目で述べさせていただいたと思いますが、アンケート調査では正直合併しないような流れがあったのではないかと正直思うところがあるので、そういった勉強会を西郡全体でぜひ定期的に開いていただいて、意識の改革、そして協議した内容、合併したらどうだ、しないんだったらどうだということを市民に公表することによってその合併に対する不安というものを解消できるものと思えますし、そういった定期的な情報発信をすることによって機運の高まりというものが見えるのではないかなと思っておりますので、まずできましたら首長、議員、市町村職員ということで、課長レベルで協議を持つということです、その協議の内容等を市民に少しでも定期的な情報発信といいますか、公表というものをしていただけないかなと思っておりますが、その点については市長はどのようにお考えかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど答弁申しあげました、ちょっと舌足らずでありましたが、課長レベルの会議というものはこれまでも何回か開いているわけでありましてけれども、最近は副市長副町長レベルでの1市4町の会議を開いて、いろんな当面する連携の事業展開できないかということで、緒についていただいたところでもありますので、いろんな形で具現化をしてそれが功を奏していくということになればさらにそういう将来的な合併にも広域連携にもつながっていくと思えますから、ぜひ我々と、私としても協議を、推進を見守っていきたいと思っておりますし、そういった具体的な施策などが、事業などが展開されるということになれば、また市民の皆さんにもお示しをして、いろんな形で御協力をいただくということになろうかと思っておりますし、当面のテーマとして婚活の事業でありますとか仙台圏、仙台市へのアンテナショップの共同設置などについても検討されているとなっておりますね。そういうふう聞いておりますから、ぜひ進めていただいて成果を上げていただければと思います。それから、もう少し全体で首長あるいは議長、議員の皆さんが集まってより幅広い分野で幅広いエリアで一緒に協議の場をつくってみてはどうかということをおっしゃっていただきましたけれども、やはりそういうことができるような環境をつくっていくということが今の段階は必要なのかなと思っております。なかなか、合併の協議だということに正面切って、じゃあテーブルに着きましょうということにはまだなっていないという状況があるかと思っております。

国のほうでも先ほど冒頭に説明申しあげましたが、あの当時は国も県も一生懸命合併を推進するという状況でありましたが、現在は国のほうでは一応合併の支援措置は幅広く構えてはおりますけれども、具体的なこととなりますとなかなか各自治体の、何ていうか、自主性に任せるという状況でありますから、そういったことを踏まえていくと、今そういった正面切ったの合併協議という状況はまだ時間がかかっていくのではないかと考えておりますが、冒頭から申しあげておりますけれども、今後のことを考えると合併の必要性というものは失せてはいなく、逆にそういう状況が刻々と近づいているのではないかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 私も聞き漏らしたようで論点がずれてしまったようで失礼いたしました。

また、合併を前提とした協議は正直、現段階では難しいということではありますが、合併の時期というのは少し近づいてきているのかなという市長の言葉もありましたので、そんな中で、私だけの考えになるかと思いますが、実は合併に関しては、私自身ほかのまちに負けない魅力ある自治体の運営するには最低でも10万人が必要と、私は理想として考えています。逆に言えば、10万人以下で合併しなければまた数十年後に人口減少が伴って、議論の先送り、またすぐ合併しなきゃいけませんよということで議論の先送りになると私は思っており、その魅力あるまちづくりもスケールメリットを生かしたまちづくりも正直できないと思っております。

先ほど来、村山地区全てで協議するようなお話し合いもありますので、答弁いただいておりますが、村山地区全てで合併できたら理想だなと私も思っております。こうした枠組みによりましてスケールメリットを生かした魅力あるまちづくりというものができるのかなと思っております。

いろんな議論があった上で、紆余曲折あって、1市2町だけの合併をまずしようかという話になったと思っておりますが、先ほどは懇談会等の話をさせていただきましたが、例えば私個人的になんですが、西郡全体での協議、村山地区全体での協議をして合併を進められればいいと思っておりますが、今後寒河江市も自分たちからアクションを起こすことによって周りの市町村も合併しようかという意思ができると思っております。そういった意味で協議会、協議する場を設けられたと思っておりますが、新たな枠組みとして寒河江市が、私としては今後新たな合併の枠組みとして人口規模、観光面でも全国的に山形県内では知名度が高い、隣接する天童市なんかと合併が望ましいのではないかと、私は個人的に思っておりますが、こういった枠組みも視野に入れて協議というものを進めていったらどうなのかなと思っておりますが、市長はその枠組みについてどのようにお考えなのか。もしお考えがありましたら御答弁いただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今から15年前ぐらいですかね、私も天童市の職員であった時代がありまして、その当時市長は遠藤 登市長でありまして、遠藤 登市長がなりたてのころ、なったばかりのころで、東南村山の3市2町の合併についての参加について各市町に打診があつて、山形のほうから打診があつて、そこで天童が一番早く離脱をしているわけでありまして、そのときに市民の皆さんの感覚あるいはまちの感覚というのは合併をするのであれば山形かもう少し北のほう、どちらかという意識であったように思います。ただ、山形と一緒になれば、やはり25万都市ですから、20数万都市ですから、6万都市と一緒になれば吸収されるという意識が強いのかなと。ただ、経済圏はもう山形ですよ。というところがありましたが、北のほうからも表立ってはあれがありませんでしたが、モーションが

あって、フルーツ王国として一緒になっていたらどうかと言ったようなお話もあって、そういった、市民はある程度二分されるというところもあったのかなということも今思い出しているところではありますが、お互い、例えば天童市ということを考えていく場合に寒河江市民はどういうメリットがあるのか、天童市民としては寒河江と一緒にいくとどういうメリットがあるのかということをやはり明確に説明していく、説明していかなければいけない。ただ10万だから一緒になるんだということだけではなかなか納得がいかないと思っているところでもあります。

そういった意味で、隣の市でありますからある程度生活圏も幅広に考えれば一体的なところもあろうかと思えますけれども、そういったところを考えていかなければならないと思えますし、県内では庄内で鶴岡、酒田がうまくいったということになるわけでありまして、なぜうまくいったのかということ考えた場合に、やはり先ほど國井議員がいみじくもというんですか、冒頭に言われましたように全て同じテーブルに着いてまずみんなが議論をしていくという条件設定、その中で離脱をする人もいるかもしれませんが、最後まで同じテーブルに着けるような人がより多く出てくればそこが合併の手を握られるということに、庄内の場合はなったわけでありまして。ですから、幅広い、そして特に中心の市、鶴岡、酒田についてはそういったいろんなデメリットを克服するような手だてを講じていくということが中心になる、核となる行政体では必要なのかなと思えますが、ただ先ほど申しあげましたのは、そういう同じテーブルに着くような状況はまだ少し先なのかなということで、申しあげましたので、御理解を賜りたいと思えます。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 市長の考え、十分に理解しました。正直、合併はすぐできるものではもちろんありませんので、一つ、これも提案になると思えますが、西村山広域行政事務組合の関係で、突拍子もないといえますか、できるものかどうかわかりませんが、実は国の財政支援というものも年々減少しているのではないかなと感じておまして、地方では少子高齢化の流れも加速していく中で地方自治体だけの財源の確保ということはますます困難になると思っております。こうしたことを考えると、今後合併しなくてもできるならいいんですが、合併せざるを得ない、それを断念せざるを得ないという判断に迫られたときには、自治体の運営になるべくお金をかけない方法というものも考えなければならぬと思っております。

こうしたときに、私なりに考えたときに西村山広域行政事務組合の役割をふやすことはできないものかと思っております。任せる役割といえますか、例えば自治体ごとに設置している病院の統合とか水道事業の統合とか、また体育文化施設等の公共施設の共同設置など、役割を移すとか、そういうことはできないのかなと思っております。こうしたことを進めると、例えば体育館、体育文化施設を1カ所にまとめることで体育館、グラウンド、野球場等大きく整備することができる魅力ある施設とかも整備なんかもできるんじゃないかなと考えたりしているところでもあります。

長期的な目で見れば大幅な経費の削減が見込めるのではないかということや、スケールメリットを生かした魅力ある施設ということで、利用者の拡大ということも考えられるのかと思えますし、考えておりますので、こうしたことを広域行政事務組合、理事長である市長はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 冒頭の破談になった経過の中で申しあげましたけれども、広域行政事務組合の中での

存在というのは大変大きな役割を果たして、その中で議論が各1市4町の担当課長さんが協議をしていくというのが基本であったわけでありましてけれども、そういった意味で広域行政事務組合というのは1市4町のさまざまな分野において共同して事業できるものについては共同していこうということをやっているわけでありまして、そういう意味で今クリーンセンターと消防と火葬場と明鏡荘ということになっているわけでありましてけれども、いろんな共通の課題あるいはさまざまな効率化に向けた取り組みの中で、今後さらにそういった広域的にあるいは共同でできるような事業展開あるいは機関の内部の共同設置などについても大いに議論をしていくということにしていきたいと思っておりますし、いろんなこれからの新しい行政課題、再生可能エネルギーの問題とかこれからのいろんな事業展開を考えますとなかなか財政的にも厳しいことが予想されますので、そういった新しい分野についても既存の分野について一緒にするというとなかなか難しいところもあろうかと思っておりますから、これから取り組む新しい分野について広域で取り組むということになればそのほうが実現可能性が高い部分が多いのかと思っておりますので、理事長としてあるいは寒河江市長としてそういった面を目配りしながら、提案できるものは提案していく、協議をしていくということにさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

これまで質問させていただいて、市長の考えとか私の気持ち等も、突発的な質問なんかもありましたが、お答えいただいて、ありがとうございます。

これから私も、近い将来道州制の話なんかも含めまして合併の議論というものが全国的にまたされるものと私は思っております。こうした時期がいつになるかわかりませんが、寒河江市の発展を考えたときにまず先に考えなければいけないのが市民の福祉向上というのが、市長を含めて我々議員の考え方でありまして、市長を含めた執行部、そして我々議会も、これからは寒河江市の発展、住民の福祉増進のためにこの議場で議論してこられたわけでありまして、今後合併の議論がされる機会が訪れたときには市民の感情も重要であると認識しておりますが、市政のかじ取り役である市長の政治的判断が迫られたときは、ぜひとも合併をよしという結論が出たときは、率先して推進していただきますよう最後に要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

散 会 午後2時21分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成24年9月10日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号

第3回定例会

平成24年9月10日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年9月10日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
9	花咲かフェアIN さがえについて	(1) 10周年事業を終えての総括について (2) 一般会計からの支出の総額について (3) 経済波及効果について (4) 事業の継続あるいは中止も含め、 今後の取り組みについて	13番 新宮 征一	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
10	住みやすいまちづくりについて	分かりやすい住居表示への変更について	15番 内藤 明	市長
11	観光事業について	チェリーランドの利用状況の動向と経済効果等について		市長
12	学校教育について	学びやすい教育環境づくりについて		教育委員長
13	市政全般について	(1) 市庁舎耐震改修免震工事請負契約をめぐり課題と入札制度について (2) 小学校給食調理業務民間委託の課題と市教委の姿勢について (3) 当局の意思決定と市民周知のあり方について	16番 川越 孝男	市長 教育委員長 市長
14	全国学力調査について	去年中止された学力テストが理科を加えた三教科で実施された。 (1) 結果と分析について (2) 本市教育行政への活用策について	11番 荒木 春吉	教育委員長
15	子育て支援について	(1) 中学3年生までの医療費の無料化について (2) 第三子以降の保育料無料化について	9番 杉沼 孝司	市長
16	再生可能エネルギーについて	(1) スマートコミュニティー調査事業の進捗状況とその対応について (2) 市独自の自然エネルギーへの取り組みについて		市長

新宮征一議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号9番について、13番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

今回私は節目となる第10回目の花咲かフェアINさがえを終えて、この辺でいろいろと市民の方から寄せられているさまざまな課題あるいは御意見なども踏まえながら、そして私自身の考えなども含めながら検証してみたいと思います。

我々一人一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守りふやし育てるための知識を得る場として第19回全国都市緑化やまがたフェア、つまり愛称はやまがた花咲かフェア02でありましたけれども、これが「四季感動 花のやまがた 緑の暮らし」をテーマに、平成14年に寒河江市と新庄市の二つの会場で開催されました。御案内のように、寒河江では最上川ふるさと総合公園を会場にさくらんぼの最盛期に合わせ6月15日から8月11日までの58日間、新庄会場は6月30日から8月26日までの58日間

で、延べ73日間もの長期にわたる開催であったわけであります。入場者数は、当初目標の50万人をはるかに上回って何と2倍以上の119万人、約120万人の入場者を数えて大盛況のうちに大成功をおさめたものであります。

こうした結果を踏まえて、寒河江市ではこの盛り上がりを持たず一過性のものとするのではなく、これを今後の本市発展に結びつけていってはどうかということから、翌15年に本市独自事業として、本市のビッグイベントとして位置づけられ開催されたのがこの花咲かフェアであります。

1回目の平成15年入場者数は約15万人でありましたが、いろいろ研究を重ね、工夫を重ね、その結果回を重ねるごとに入場者数は年々増加の一途をたどり、第5回目の平成19年度には入場者数が30万人の大台に乗せ、着実に定着化が図られてきたかに見えました。しかし、5年も経過しますと、マンネリ化というものが見えてきたのかなという感じもしますが、次年度からは逆に今度は減少傾向になって推移された経過がございます。

昨年は、東日本大震災の影響もあって11万人まで落ち込みましたけれども、ことしはさらに20万人を超える入場者を迎えたということで、徐々にではありますけれども、復調の兆しが見えてきたのではないかと思います。完全に盛り返すまでにはいろいろ困難な状況も潜在しているのかなと思っ

ているところでございます。そこで市長にお伺いいたしますけれども、まず第10回目を終えて、この花咲かフェアを市長はどのように総括されるのか。まずは市長の御見解を承ります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員からは花咲かフェアについての10周年、皆様方の御協力によりまして成功裏に終わったと思っておりますが、その10回目を終えて総括はどうかということであります。先ほど来お話がありましたとおり、全国都市緑化フェアを受けて、翌平成15年から開催をしているということであります。10年間で延べの来場者数は236万人を超えているということであります。

そういった意味で、先ほどお話がありましたとおり寒河江のさくらんぼの時期の大きな目玉のイベントとして定着をしてきたとも思います。ことしは10周年という節目の年でもありました。とりわけ昨年の大震災などもありましたので、引き続き「応援の花を咲かせよう！がんばろう東北・とどけようさがえの元気」ということで開催をいたしまして、6月9日から7月1日まで23日間で去年の2倍の20万人を超える来場者があったと思っ

ているところであります。新宮委員からこの花咲かフェアの趣旨も御説明がありましたが、当初平成15年に開催をするという段階では、一つは緑に対する理解と愛情をはぐくみ、ゆとりのある暮らしの創造に向け全国都市緑化フェアで培われた緑化意識のさらなる高揚と定着を図ること。さらには子供からお年寄りまで世代を超えた市民の参加により、活力ある地域社会の創造につなげること。さらには、園芸産業を初め観光産業等の連携した広がりを進めて寒河江の魅力を内外に発信することなどを主な目的として開催をされてきたわけであります。

御案内のとおり、このフェアは多くの関係団体の皆様が構成する実行委員会という形で進めてきて、いわゆる手づくりのフェアだということであります。花の飾花から花壇の手入れ、来場者の応対に至るまで、多くのボランティアの皆さんから参加をいただいて、市民参加型の寒河江らしい一大イベントになったのではないかと

そして何よりも、さくらんぼの時期に開催をされるということでありまして、さくらんぼ観光と連動した集客力を持つイベントということで、経済効果を高める、さらには寒河江の情報発信を進めるという意味で非常に意義のある開催時期、開催内容であったのかなと思います。

総括して、一言で総括いたしますと市民に対する緑化の意識向上とさくらんぼ祭りとの相乗効果による交流人口の増大による経済波及効果、そして全国に寒河江市の名前が広く知れ渡る事など、イメージアップということでは大変大きな役割を果たしたイベントではなかったかと思っているところでもあります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今、市長のほうからは大変意義のあるフェアであったというお答えをいただきましたが、私も全く同感であります。非常に盛り上がりのあった大変なイベントであるということは常々認識をいたしているところではありますが、何事にも言えるんですが、10周年、あるいは20周年、30周年といった節目のときにはまず一度立ちどまっていろんな角度から検証してみる、こういうことも必要ではないか。そしてその検証の結果を踏まえて今度は次のステップにさらに進んでいく、こういうことも必要なのかということから以下について質問させていただきますが、実はことし4月12日、先ほど市長からもありましたように、この事業は花咲かフェア実行委員会が主催しているわけですね。委員会主催でもって実行されているということは皆さんもう御承知のとおりでありますけれども、このときの総会の資料を見ますと、4月12日の総会で出された資料で前年度分の専決処分の報告がありました。これは、東日本大震災という大変予想もしない事態を受けて国のほうからの補助金が来なくなったということなどもあって、いわゆる700万円を実行委員会の予算から減額してできるだけ有利な補助事業をやろうということで、一般会計から工事費なんかを出されたという報告がありました。これは、非常に賢明な一つの方法だったなと思っております。

ただ、その後の平成24年度の事業計画あるいは予算案が示されたわけでありましてけれども、その中には一般会計から負担金として2,300万円がこの実行委員会のほうに繰り出されております。当然、これは3月の予算審議の中でも、2,300万円の実行委員会に対する繰り出しというのはわかっておりました。いろいろ市民の方からも先ほど申しあげましたようにさまざま意見などもございます。例えば、いくばくかの入場料をもらってはどうか、あるいはJR寒河江駅からシャトルバスの運行はできないのかという意見があるわけですが、その問い合わせの中で、この事業に対して市ではどのぐらいお金を使っているんだと非常に素朴な疑問といえますか、質問なども我々受けるわけですね。

そのときに、私は先ほど申しあげましたように2,300万円を実行委員会のほうに負担して、その実行委員会が全てを賄っているんだという、質問に対してはそう答えてきたわけですが、ことしの資料を見ますとそれのほかに花苗代が300万円、10周年記念イベントに使うための大型テント、これなんかは一般会計から支出するというので、枠外にこれが載っておったわけですね。

したがって、ここで私が申しあげたいのは単純に2,300万円ということだけでは私どもというか、私は頭であって市民の方にもそういう話をしてきたんですけれども、この予算書を見ますと花苗代だけを含めても2,600万円、それに大型テントがどの程度かかったのかわかりませんが、もろもろの負担金2,300万円のほかにどのぐらいのお金を一般会計から支出されているのか。その支出の総額をまず教えていただきたい。できれば、どういうものにどのぐらいということがあればなお結構なん

ですけれども、まず総額どのぐらいかかっているのかという部分についてお聞かせいただきたいと思っています。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず初めに、新宮議員から10周年という一つの区切りの節目のときにやはり10周年のいろんな反省も踏まえて総括すべきなのではないのかという御指摘をいただきましたけれども、全くそのとおりと思います。

一つの区切りでさらに今後どうしていくかということ、10周年の積み重ねを踏まえて反省をするところは反省をしていかなきゃならないし、見直すところは見直していかなきゃならないと思っているところでもありますので、きょうそういった意味でこういう機会をいただいたこと、心から感謝申しあげたいと思います。

御質問は、全体でどのくらいの経費が、行政も含めてかかっているのかということですが、先ほど御指摘にありましたとおり、実行委員会の負担金は平成24年度の場合2,300万円ということでありま。これは実行委員会の中で花壇整備の工事でありますとか、ガイドブック、それから広報宣伝費用、さらには店を出しますから店のユニットのハウスの設置費などで実行委員会の中でそういう経費を見ているということでもあります。

それから、10回目でありますけれども、当初から御案内かと思っておりますけれども、大分職員がその期間中専属の担当課以外の職員もいろんな形で協力して、言ってみれば総がかりでフェアをしてきたということがあります。なかなかそういった意味で大変、平常業務との調整もなかなか厳しいものがあるという御指摘もあって、そういった状況の中で御案内のとおり景気の低迷に伴う国の雇用対策ということの施策が打ち出されてきたわけでもあります。そういった意味で、雇用の対策とさらには花咲かフェアのスムーズな運営という観点から、山形県の緊急雇用対策創出事業というものを今は、ことしも活用させていただいているところでもあります。これは財源的には県のほうから10分の10で来る事業であります。

一つは、予算にもありますけれども、花の里観光開発事業ということで、フェアの会場の運営についての業務委託であります。これは2,050万円であります。フェアの会場運営のためのスタッフの人件費でありますとか、いろんなイベントをしますキャラクターショーなどもしますけれども、そのイベントの開催費などに充てているものです。これは雇用対策ですから、このための人を約2カ月間で雇っております。27名雇ったということでもあります。

それからもう一つ、同じ緊急雇用創出事業ですけれども、会場の維持管理業務委託ということでもあります。これは1,000万円あります。これは花壇の維持管理業務に係る人件費、それから花の苗代なども入っているところではありますが、これも雇用対策であります。これにこの事業で雇った方は幅はありますけれども、2カ月から4カ月の間でもありますけれども、15名ということでもあります。

そういったことで、最初の実行委員会の負担金2,300万円プラス2,050万円と1,000万円、合わせた数字が全体の市の支出の事業費となろうかと思っております。ただ、雇用対策については県の10分の10の事業でありますから、市の純粋な持ち出しとすれば2,300万円となっているところでもあります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま答弁をお聞きして、私が先ほど疑問を持ったといいますか、2,300万円の負担金の中でフェアそのものが実行されるのであろうと思っておったわけですが、今の御答弁を

聞きますと、いわゆる緊急雇用対策でもって、人件費などで3,050万円が県のほうから10分の10、つまり100%というわけですが、これが来ているので、実質的には本市の予算から使っているのがあくまでも2,300万円だと、こういうことでございますね。

これは大変結構なことであって、そういうできるだけ有利なものを使えるのであればそのようにしていただきたいと思いますが、この緊急雇用対策事業が今後どこまで続くかというのは、ちょっと見通しはないと思うんです。そうしたときに、今の説明ですと、緊急雇用対策で100%補助をもらえるものを含めても5,300万円ですか、トータルで。ただし、市の実際の持ち出しは2,300万円というのはわかりますけれども、緊急雇用対策の制度がなくなった場合、この場合はやはりもとのような市の職員であるとかあるいは私どももボランティアで1人1日程度なんですけれども、いろいろ協力させてもらった経過などもあるわけですが、もしこの制度が、どの辺まで続くかわかりませんが、それがなくなった場合にはもとのような状況に、いわゆる労力的に市の職員もそれに携わってとお考えなんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことは、御案内のとおり10周年という節目の年で去年の落ち込んだ来場者数を何とか挽回しようということで、少し事業も充実をしたところがあるかと思っています。ただ、おっしゃるとおり雇用対策、緊急雇用の事業そのものが来年あるかどうかというのは非常に不明であります。逆にやはり、なくなる可能性も高いと思っておりますから、そういった意味も含めて来年度の事業そのものをどうしていくか、その財源も含めて限られた予算の中でどういう事業を、効果ある事業を展開をしていく必要があると思っておりますから、そういった意味でいろんな角度から御質問にありますとおり検証してさらに誘客力を高める手だてというものを検討していきたいと考えているところです。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに先がどうなるか、想像だけで物事を言うのは非常に不謹慎だと私も思いますし、市長からはそういう事態になればその時期においてさまざまな角度から検討しながらその方法、やり方なども検討して今後進めてまいりたいと、こういった御答弁でありましたので、十分私もこれは理解できるところであります。

次に、先ほど市長のほうからも寒河江市としてこのフェアをやることによってかなりの経済効果も見込まれる、産業の発展、商店街の発展、観光の振興などにも結びついている、それから寒河江という市のネームバリューも全国に発信できた、そういうことから大変意義のある催しだということは私も理解しているんですが、これまでも経済効果、これについては非常に大ざっぱに20万人30万人来ているんだから寒河江市にはかなりのお金が落ちているんですよ、大変な経済効果をもたらしているんだよという感覚に我々も浸ってきたことも事実なんですね。あれだけの人がいるわけですから、あのにぎわいなわけですから。

ただちょっと市内のほうに目を向けてみますと、さくらんぼの件なども含めてこれからお尋ねしますけれども、まちの中はそれほどにぎわいというのは期間中でもないんですね。あるスタンドに聞いてみたんですけども、県外のナンバーで給油される方なんかは期間中はかなりふえていますかと聞いたところ、ほとんどないと言っていいような状況だと。ということは、やはり遠くから来られる方というのはガソリンを満タンにしてある程度の日程にあった分を補給して来られるからそういう傾向なのかなと思いますけれども、例えば寒河江市の宿泊施設に泊まった方がどのくらいおられるのか、

あるいは寒河江市内で昼食をされたのはどのぐらいおられるのか。そういった分析なんかはなされたことがあるのでしょうか。

特に、花咲かフェアに来られた、もし大型バスやなんかの場合、そこから前の日はどこに泊まった、あるいはこの花咲かフェアで参観が終わった後にその後は食事はどこでなされるのか、あるいは今晚の宿泊地はどこなのかというところまでの分析といいますか、聞き取りなどはなされたのかどうか、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花咲かフェアの経済効果というところではありますが、具体的に全体の効果、経済的にどういう効果があるかということ进行分析する際は、実際訪れた人がどういうお金を使ったかということ調べてみないといかんということになるんですけれども、今回ことしの例でいうと、一応アンケート調査をさせていただいたところでもあります。そのアンケート調査をすると、アンケートですから、来たときに書いていただくので、余りいろんな項目ということにはなかなかできないところではありますが、会場に来たときにどのくらい会場で支出をしたかということをお聞きをしているわけでもあります。もちろん、どこから来たとか何人で来たとか男女、そういう基本的なアンケートはしますが、実際会場でどのくらい支出をしたのかということをお聞きすると、アンケートした結果の平均でいうと1,700円ぐらいの支出があるというわけです。もちろん来た方は大人ばかりではありませんから、子供さんもいるということで、大体大人のほうの割合は7割ぐらいだと思っていますから、20万人の7割ということで、14万人ぐらいが大人の人ではないかということでもあります。

そういったことから、単純に計算すると14万掛ける1,700円ということになると2億4,000万円ぐらいの期間中の支出があるのではないかと思うわけです。

それ以外の会場以外のところでどういう形を、支出をするか、食事をするかとか買い物をするかということになると、これはある程度推測でしかありませんけれども、なかなか市内の人はもちろん支出はしないわけでありましょうから、市外の人をどのくらいの割合かということこれも7割くらいとなっていますから、14万人の7割で10万人ぐらいは市外の人ということですね。さくらんぼの期間中に訪れるということでもありますから、さくらんぼを買っていただくということを推測をするのでありますね。1人頭、大体一箱1キロとか買っていただければ5,000円ぐらいは支出をしていくのではないかと思います、そこは金額が高くなるわけですが、5億円を超える効果があるというふうに、例えば推測ですが、そういうことにすれば会場内では2億4,000万円ぐらい、会場以外でいろんな買い物をすることになると5億円ぐらいで、合わせて7億円ぐらいはいろんなイベントに訪れる皆さんが市内にお金を落としてくれるのではないかと思います。

滞在時間を寒河江の中に、おっしゃるように滞在時間を長くすることが人間の心理としてお金を使っていくということになりますから。いろんな御意見を聞いた中に、新宮議員御指摘のとおりさくらんぼの期間中訪れる人は多いんですけれども、町なかが静かなのではないかという御指摘もいろんなところで受けているわけでもありますから、そういったところも含めてさくらんぼ祭りの期間中のイベント、来年以降に向けてそこも考えていく必要があると考えているところでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 経済効果そのものというのは、計算上数字が出てきたわけですが、大変な効果があるなど私も実感したところではありますが、今回も資料を見ますと大型バスが293台入っていると

いうデータがございます。約300台、1台の乗車人数が30人と仮定した場合、約9,000人の方がバスで来られている、ツアーで。これは、このフェアを開催する、今言ったさまざまな経済効果とかいろんな角度から寒河江市をアピールする、そういうことから9,000人というお客さんというのは非常に大事なお客さんだなど思うわけですね。

もちろん、市長はこれまでもさくらんぼの時期は関東関西のほうにトップセールスをされて、寒河江の知名度をアピールしながらいろいろ観光宣伝をやられてきております。これは大変すばらしいことだなどその御苦労には感謝しているところでありますが、大型バスの9,000人という、あそこに大型バスが駐車場に入ってしまうと、あとは添乗員というのはわずかに10分15分くらいは会場に入る人もいるだろうけれども、お客さんをあそこでおろして、あとは何時何分にバスが出発しますからそこまでお帰りくださいということで自由な時間を与えている。その間、ドライバーなり添乗員なりガイドなりが時間をある程度余裕があると思うんです。したがって、先ほど申しあげたように実態を、検証してみる必要があるんでないかと思うんです。

だから、市長のトップセールスでやられることも、これは大事だと思うんですけども、せっかくこのイベントを活用するために、有利に活用するために、例えば観光協会あたりから専門のスタッフが大型バスが入ってきたときはそこに行って、ゆうべどこに泊まってどこから来られたのか、あるいはどこからけさ出発してここに来られたのか、今後昼食はどこを予定していますか、あるいは終わった後にどこに泊まれるのですかといったような、分析をすればもっと経済効果に結びつけられるのではないかと思うんです。

これは、先ほど市長にもありましたように所管以外の職員がこれまでいろいろ駆り出されてやっておったけれども、それはことしは緊急雇用対策で賄われた。ただ、所管の職員というのはそこに行っているわけですけども、なかなかその聞き取りまでというのは、アンケート調査、さっきありました。ただしこれは個々のアンケート調査、これも大事なんですけども、観光バスで来られる約9,000人、これは必ずしも数字がぴったりかどうかはわかりませんが、これらの動向、動きというものを調査して、そしてそれをもとにして今度はそのツアーをコーディネートした観光会社、その辺あたりにも徹底的に営業をして、そしてできるだけ泊まりは寒河江に泊まってくださいとか、あるいは食事するのであればこういう場所があるので、コースの中に旅行の行程の中にそれを組み入れてもらえるような、そういう方法も必要でないかなと思いますけれども、このことについては市長、何か御見解はございますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員のおっしゃるとおりかなと思います。

ことしは去年の風評被害の影響による落ち込みというものを何とか挽回をしたいということでバスツアーについても平成22年度は483台という、500台近く入っていたわけですね。ところが、去年は283台、ことしも293台ということで、そこがやはり戻ってこないということで、大分前からいろんな旅行代理店等に対するPRなどもしてきたところですけども、なかなか復活しないところがあって、その原因は何なのかということも含めて、いろんな形で分析をしているわけですけども、確かに実際来られた方の旅行の行程、あるいは何が興味を持たれるのかということについてもやはり分析をしながら次の企画につなげていくことは大事だろうと思いますから、今後大いに検討させていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ぜひ、そういった角度からも徹底的にイベントを最大限に活用するために、ポイントとなる部分だけは徹底的にこれを追求しながらやっていただきたいということを、今市長からも今後そういう方向でやりたいというお話でありましたので、そのようにぜひやっていただきたいということをまず申しあげておきます。

実は今定例会の初日、市長から6月議会が終わってから9月議会までの市政の状況について報告がございました。もちろんその中にも、この花咲かフェアについても触れられておりました。

ただ、その中でちょっとうんと思ったのは、要するにこの花咲かフェアINさがえについては今後まつりの中、文言そのものまでは記憶がないんですけども、まつりと一体化した中でやっていきたいというか、そういう方法もあるやに聞こえたんですけども、それは市長、あれですか、四季のまつり実行委員会というのものもあるわけですね。そちらに組み入れて花咲かフェア実行委員会とは別個の形でまつり全体の中で今後やってはどうかと、市長、考えておられるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今のところ、そういうつもりはありませんので、基本的にさくらんぼ祭りの期間というの中でさくらんぼ祭りについてはいろんなイベントをしています。そのほかに花咲かフェアというものを、大きいイベントとして二つを別にしていくという感じがあるわけですね。それが御指摘のように、イベントはやっているんだけど町なか静かだということもあるし、要するにそこはある程度経済効果が町なかに及んできていないのではないかと御指摘というふうにも受け取れますから、そこはさくらんぼ期間中、さくらんぼ目当てに来るお客さんが多いわけでありまして、そういった期間中の誘客のイベント全体の相乗効果を高めていくためにも含めて花咲かフェアをどうしていくかということを検討していきたいと考えているところであります。

ですから、いろんな場面で10年目で終わりかなどということも、御指摘じゃないですけども、質問を受けるわけですけども、そういうことはなくて、何度も申しあげておりますけれども、反省すべきところは反省しながらさらに見直しすべきところは見直ししてさらに効果の上がるイベント、それからさくらんぼ期間中のいろんな全体の取り組みというものを効果を上げるような花咲かフェアのイベントをどうしていくかということを検討していきたいというつもりで申しあげたところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 確かに、市長が今おっしゃられたように10回目が終わったので「あと来年から花咲かフェアはないなったんねがはあ」などというような、市民からの声なども全くないわけではございません。しかし、それは私どもが答えられるものでもありませんけれども、今の市長の答弁によって内容的なものが十分理解できましたけれども、先ほどから申しあげているように市民の方が例えば散歩がてらにあそこに行ったとか、あるいはジョギングのついでにちょっと寄ってみたとかそういう市民の方々というのは確かにあったほうがいいんですけども、経済効果という部分から見た場合にはそれほど効果が見込めないのかなと思うわけですね。

したがって、さっき申しあげました300台近くのこのバス、前年度は480台ですか、そういう実績もあるわけですから、その辺にポイントを絞って、それに対しての徹底的な営業活動を展開していただ

きたい。そして何までもない。あそこに来られたツアーを後でもよし、先でもよし、観光さくらんぼ園にこれを誘導するような方法を考えていただきたい、今後の課題としてそのような方法にぜひ力を入れていただきたいということを申しあげて質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号10番から12番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 今回私は、通告番号10番、11番、12番について市長並びに教育委員長にお尋ねをしたいと思いますが、最初に市長並びに教育委員長には誠意をもってお答えをいただきますようお願いをしておきたいと思います。

最初に、わかりやすい住居表示について市長にお尋ねをしたいと思います。

本市の中心部においては、住居表示法によって住所の表示を変更した市街地や新たに宅地造成した地域などは何丁目何番地何号という形で、非常にわかりやすい住居の表示になっているわけですが、市街地と思われる地域においても今でも十干番地を用いているところがあって、ほかからの来訪者といえますか、大変わかりにくい状況があります。これはほかからの来訪者だけでなく、市民にも大変わかりにくい状況がありまして、不便を来していると思われま。

私は、住居表示というのは住民の暮らしに直結しますし、使いなれた住所の表示を変えるということは中には抵抗感があったり、歴史的な経過や文化等が失われるようなことを感じてなかなか難しいという問題があることもわかりますけれども、住民の理解を得る中でわかりやすい住居表示に改めるべきではないかと思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは、十干番地を用いている住所について変更はどうかということですが、御案内のとおり住居の表示については一般的に土地の地名地番を用いるというのが通例でありまして、寒河江市におきましても同様に土地の地名地番を用いて住所の表示を行っているわけですが、大字寒河江の区域の土地には地番に甲乙丙などの十干表示がついている区域があるわけがあります。そのため、十干表示のある住所というのが存在をしているということでもあります。

十干表示していることによって、逆に住所の重複がないということで小字名を用いないで住居の表示をしているということもあるわけでありまして、大字寒河江の区域というのは御案内のとおり、広い範囲にあるわけでありまして、なかなか地番も整然と配列をされていないということもありまして、御指摘のとおり、住んでいる方々以外の方が住所から場所を探すというのはなかなか大変な場合があると聞いているところであります。

この住居表示については、御案内かと思いますが昭和37年に法律が施行されて、寒河江市におきましては昭和41年に住居表示というものを実施をしているところでありまして、町を新設をして土地の地番ではなくて街区符号と住居番号で住所を表示するようになったわけでありまして、わかりやすくなっているということがあろうかと思いますが、ただこの住居表示については市街地でしか実施できないというところでもあります。市街地の基準というのは、国勢調査による人口集中地域となっておりますので、寒河江市におきましても人口集中地域において実施をされてきているというところでもあります。それ以外の地域についてはされてきていないというところでもあります。

また、区画整理などによって新たな居住地を造成した場合には住居表示に類似した地番を設定をしてわかりやすい住所になっているところもあるわけであります。

十干表示の御質問であります。これまでもそういった十干表示による住居表示がなされている地域の方々からぜひわかりやすい市街地らしい住所への変更の要望がこれまでも出されてきているところであります。字の区域と名称の変更があれば住所も自動的に変更になるということですが、この変更については以前は県知事への届け出と告示が必要でございました。県では区画整理や地籍調査等に伴うもの以外は認めてこなかったということで、なかなか住民の地域の要望がかなえられないということでありましたが、平成12年4月に知事への届け出と告示の事務というものが市町村長に委任をされてきています。市長の判断で字の区域と名称の変更ができるようになったということでありますから、市といたしましては住民福祉の向上の観点から地域の大多数の皆さんが賛成であれば要望にお応えをして小字の区域を最小単位としてわかりやすい住所への変更を進めることにしているところであります。

これまでも、越井坂、小沼地域を皮切りといたしまして、新山、船橋、高田、本楯については新しい町名を新設をして町名による住居表示を行ってきているところであります。十干表示につきましても地番の変更は法務局の権限でありますので、法務局に対しまして地番から十干表示部分を削除するように要請をして十干表示のない住所の実現を図ってもまいったところであります。

現在におきましても、市といたしましてはこれまで同様に地域の御要望があればできるだけそれに応えていきたいという考えであります。ただ、先ほど内藤議員も御指摘がありましたけれども、地域の中で住所が変わるということに対して反対の御意見の方も中にはいらっしゃる場合がありますし、登記の変更ということになりますと、個人の負担ということもありますので、要望がある場合は地域での説明会を開催をさせていただいて、内容を十分御説明した上で地域の皆さんの全ての世帯、事業所、などを対象にしたアンケートも実施させていただいて、賛意を確認をして、また法務局とも十分協議をした上で手続を進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の考え方はよくわかりました。もちろんそこに住んでいる方々が賛成をしなければそれはどうにもならないわけでありますけれども、例えば甲乙丙、丁はなくなったのかな、丙ですと、長岡山から中心にしますと南側、あるいはこっち側、東側に分かれておったり非常にわかりにくいような状況があります。乙もわかりにくいですね。そうしたことを踏まえて、それは特殊な方といいますか、役所や郵便局ではそれはわからないなんていうことはないんですが、一般の人には非常にわかりにくい。特に、他の市町村から来たり県外から来たりする人は今最近使われていますナビゲーターなんか使いましてもなかなかそこに真っすぐ連れていってくれない、こういう状況がありますので、住民の皆さんの理解をいただいた上でそうしたことにぜひ直していただきたいと思えます。

中には、先ほど市長がおっしゃったように市街地ということでのやられる部分もあるかと思えますし、中にはそこに入らない部分もあるかもしれません。入る部分については経費部分にもそれは市町村あたりで対応する面が相当あるようでありますから、そういうことも含めて住民の皆さんにお知らせを願っている形で対応をしていただきたいということを申しあげておきたいと思えます。

それから次に、市内周辺部の住所表示の変更についてお伺いをしたいと思えます。比較的市街地に近いところといいますか、宅地造成なんか行われているところではわかりやすい住所の表示になって

いるところもありますが、前から大字地番を使っているところ、例えばかなり広い地域があります。1,000番台あるいは2,000番台の地番を番地を使っているところがありまして、これまたわかりにくいような状況があります。

ふだんは、こうした地域においても地区公民館の分館単位の名称でその地域名を呼んでいることと私は思っていますけれども、これまで住民の理解を得る中で地域名を主にした住所の表示にすべきではないかなと思います。これとて、先ほど申しあげましたようにこれまでの慣習がありますから、すぐにはできないと思いますが、そのような、ぜひ対応をしてほしいと思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 分館単位でわかりやすい住所にすべきではないかということではありますが、分館単位での地域名による住居表示をするということを考えますと、一つには小字名を用いて住所を表示することはあるかと思いますが、ただ小字名を用いると住所自体が長くなってしまうということがあるかと思いますが、また、大字を用いず小字のみで表示をするということも考えられないわけではありませんけれども、いずれもそれは一地域、分館の地域だけでなく市全体の統一して実施をするということが必要なのかなと思います。

また、もう一つの方法としては、大字を分割をして新たな大字、または町を設定する方法があるかと思いますが、この件については先ほども若干お話し申しあげましたけれども、字の名称、区域というのは歴史的な、地域の歴史というものがあろうから、なかなかそう簡単には、右から左とはなかなかいかない場合もあるのかなと思います。いずれにしても、先ほど申しあげましたとおり、地域の皆さんがそういうことに賛成だということが大多数であれば我々としては検討していくということになるかと思いますが、いずれにしても地域の皆さんが十分にその件について議論をしていただく、話し合いをしていただくというのが先決なのかなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地域の理解なくしてこういうことは進まないということは私も十分承知をしております。

ただ、行政側からもぜひ働きかけをしてほしいなと思っていますし、特に周辺部のことだけを申しあげますと、先ほど市長がおっしゃいましたように長い歴史的な経過があるわけでありまして、これは何でこれまでこういうふうになってこなかったかということを考えますと、そこに住んでいる住民はさほど不便は感じないんですね。多分、そうだと思うんです。不便を感じるならば住所変更すべきだと大多数に今までの経過からしてなるんだろうと思うんですけども、なってこなかったということはそこに暮らしている住民の方がさほど不便を来していないということがあるのではないのかなと思いますけれども、先ほど申しあげましたように居住地をわかりやすくするという事は、つまりほかから来る人もわかりやすい、住みやすいということにつながるんだと思いますし、地域の発展につながると思いますと、それがひいては市勢発展につながるということだろうと思いますので、ぜひそういうことをお含みいただいてそうしたことも考え合わせていただきたいなと思います。

それに関連して、一つだけお尋ねをしておきたいと、具体的にお尋ねしたいと思いますが、大字地域の中でも、例えば私のところでは平塩という地区なんですけど、中郷の地番があるんですね。こうしたところは住んでいる住民はさほど何ていうんですか、不便は感じないと思うんですけど、ほかから

見るとどうもこれはわからないと言われるんですね。そういうわけで私も何回か他の方から尋ねられたことがありますけれども、そうしたところでの住所変更というのは市長、どういうふうにお考えになりますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も、中郷・平塩の地域の状況などは知らないわけではありませんけれども、それが一つの地域の歴史にもなっている、その状況なのかなとも思います。

先ほど内藤議員もいみじくもおっしゃいましたけれども、住んでいる方は余り不便に感じない。それが合併の場合と同じかもしれませんけれども、周りの人から見ると何かちょっと違和感があるけれども、住んでいる人は不便に感じない、何で直さなきゃいかんのかという気持ちになる場合もありますね。また、直そうとすると、いろんな方に住所の変更の通知を出したり、いろんな面で負担もかかるということもあるかもしれませんので、そこら辺も地域の方それぞれの該当されている地域の方がどうしても変更したいという要望が、我々としてはそれを受けて次の行動に移していくということが必要だと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 これは先ほどの問題に絡めてといいますか、具体的なことでお尋ねをしたわけですが、例えば今の件でももう少し具体的に申しあげますと、宅急便の配達する方なんかは大概最初に来た人はわからないですね。先ほど申しあげましたように、ナビゲーターで来ているんですが、この辺だということナビゲーターは知らせているんだけれども、中は田んぼで何もありませんと、お宅はどこなんでしょうかと、こういうふうなお尋ねなんです。私は、周りに何が見えますかということから始めまして、何とかの看板が見えるか、商店が見えるかということからお尋ねしまして、電話で誘導するんですが、本当にそういう意味ではわかりにくいという状況がございます。

また一方、今ナビゲーターの話をしました。住所の検索で有名なヤフーとかグーグル、最近私の住所を打ちますと、ヤフーはびたっと指すようになりました。天下のグーグルはまだどこかほかのうを指しますね。そういう現実があるんです。ということをごひ知っておいてほしいなと思っております。

そうした中で、以前谷沢地番を高松や八畝の地番に直したことがあるということをお聞きをしておりますが、そうした事実はあったんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な過去の事例でありますから、担当課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 グーグルとヤフーのそれは私もよくわかりませんが、個人の住所が全件データに入っているかどうかというのはわからないところでありますので、何ともお答えしようがありませんが、先ほど中郷地区のことも御質問がありまして、市長も御答弁ございましたが、大字界というもの、恐らくは昔の村界、村の境界ではなかったのかなということが推測できます。そうすると歴史的なその境界を後になって移動する。それでもともどこにあったのかわからなくなるということやはり望ましくないのかなという気はいたします。以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 質問に的確にお答えいただきたいと思うんですが、グーグルとかヤフーの話はこういう状況がありますよということをお知らせただけであって、具体的なものは過去に谷沢の地番を高松とか八楯という地番に直したことがあるとお聞きをしておりますので、そうした事実はありますかとお聞きしたんですが。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 事実がございますが、さっき市長が御答弁申しあげましたように、以前は単に住所がわかりにくいからということで地名を直すことはできなかったわけでありまして。ですから、谷沢、高松地区におきましては地籍調査の関係で非常に入り組んでいたということで高松という新しい大字をつくって整理したという経過があるようでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地籍調査の結果そうなったということですね。わかりました。

いずれにしても、こうした問題については地域に住んでいる人々がそれに同意をしないとしないわけでありまして、こうした問題について私も皆さんにいろいろお話しかけをしながらできるだけわかりやすいようにしていきたいなと思っております。

あいつ自分のことばかり言っているな、なんて思われると困りますので、決して私たちから見ると悪いところだけではないんですよ。ですから、自分のことだけでないということを知っていただくようにあえて申しあげますが、私のように選挙に携わる者には平塩は地元ですが、中郷に行っても私は地元になるわけですから、そういう意味では大変いいところもあるんですが、しかし他の人から見ると非常にわかりにくい点がありますので、ぜひその点はお含みいただいて、私ももちろんやりますし、市当局の中でもそういう実態を受けとめてできるだけわかりやすい住居表示になるようなことを進めていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、時間の経過するのが結構速いです。

チェリーランドの利用状況と経済効果について伺いたいと思います。

平成4年にオープンしたチェリーランドが、昨年で20周年になったとお聞きして、時のたつのが早いなと改めて実感しておりますけれども、初めにここにいらっしゃる皆さんも当初のことは余りおわかりにならないと思いますので、最初にチェリーランドの経過等を振り返りながら質問に入りたいと思います。

チェリーランドの本市の観光物産の振興を図るという趣旨はもとより、トルコ館、茶室、ドーム、イベント広場、河川敷公園を形成し、そして教育、文化、芸術さらに国際交流という一大基地となるもので、本市の情報発信基地と位置づけ、前任市長のもとで鳴り物入りで整備されたわけでありまして。これは平成3年12月定例会で前市長がそういうふうに申しあげておりますので、そのとおりだと思います。

事業費は主に第三セクターのチェリーランドさがえ株式会社が約17億円。そして周りに28億1,000万円もの施設整備、それから国道を挟んで二の堰親水公園を含めればそれに加えて8億円を投資した事業であります。事業費の捻出先はふるさとづくり特別対策事業や新農村地域定住促進対策事業を初め、さまざまな事業を組み合わせた大型プロジェクトでありました。チェリーランドの全面オープンを前にして、約1年前に第三セクターであるチェリーランドさがえ株式会社がオープンをして、その年に150万人を超える来客でテナントを含む総売り上げで17億7,500万円を売り上げたと言われており

ます。当期の利益が4,500万円ということの営業報告があつて、それをもって平成5年3月定例会の施政方針で、「さくらんぼ観光の拠点として昨年オープンしたチェリーランドさがえには150万人の観光客があり、高速交通時代に対応した観光物産の拠点施設として機能をいかんなく発揮している」としたのであります。

一方で、チェリーランドに関する経費は管理運営費であります。およそ5,000万円と当初見込んでおりましたが、そしてそれは入館料や賃貸料で賄えるということであつたわけでありまして、平成4年一般会計決算書では収入であります入館料、地代で2,225万円。支出が7,536万円、5,311万円の市からの持ち出しになつたのであります。

事業を積極的に推進された方々はここでようやく採算はとれないと思つたのであると思ひますけれども、平成3年10月に任意団体であるチェリーランド管理センターに管理を委託したものを2年後には法人格をとつて第三セクターなるものを組織して、そこに管理を委託しようとしたのでありますが、結局それは日の目を見ませんでした。もちろん、私たちは、私たちはといひますか、少数の議会の議員でありましたが、今度はこのようなドライブインの機能を最優先した形での市民のお金を湯水のごとく使うことはならぬのじゃないかということで、このプロジェクトに対して厳しい指摘をしてきたことを申しあげたいと思ひますが、こんな経過があつたわけでありまして。

これを申しあげて次の質問に移りたいと思ひますが、初めにここ数年来のチェリーランドにおけるそれぞれの施設利用者の数はどのようになつてゐるのか。また、当初のとおり情報の発信基地としての役割を果たしてゐるのかどうか伺ひたいと思ひます。

昨今の景気状況やあるいはチェリーランドに行つてみますとわかりますが、閑古鳥が鳴くような状況があると私は思つてゐます。そのような状況を見れば、いや、時によつてはそんなんですよ。違つとおつしやいます。後で御答弁いただきたいと思ひますが、きちつと数字で裏づけていただきたいと思ひますが、大體の見当は私もつきます。市で把握してゐる正確な数字をお答えいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私からお答えを申しあげたいと思ひますが、施設の利用者数ということでありまして、昨年度利用者数、大きい施設、さくらんぼ会館であります。28万9,100人となつております。それから第三セクターのチェリーランドさがえの入場者数73万6,000人ということでありまして。合わせますと102万5,100人ということでありまして。

確かに、内藤議員の先ほどの御質問の中に150万人ということがありましたが、それから比べると若干、年々減少傾向にはあると思ひますが、少なくとも土日などはなかなか国道沿いの駐車場はとめるところがなく、裏のほうにも利用してゐる。特にイベントがない日であつてもそういうことがあろうかと思ひます。

特に、平成23年度はいろんな形で足かせがありまして、震災もあつて、いろんな県内では1月から2月の月山道の通行止めなどもありまして、さくらんぼの観光客が減つた、震災の影響で風評被害で減つたなどということがあつて、去年は来場者数も減つてきているということでありました。

情報の発信などについても御案内のとおり、寒河江の日本一さくらんぼの里をシンボルとしたチェリーランドでありますから、本県内外の皆さんに対して観光あるいは物産の振興と文化の情報発信基地としての役割は大いに果たしてきたものと思つてゐるところであります。二つの施設のみならず、

観光、訪れる方に対しては国際チェリーパークでありますとかいろんな情報の観光物産センターなどという役割を果たしてきたと思いますし、いろんな案内、情報の観光案内などについても窓口を設置をして努めてきたと想っているところであります。

それから、イベント広場においてもいろんな形でさくらんぼ祭り期間中のみならずいろんな形でイベントの開催あるいは臨川亭などでの茶会でありますとかさくらんぼ会館でのいろんな作品展示なども、それからリングとか啓翁桜などの品評会などもさせていただいて、いろんな形でPRを努めているというところであります。

そういったところで20年を過ぎたわけでありましてけれども、我々としては寒河江の観光情報発信施設としての役割は、引き続き重要な位置にあると理解しているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。内藤議員。

○内藤 明議員 市長からは具体的な数字をお示しいただきましたが、そこで私は先ほど申しあげましたように大変厳しい状況があるなど思っておったものですから、大変厳しいことを申しあげましたが、市長御自身がチェリーランドに行かれて客数が少なくて困ったなど実感として思ったことはないですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年は大震災がありまして、そういったことで、その直後というんですかね、そのころは観光に訪れる人も大変少なかったと記憶しておりますが、そういった時期はそういうふう感じたこともあったと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もちろん、観光事業でありますから、時期的なものもあるのもわかります。先ほどありましたとおり、さくらんぼ会館などは例えば休みの日はアイスクリーム等の売り場が並んでいるような状況もわかります。しかし、いつもそういうわけではないんですね。

私はひょっとして、市長や副市長さんは何かイベントのあるときに行ってその数を持って非常に盛況を期しておって、情報の発信基地は十分に果たされていると、こういうことを申されているのかなと思いますけれども、そういうわけではないんですね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市も株主になっておりますから、株主総会等あるいは営業成績なども見聞きしておりますから、そういったことは設立当初から比べれば20年を経過しておりますから、そういう状況は若干はあると認識しているところでありますが、そういった中でも20年間寒河江のチェリーランドの拠点としての頑張りというものは評価していいのではないかと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ディズニーランドさえ毎回毎回新たな企画をやってリピーターをふやしているという状況を聞いたことがありますけれども、同じ施設でもって数をふやすというのはなかなか大変なことだと思います。この数字に甘んじることなく何か、何ていいますか、観光客を誘致する新たな手だて

といたしますか、お考えはございますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 どうしても、ここ20年たつということになると施設の的にも大分老朽化しているところが出てきているとも思いますし、なかなか使いこなせていないという施設もあろうかと思っておりますので、その辺のところを全体としてリニューアルなども考えていかなければならないような、20年経過しておりますからそういう時期にあらうかと思っておりますので、指定管理者のほうにお願いをしているということもありますから、我々としてはそういう状況があるいは利活用の状況なども十分聞いた上で今後のリニューアルに向けていろいろ検討していかなきやならんと今思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 後ほどお聞きする点について既にお話しいただきましたので、チェリーランドの開設以来の費用対効果については、どのようになっているのかおわかりになればお答えをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど内藤議員のほうから建設時の事業費ということで、御指摘がありました。市の市有施設でいえば工事費は28億円ということですね。それから、株式会社チェリーランドさがえの建設費が17億円、その他の事業費として二の堰親水公園、三色の里などが8億円ということでありますから、大体50億円強が建設費として投じられたということでありますが、実績報告でいえば例えば平成23年度の株式会社チェリーランドさがえの売上高というのは7億400万円となっております。御案内のとおり、平成23年度は観光客が減りましたのでそういう実績になっておりますけれども、過去5年間の平均でいえば8億280万円ということであります。それが大体20年間続いたと御理解をいただきたいと思っております。

施設の維持管理については、市のほうから指定管理者のほうに大体3,000万円弱ぐらい毎年指定管理料として支払っておりますから、その辺のことを考えてみても大変観光拠点施設として充実をしているのかなと思っておりますし、またそのほか従業員の雇用でありますとか観光物産センターに寒河江のさまざまな物品、名産品なども販売しているわけでありますから、そういった意味での製造元への経済効果などということを考えれば大変大きな、施設全体としての経済効果はあると理解しているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もっと活性化させてほしいという意味を込めまして申しあげたいと思っておりますけれども、現在のチェリーランドの案内板、そうしたものについては現況にそぐわないものになっているもののがかなりありますね。それから、苦言を呈するわけではありませんけれども、例えば既に使われていないようなチェリードームの催事の御案内なんていう看板もまだありますし、そういうものはやはり撤去するなり書きかえるなりするべきかなと思っております。

それからもう一つ、ドームと国際チェリーパークに行く小道といたしますか、ありますけれども、あの前に大型バスがとまっているんですね。あれはもしかするとそこから先に行っちゃだめだよということでの、あそこにとめてあるのか、あるいは何ていいますか、あそこを見えなくするためにあそこにとめてあるのかどうかわかりませんが、常時あそこにとめてありますね。どういうふうにご検討してあそこにとめてあるのか、おわかりになればお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますが、20年間たっているいろいろな施設等についても老朽化したりあるいは利活用が当初の目的に沿う形でないような形で存在をしたりということがあろうかと思っておりますので、その辺も含めて見直しというかリニューアルに向けてさらなる利用拡大に向けて見直しをしていく時期なんだろうと思っておりますし、またいろんなふぐあいな、案内板の話もありましたけれども、その辺のところは適切に対応していきたいと思っておりますし、直せるところは直ちに直していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そうですね、やはり適切に直していただいて、さらに活況を呈するような形でしていただきたいと思っております。

また、リニューアルということもありましたので、ついでに申しあげますが、チェリードームも相当腐食がきております。多分、雨漏りはするかどうかわかりませんが、そんな状況もあるんじゃないかと心配をしております。ぜひその辺のところも特殊な建物ですから、リニューアルするとなると相当金が必要かもしれません。そんなことも含めて今後御検討いただくようお願いしたいと思っております。いろいろな形で検討していただきたいと思っております。

それから、時間が迫ってまいりましたので、最後に教育委員会にお尋ねしたいと思っております。

この夏は大変暑い日が続きまして、つまり猛暑ということで表現されておりますけれども、連日のように熱射病ということで病院に運ばれたなんていう話もありました。市内を訪ねて歩きますと、小学校や中学校がもう夏休みも終わって学校が始まっているのに暑くて大変だろうなど、こういう話をよく耳にしたわけでありまして。教職員の皆さんからは超クールビズ、短パンとTシャツでも暑くてたまらんと、こういうお話もありますし、そこで教育委員会にお尋ねしたいと思っておりますが、市内の小中学校で夏期における暑さの対策というのはどのようになっているのか、伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おっしゃられるとおり、大変な暑さでございまして、私どもも一番思い悩んでおるところでした。

暑さ対策というお尋ねでしたけれども、ソフト面、ハード面での両面から対策を講じているところですが、最初のソフト面といいますか、指導でございまして、例年ですと6月ごろに具体的な予防策を各学校に周知徹底を図るということをしてございます。ただ、ことしは異常な暑さが続きまして、県立高校の部活動中に生徒が死亡されるという事態とか、また御案内かと思っておりますけれども、本市におきましては8月17日のことでしたけれども、中学校の生徒が朝の部活動中に体調不良を訴えて熱中症で病院に搬送されるという事故が生じております。

これらの事態を受けて当方といたしましては8月17日、同日でございまして、緊急な校長会を開催して、適切な部活動あるいは教育活動のあり方、児童生徒に水筒を常時持たせる、あるいは体調管理の徹底などについての確認を行ったところであります。

また、県立高校で開催されました、これは村山教育事務所主催の中学校を対象とする部活動担当者会議でありますけれども、本市におきましては中学校だけでなく小学校も含めた全校の担当者が出席し、熱中症予防に関する実践的な研修を受講いたしております。さらに、天候の状況を見ながら折に触れて注意を喚起し、熱中症予防や万一の場合の応急措置体制などについて各学校へ指導を行って

いるところです。

ちなみに、8月22日、8月27日、8月30日あるいは運動会等に対しましても電話の指導とか折に触れて指導しているところでもあります。

次に、施設面での対策でございますけれども、まず冷房につきましては、体調不良の子供たちへの対応として幸生小、田代小を除きます12校の保健室にエアコンを設置しております。学校の先生方には常に子供の健康観察を行い、少しでも体調不良の兆候が見られる子供には絶対に無理をさせないで保健室で休ませるなどの配慮をお願いしているところです。また、寒河江小学校でございますけれども、「ことばの教室」など構造上の問題や利用形態などの特別の事情により、特に暑さ対策が必要な部屋にもエアコンを設置しております。

教室の暑さ対策としましては、特別教室を普通教室に転用している中部小においては、通気性を確保するために窓の増設等を行っております。また、太陽光が直接入る教室、これにはグリーンカーテンを設置いたしておまして日差しを遮り、温度上昇を抑えるための対策を講じております。特に暑さのひどい中部小の東棟でございますけれども、1階から3階までを覆うように設置し、2階、3階についてはちょっと伸び切らないということがございますけれども、1階部分については日光遮蔽の効果が十分に上がっていると伺っています。さらに扇風機などの活用などもいたしておるところでございます。

以上、大まかな対策はこのようなところでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 暑さ対策についてお尋ねしましたが、扇風機などはないよりあったほうがいい、それはわかります。しかし、いろんな対策をとられているということはわかりますけれども、そんな中で例えば体調を崩した子供さんとか教職員とかはいなかったんでしょうか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 具体的に体調不良を訴えるという子供、そして教職員の実際の数をおしあげたいと思います。2学期始まりまして、8月末から始まりまして、この8月末までの期間、8日から10日間ぐらいの間ですけれども、暑さによりまして授業中に体調不良を訴え保健室を利用したり、早退または欠席した児童・生徒の数は、実人数で申し上げますけれども、小学校が133名、中学校が171名を数えております。これを1日1校当たりいたしますと、小学校で1.3人、中学校では6.1人という数字となっております。また、教職員についてですけれども、これは小中学校の合計で早退した職員が1名、休みをとった教職員が6名という報告を受けているところでもあります。

以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 先ほどの質問で一部お答えはあったわけですが、こうした暑さは特に障がいを持っている子供に対して非常に厳しいと言われております。そう指摘する専門医もおられると聞いておりますが、先ほどのお話ですと一部については冷房装置が入っているようなお話でございましたが、そうしたことについての見解をお尋ねするつもりでしたが、多分そういう配慮のもとでなされていると思います。

全体的に、一部だけでなくそういう配慮をとられるつもりはないのかどうか。特にこの暑さの厳しい中で心配なのは、情緒的に障がいのある子供、不安定な子供が大変だと言われるわけでありまし

て、そうしたところを重点的にそうした対応をとられる考えはないのかお尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特に、8月下旬は最高気温が34度から36度の日が続いたということもありまして、室外といいますか、教室内の気温が一時35度を超えるという状況にありまして、子供たちが学習する環境としては非常に厳しい状況にあるものと認識いたしております。特に、先生おっしゃられておりますような障がい児あるいは重障がい児にとっては特にひどい状況にあるものと認識いたしております。

それに対する考え方ですか、そこがお尋ねかと思えますけれども、ただいま申しあげましたように、こういう事情を受けますと今後は何らかの新たな暑さ対策が必要なのではないかと考えておまして、具体的な対策を申しあげますと、現在実施しておりますグリーンカーテンの設置、この拡大あるいはこれを広めるための指導、エアコンの設置、扇風機、遮光ネットの設置などを考えているところです。

それから、小中学校の各部屋の気温変化に関する調査を現在実施しております、普通教室、特別教室、職員室、調理室など、それぞれの位置やスペース、その利用実態を踏まえまして、どの学校にあるいはどの教室にどういった暑さ対策が必要なのかについて十分まず検討する必要があると考えております。その上で、エアコンの設置も含めましてより効率的な有効な対策となりますように、今後とも具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 最後に、ここが落ちですから、伺いたいと思いますが、近代的な世の中で自然的なグリーンカーテンであるとか、それもわかります。昔ですと、大体校舎の前に南向きにこうなっているわけですが、樹木が大きいのがありましたよね。今、文部省の指導かどうかわかりませんが、ほとんどああいう大きい樹木がなくなりました。

それで、この際やはりエアコン等を全室に設置をする、こういうことが必要なんじゃないかと思えます。もしかすると、皆さん昔のことを考えて、私ら若いころはそんなものなかったなんて言われるかもわかりませんが、そういうことで、西村山管内でエアコン等を全室に設置している学校はあるかどうか。あるいは県内の学校でそうした学校があるのかおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 西村山の近隣の学校では教室にエアコンを全面導入というのは聞いておらないところであります。県内についてもほぼ同様な傾向かと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 中には、夏休みをずらしたほうがいいんじゃないかという話なんかもする人もおりますけれども、そんなことできるわけないんであって、こうした世の中でありますから、将来の寒河江市を担う子供たちのためにこのすばらしい教育環境のもとで学習を積まれるような、寒河江市の教育委員会が率先して取り組まれることを最後に御要請申しあげて終わります。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 今定例会は寒河江市議会基本条例を制定し、初めての定例議会であります。議員は、議会が言論の府であることを自覚してこれまでの形式重視の議会運営から議案等の論点・争点を明らかにした上で、討議による合意形成を基本にした議会活動を進めることになりました。今、議会は積極的に改革に取り組んでいます。当局においても議会での提言や指摘は真正面から受けとめていただき、議会と当局が相互理解と取り組みを通じて問題の解決や政策の推進をすることが、今強く求められていると思います。

いやしくも、「上手に肩透かしをかけるのが優秀な管理者」といった誤った考えが以前あったようですが、これからはそのようなことが絶対ないように、市長並びに教育委員長に特段の配慮を求めるものであります。

通告番号13、市政全般について。

まず最初に（1）市庁舎耐震改修免震工事請負契約をめぐる課題と入札制度について伺います。

7月31日の臨時議会に寒河江市役所庁舎耐震改修免震工事請負契約の締結について提案され、賛成多数で可決されました。この臨時議会は委員会付託が省略され、質問が3回で打ち切られたことから後ほど申しあげる課題について審議を深めることができませんでした。したがって、私は賛成をすることができず反対いたしました。

8億円規模の入札を1企業体のみで実施したこと。入札金額が予定価格より9%、8,000万円オーバーして不調となった企業との随意契約をしたこと。それも市の既決予算額に合わせて工事内容の見直しをして随意契約をしたことなどは、私が20年の議員生活で初めてのケースであります。

既に決定しているのに今回質問を取り上げた理由の一つは、市民からの声であります。それは、「今回の不落随意契約は問題があり、これが前例となった場合、今後公正な入札が確保できなくなるのではないか」という指摘が寄せられたからであります。私もそのような心配があります。

二つ目は、こういった場合のマニュアルがなく、担当者の方々が悩んでいる姿を見たからであります。これを放置すべきでないと思うのであります。

誤解されないように申しあげますが、私は前の議決を認めないとか、市庁舎の耐震改修免震工事することに異議を申しているのではありません。

私自身、前市長の時代から耐震補強や耐震診断をするように提言してきました。ところが、当局は市庁舎は特殊な建物で構造的に耐震補強工事はできない。したがって耐震診断をやっても意味がないとの見解でありました。したがって、私は設計者である黒川紀章氏に直接手紙を差し上げる中で、耐震性は現在の法的基準を満たしていないことや構造上も耐震補強工事が可能であることが明らかになりました。さらに、市より正式な依頼があれば設計者として無償で耐震診断をしてくれるとの返事をいただきました。そこで、私は市長に正式に依頼するよう申し入れをし、無償での耐震診断が実現し今日に至っているわけであります。

一日も早い耐震対策の完了を望んでいるものであります。もちろん、今回の工事を担当する企業体についてどうこういうものでもありません。問題なのは、これまでに例のないケースであります。今回の扱い、いわゆる入札制度や請負契約の仕方いかんによっては、今後公正な入札を執行する上で問題が懸念されるからであります。そこで具体的に伺います。

一つは、当局は今回の入札が不調に、1社きり申し込みがなかったということで、ルールを改正して2回目の入札をやったという説明がありました。そこで寒河江市事後審査型条件つき一般競争入札

施行要綱を見ているわけでありませけれども、そこにそういったルールがどこにも見当たらないわけでありませ。どこにどのように規定されているのか、まぜお尋ねをいたませ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な答弁を申しあげたいと思ませので、財政課長から御答弁申しあげませ。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 寒河江市事後審査型条件つき一般競争入札施行要綱に、ルールを改正する場合にどこにあるかということござませますが、この要綱につきませしては競争入札に関しましての要綱ござませして、条例改正とかそういうものにつての規定はないところござませ。

そのようなことから、入札に関する制度の改正・修正につきませしては寒河江市工事等指名競争入札審査委員会の規定に基づいて審査会で審査した上で実施するということござませしているところござませ。

以上ござませ。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 課長の説明を補足ませますが、「私の質問と違うんです」の声あり）入札の施行要綱の第6条に入札説明書の交付ということがありませ。この入札説明書につては施行要綱に基づいてつくってありませるので、今回のルールの改正はこの入札説明書の中の改正ということでありませ。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私のお尋ねしたのは、これまで2社が入札に参加しない場合には入札が成立しないので中止ませするというのがルールだと思ませんです。そのルールを今回、1社でもよいとルールを改正したということであるならば、そのルールが以前のもので今回改正なつたものがこの要綱の中に示されているのではないかとこの立場からのお尋ねなんです。

もちろん、山形県はきちつとなつてありませ。県の要綱では、したがって、どこに以前のもので今回改正したものが要綱のどこに記載なつてあるのかということが一つ。

それから、これまで2社としたり、一問一答でせけれども、先ほど答弁ないからその部分ちゃんとしてほしいということだぜ。

これまで2社以上とした理由は何、どういふ理由で2社としていたのかお聞かせをいたさせたいと思ませ。

○高橋勝文議長 一問一答だぜ。那須副市長。

○那須義行副市長 先ほど申しあげませように、2社以上なければ入札を執行しないといふのはこの入札説明書の中に記載してありませるので、その入札説明書、要綱に基づく入札説明書のルール改正を行つたということだぜ。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、それは入札に向けた、当たつての説明書といふのは今回の個別の入札の案件だぜ。個別の、市庁舎の耐震改修工事の入札だぜ。ルールとしては要綱の中にきちつとあるべきだと思ませんです。県はもちろんありませ。県などと同じようにそういうふうにするべきだと思ませ。

これはあと、何ぼ言つてもだめだと思ませるので、これがないということがわかりませ。

わかりませたので、ないだぜ。ないで申しあげたんです。

それで、これまで2社以上とした理由、その根拠を教えていたさせたいと思ませ。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 寒河江市では平成20年3月にそれまでの指名競争入札を変えまして、主に談合の防止等が目的であります、一般競争入札を導入したところであります。それまで、通常見積もり合わせであれ入札であれ、通常のルールでは2社以上の比較をして低いほうをするという、基本的な原則がありましたので、その形を踏襲しているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そこはわかりました。

それで、見直しに当たっては今回どういう形でなされたのかお聞かせをいただきたいと思いますが、担当課、財政課のほうから聞いたら持ち回りでしたと。持ち回り、10人の指名審査委員会でこの見直しをした、そして持ち回りでやりましたということでありました。

ところが、県にお伺いをして、県に照会をしたら県でも既に1社でもやっているの、寒河江市のルールも改正するとできるんですよという趣旨の県からの話があったので、寒河江市でもルールを改正して2名でなくて1名でもできるとしたと議会には説明を受けています。

しかし、県のほうも確認をしましたら、県で1名にした理由、何で県で1名にしたのかという部分では平成14年から電子入札の本格実施がまずされたということなんです。それから、建設工事の一般競争入札における応札可能業社数を確保するために地域要件を拡大をしていますと。それから、平成11年9月1日から外部委員による入札監視委員会が設置されているんだということで、2社でないとだめだと先ほど副市長からあったような部分を、1社であってもそういうシステムの中でチェックをしていく体制をつくっているんだということ。

それから、先ほども申しあげましたけれども、こういうルールの変更について、県の場合要綱の中に明示されています。明示は標準公告文書別紙という形で。それから標準説明書という形の中で出ているんです。きちんとその中に要綱の中に別紙という形で出ているんです。そこに、前は複数社だったのが1社でもいいと改正なって出ているんです。

寒河江の場合はない。今回の市庁舎耐震改修のための公告文書とそれから説明書、これを回して指名審査会に回して決済というか、了解を得たと所管課長であり、今回の担当しているところからお聞きをしています。

それから県では1社にしても不落随契についての実質的な運用は予定価格の1%オーバーが限界です、それはなぜかという入札監視委員会などがあって、後にこの入札はだめとなった場合に大変なことになるので、そういう運用も定めてやっていますということであったわけでありました。

したがって、県で2社だったやつが1社でもいい。県ではもうやっていると報告、照会をしてそういう話をいただいた後、市の指名審査委員会の中でルールを改正するときこういう議論がされたのか。持ち回りなどということで、個別の入札の説明書を持ち回りなどというのではなくて、一堂に会してそういう協議はすべきだと私は思うんですけれども、このことについての見解、事実経過も含めて教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 それでは、いろいろ市の入札の制度と県の入札の制度、それは基本的には絶対件数が違いますので、いろいろやり方が違うところが基本的にあるということはず御理解をお願いしたいと思います。

それでは、手続についてお答え申し上げますが、契約、入札等に関する制度の改正は先ほどからお話がありました寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規定第3条第2号の規定によりまして、審査会で審査をした上で実施することとしております。これは審査会委員は契約、入札等の制度に精通していることから、その審査により制度改正の精度を高めるために行っているものであります。

審査会は毎月10日と25日前後に月2回のペースで開催しておりますが、定例会の審査で間に合わないような事案の場合は、持ち回りで審査を行っているものであります。持ち回りの審査は事案の担当課が一人一人の委員に内容を説明し、その了解、決裁を得る必要があることから、会議形式の審査会よりその審査がより詳細になることもございます。結論として会議形式であれ、持ち回りであれ、同等の審査が行われているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回のケースというのは、見直しというのは大きい見直しだと思うんです。それで持ち回りだけでは、その10人の委員が県で今まで2社でないとだめな1社にした理由、1社にされたそうだけれども、そうした場合にさまざま心配されるわけですけれども、そういうものを県ではどういうふうにフォローしているのかということはその委員の中から全然出ないというのが不思議でなりません、私自身。市の指名審査委員の10人のメンバーがそういう疑問を持たないということ自体が、8億円の仕事を、こういう大きいことでありながら公金を使うものでありながらそういう意見が出なかったというのが不思議でなりません。

そして、このどういう形でそのものが決定されたのかということがこのルールでありながら、指名審査会が情報の非公開になっているためにどういう議論になったりどういう話し合いになってそれが決まったかということは市民に明らかにできないと言われるんですね。

ところが、私は確かにそれぞれの業者さんの資格を審査する場合の内容の部分などはこれは非公開でいいんだと思います。しかし、こういう入札制度そのものなどというのは、やはり市民から理解されない制度の中でやっていったって行政に対する信頼というのは勝ち得ないと思うんです。したがって、今現在こういう制度の見直しについては今のルール上は指名審査会自体が非開示になって、非公開になっていますからできないんですけれども、この辺については私が今言ったような問題意識を市長は持てないのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の免震の工事については御指摘もありましたが、我々としてもなかなか例のないような事態の中での対応ということがあったわけでありまして。

御指摘のとおり、一日も早い市庁舎の安全確保の面での取り組みと御理解をいただきたいと思いますが、その過程の中でさまざまな入札をめぐる現在の制度、システムというものについての一つの新たな石を投げられたのかなと思います。そういうことで今回の事態というものを十分検証しながら、今後のいろんな全体の審査会のあり方なども含めて全体のシステムの取り組みというものをより透明性を高めるための取り組みというものも必要になってきていると認識しているところであります。

○高橋勝文議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続いてお尋ねをしてみたいと思います。

午前中、市長からは初めてのケースでさまざまな問題点もあるようなので、今後検証しながら改めるべきは改めるという言葉はなかったですけども、そういうことで対応されるんだろうなとお聞きをしていましたけれども、やはり直すにしても現状どこがどういう問題があるのかということを経営部も私も市民という立場あるいは議員という立場で、市民の側から見て何が問題なのかということをお互いに認識をし合うということが極めて重要であろうなと思いますので、引き続きお尋ねしたいと思います。

それで、今回の契約は実質的な不落随契であったわけでありましてけれども、寒河江市で不落随契の運用についてのマニュアルがあるのかどうなのか。何かないような話もあるし、それぞれの入札を担当するところでは事務の流れを定めた文書があるんだとかばらばらなようでありますので、きちっとしたあるのかないのかと、ないとすればその必要性についてどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 不落随契の具体的な運用と申しますか、マニュアルについては財政課のほうで一般競争入札、指名競争入札、その際の競争の具体的な入札の仕方というものを例示をしておきまして、その中で不落随契の場合のやり方についてはそういう形で定めております。

ただ、県のように非常に工事の件数が多くてなおかつ県内各箇所で行っている場合には、先ほど議員のほうからもありましたように大体1%程度を目安にして不落随契をやるということではありますが、ただこれは一般的な工事についてはそういう基準で寒河江市の場合も明確な基準はありませんけれども、相当近い場合にそういう形でやるということ運用しております。ただ今回のように、極めて特殊な工事、なおかつ入札の参加者がいろいろな事情で1社しかなかったという例は今までもありませんでしたので、こういう特殊な例、特殊な事案の場合はその場で入札、執行者が判断をしながらそれを執行する、対応するということになるかと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回のケースは特殊だと言われますけれども、特殊な事態が起こり得るわけですね。

したがって、マニュアルというのはそういう特殊な事態があったときにどうするかということ寒河江市自体の入札のあり方として決めておくのが、私はマニュアルだと思うんです。それぞれの入札を執行する責任者がばらばらな判断になったら困るわけですね。そのためにマニュアルをつくる。

冒頭、私申しあげました。担当者が悩んでいます。こういう状態を放置してだめなんじゃないでしょうかというのが私の問題意識なんです、市長。したがって、そういうことをやはり受けとめてほしいと思います。

それで、やはりきちっとしたものをこういう状態のときにこそマニュアルというものは必要だと思いますので、つくっていただきたいと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 午前中にもお答えを申しあげましたけれども、初めてのケースということもありましていろいろ対応を模索しながらしたという、取り組んだということもありますので、そういった中で、

マニュアルなどについても必要性については今後大いに検討課題とさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

それで、今回の不落随契の問題点として、私ことし7月20日議会に対する説明、それから31日臨時議会で提案された説明などお聞きをしますと、やはり設計の変更ではないかなという思いをするんです。

それで、昨年8月19日の定例懇談会にこういう資料をつけて議会に説明会がありました。建てかえをした場合、あるいはさまざまな方法で免震補強をしたいと、金はかかるけれどもという中で免震改修についても二つの案が設計会社から説明を受けていると。

免震改修A案、これがこの間ずっと私どもに説明され、今回の入札でも示された設計です。というのは、外から掘ってきてコア柱の下に免震装置をつけると。したがって、1階から5階まで、実質的には4階までですけれども、庁舎の平常業務には何ら差し支えなく仕事できますというのが免震改修A案でした。

しかし、今回臨時議会で示された不落随契の中身は免震改修B案なんです。B案が1回の床を壊してするという工事。したがって、1階部分は使えなくなるし、仮のものも外にしなければならないという、明確に、そして金額もこちらのほうがこれだけ安いですという金額もはじき出されてA案B案が議会で説明され、そしてこれは昨年9月4日山新にも掲載されています。

こういうことからすれば、明らかに今回の不落随契の中身というのは設計の変更じゃないですかと、変更なのではないかと私自身は思うんです。

そこで、議会のこの前の説明では不落随契であっても地方自治法施行令第167条の2の2項で、私は変更というのは制限があるんじゃないですかと言ったら、いやできるんですという本質的に結果さえ同じであれば変更できるんですと言われておったわけでありましてけれども、この条項からして、施行令からして変更できる事項というのは何なのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回の契約が設計変更でないかと、また地方自治法施行令167条の2第2項からして変更できる事項は何かということについてであります。前回の臨時議会でもお話を申しあげましたとおり、施行令167条の2第2項は「最初競争入札にするときに定めた予定価格、その他の条件を変更することができない」と規定されておまして、その他とは「品質を落とす等契約の要素となっている事項」というものを指してあるというのが行政実例の解釈であります。

今回の工事は、庁舎の支柱に免震装置を設置するという工事であります。土工事、いわゆる土砂を場外に搬出したり、でき上がった後に搬入したりするのは、工事の品質そのものにはかかわりはないということでありまして。また、設計に関しては、基本的に設計というのはごらんになった方がおられるとわかると思いますが、例えば今回の場合であれば単純に申しあげますとこの地下の部分から8,000立方メートル、概数で申しあげますが、8,000立方メートルを外に出して工事が終わった後にここに2,000平方メートルぐらいだと思いますけれども、ちゃんと埋め戻しをするというのが設計書にあります。だから、その設計書については確かに1階の床の部分を取り出さないものがそこに含まれますので、少しはふえますが、それは設計書自身は8,000立方メートルという形で概数で、土工事そのものはかかっておりますので、その概数の誤差の中に十分含まれる数字であることから、設計書

の変更等は何も要らないということで、当然予定価格も変わらないということで、今回については地方自治法施行令第167条の2第2項に抵触しないという形で判断をし、随意契約を行ったところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は、そういう説明を受けても、私の感覚が異常なのかどうかわかりませんが、理解しがたいんですね。

先ほど申しあげましたように、昨年8月19日免震工法で、どちらも免震工法なんです。免震改修A案、免震改修B案がこれです、B案がこれです。二つ違う工法を議会に示したんです。そしてB案が中からするもので、こっちは安いですと、金額も出ています。A案は外からして行って1階から4階まで全部使えます。しかし金額高いです。これでやるんですと言ったんです。ところが、今回の不落随契の中身はこちらのB案の中身になっているんですね。何ぼそういうふうに言われても私はなかなか理解できません。

それは、副市長はそういう見解なんでしょう。しかし、もう全世界にインターネット配信になっているわけですから、専門家の皆さんもいっぱいいらっしゃると思います。私はB案であり、設計の変更で不落随契の政令からするとちょっと問題があるんじゃないかと思います。これは私の考えであります。

したがって、この点は再度設計の変更でないかということだけは申しあげておきたいと思います。

次に、20日の議会に示された中で23日の不落随契に向けた設計事務所との協議結果、これがあると思います。協議が調ったならば23日に随意契約の仮契約をし、31日臨時議会に提案したいと言われ、そしてそのように進んで行って31日臨時議会に提案されたわけであります。

したがって、設計事務所との協議結果というのが記録としてあるんだと思います。これを示していただきたいと思うんです。

ところが、事務当局にお尋ねしますと存在しないと言われたんです。存在しない、協議結果が。そんなこと、8億円の仕事をやる中で地方自治体の仕事としてそのようなことはあり得ないとは思いますが。なぜならば、市長が決裁して議会に提案しているわけですが、その協議に市長自身が入ってやっているわけでないわけですから、したがって担当事務方でそういう協議をしてこういう結果になりましたということをして市長に報告をし、決裁を受けて議会に提案されているものと私は理解をしています。そうしたときに、当然市長が決裁するためにはそれなりの書類があつてしかりだと思えますけれども、このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。市長がいい。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 経過を含めてお話を申しあげますと2回の入札が不調になりまして、市では大震災後の隣県等の入札の状況や中央の大手建設事業者の動向など、総合的に勘案しまして施行令167条の2第1項第8号に基づく随意契約を目指して入札参加者に見積書の提出を23日までということで依頼をしたところです。

その際、事業参加者と黒川紀章建築都市設計事務所と両方でいろいろ協議をしていただいて、それにいいような予定価格の範囲内で工事が施行できるようないいい提案をぜひ協議をしていただきたいという形でお願いをしまして、先ほどA案とB案と川越議員からお話がありましたけれども確かにA案をベースにしてB案の一部いいところを取り入れたような形の提案なことはあったことは確かだと思

いますが、A案からB案に変わったということでは決してありませんので、その辺は誤解がないようによろしく、いろいろ設計事務所と入札参加者の協議の中でそういう提案といたしますか、結果的には23日に見積書の金額という形で具体的には出てまいります。

そういうことで、協議を行ったのは設計事務所と入札参加者との間の協議でありますので、結果的には見積書の金額という形で来ますので、その協議内容については市のほうではその中には入っておりませんので、それについては市のほうには何も文書はないと、そういうことになるわけであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 7月20日、議員懇談会にこういうふうの説明されています。

市が、これまで説明してきた方法では実行できない状況であります。このため、でき上がりが市が設計した内容と同じ仕上がりとなることを前提に戸田建設・高松木材特定建設工事共同企業体から提案してもらい、これを設計管理を委託している黒川紀章建築都市設計事務所と協議をしながら進めているところであります。この協議が調べば今月23日に随意契約の仮契約をしたいと考えております。

こういうふうに答えているんです。したがって、市がこれして、その協議の結果報告されて、そのことが2社だけでないわけです。設計屋と施工者だけでない、発注者は市なわけでありますから、市がその判断をしてそして議会に提案を市長がそれによしという決裁をしたわけです。するには金額だけではないと思うんです。本当に金額だけでしたというのであれば、これは新たな問題があると指摘をしながら市長の見解をお尋ねしたいと思えます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今、川越議員がおっしゃられたことは、先ほど私が言ったことと全く同じことでもありますので、そういう設計の事務所と入札参加者、施工者に結果的になります。施工者がいろいろこの予定金額の範囲の中で施工できるいろいろなものをお互いに協議をしながら、そういう形で来た中でそういうお話があったということで、結果的にはそれが見積書の金額という形で出てくるわけでもありますので、文書的には何も残っていないというのは先ほどお話し申しあげたとおりで、川越議員が今おっしゃられたような結果がそういう書類として残っているということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、何が、言っていることが食い違っているんですね。こういう状況でももちろんそれは市がそういう形でやってきたんでしょう。しかし、市民の皆さんも専門の方々もこの状況を見てこれは問題だという指摘も私にありました。したがって、私は協議したのであるならば金額だけではないわけですね。

もちろん、結果的にA案のやつから話し合いしてB案になりましたけれど（「B案の一部」の声あり）B案の一部と言いますが、B案なんですよ、肝心な部分が金額も含めて。市長、ね。そのことが理解できないんだとすればこれはどこまでもすれ違いだと思いますけれども、これは、ぜひ市長から見解をお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 A案B案というふうなお話であります。金額は変更はしていないわけですね、基本的には、予定額は。それは変更はしていない。ただ、その工法の一部についてB案の部分を取り入れている。そしてここでB案を見ると期間とか何かはA案を使っている。A案そのものですから、B案の一部を使っているということでもありますから、いずれにしても先ほど副市長が御答弁申しあげまし

たとおり、設計事務所と入札参加者の協議の中でそういう形で対応できるという、その結果を受けて市のほうでは対応を進めてきたというのは事実でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間どんどんなくなっていくわけでありましてけれども、その部分で極めて重要ですので、設計変更でないと言われますけれども、一部取り入れたんだと言いますけれども、極めて重要なのは庁舎、1階から4階まで全部仕事できるという、これがA案なんです。B案はそうでない。金額も安い。金額が、8,000万円の開きが、入札設計では開きがあったんです。そこを合わせるためにして、そもそもB案は安かったんです。去年の説明の段階から。したがってここは、何ぼ言ったってだめだと思えますけれども、市長からも今見解あったので、金額は変更ないと言うけれども、B案のやつですから金額そこさ、A案の金額さ合わせているということだから、これは私専門家でないからわかりませんが、専門の人は実質的な金額の変更になっているんです、こういうふうにした場合は、そういうふうに見るのが専門家の見方ですということもありました。

したがって、私はそこはわかりません。専門家ではありませんから。したがって、そういう見解がもうみんな、見ている人は、私は設計変更だと思えます。ということでありまして。

それで、この関係についてだけ時間とりませんので、改めて市長、見直しをするということでありましてから、今後見直しの際に意見を申しあげていきたいと思えます。

それで、今回のこの工事をやることによって5階部分というのは利活用というのはどのようになるのか教えていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 5階部分については、別に免震工事をするしない関係なく、もともと利用していたわけですね。そういうことから今でも利用は可能ですけれども、ただ誰が考えても上のほうが重くて、重ければ重いほど振動の影響は下のほうに大きく出る、そういう感覚で5階の書類については全部今寒河江服装専門学校跡地のほうに移動して上のほうを軽くしているということで、できるだけ地震に対しての安全性を高めましょうという形でしておりますので、それについては今後とも、利用することは可能ですけれども、それは地震に対する耐性といいますか、そういうものを強めるために今後とも5階は使わないような方針でいくつもりであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 もちろん、工事中地震来れば困るわけですから、あけていく状態というのはわかりませんが、今回8億円の金を使って耐震補強、免震改修工事をやりながら、そして向こう30年は業者自体は大丈夫であろうと言われておったわけでありましてけれども、それもこの庁舎全体をきちっと使っていくんでなくて5階部分は今と同じように空き家にしていくということでの今回の工事なのか。いやきちっと、設計上はきちっと使えるんだということなのか、ここはきちっとお金をかけて設計してもらって工事やるわけですから、その部分きちっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 もともと、建物自身の加重そのものができるということで最初の設計も出ていますし、今回の免震の工事もその設計を踏襲してやっていますので最初から5階はそういう書庫として使うという設計のもとになっていますので、当然今回免震工事の中に前提として含まれていますので、使う気であればそのまま使えるという形になります。

ただ、先ほども申しあげましたように、地震によって倒壊するという被害だけではなくて、やはり地震によってひびが入ったりガラスが割れたり、それから物が倒れたりという被害を、倒壊する危険のほかにもそういう被害の心配もありますから、そういう被害を少しでも軽減するためにやはり頭のほう、上のほうは軽くすると、そういう努力をするのは当然のことでもありますので、そのような形で今後ともやっていきたいということでもあります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そのことについても私は、最初から倉庫として使える設計であって、それは前の建築基準法の改正以前であったから改正になって耐震力がないから、そして今回、現在の耐震力に合うように改修工事をするわけですから、使えるというのが大前提だと思うんです。

今、寒河江女子専門学校ですか。もとのところに保管しているといっても、その保管自体だって非常に心配な状況だと思うんです。本当にでき上がってここに入れられる倉庫が5階にあのスペースがあるんだったらそこに入れるというのが耐震工事をした、基本的な趣旨の一つであろうと私は思うんです。これは答弁要りません。

それで、5分きりなくなりました。

次に、小学校の調理業務民間委託の課題と市教委の姿勢について伺います。いじめ、自殺をめぐって教育委員会の閉鎖的な姿勢や体質が連日のように報道されています。本市においても、調理業務の民間委託導入時の争点の一つに、民間委託することによって調理師の学校行事に参加できなくなるので反対との声がありました。しかし、市教委は市の調理師同様に出勤時間や出勤日数、学校行事への参加など学校長の指揮のもとでやるので問題ないと言われましたが、労働者派遣法の関係でできなくなりました。今度は、調理師の中から責任者を選任し、責任者の指揮のもとでできるとして委託契約に盛り込んできました。

ところが、本来調理業務を受託した事業所の従事者が学校行事に参加すること自体、問題があるわけでありまして。そのことが職安法に抵触するおそれがあることを指摘したのに、市教委は労働局に確認したが、「調理業務は受託業者の現場責任者の指揮監督のもと行われており、法に抵触することはない」とすりかえ答弁をされました。

労働局で本当に問題ないと言ったのか、それとも正確に教育委員長に伝わらなかったのか。正確な報告がなされたのにあのような答弁をされたのか、真相はわかりませんが、問題が残ります。これでは市教育委員会に対する信頼が揺らぎます。

ことし4月から契約更新をされた西根小学校の委託契約の内容を見ると、民間委託導入時から市教委が言ってきた市の調理師同様に学校行事への参加などはなくなっています。導入時心配されたことが現実になっているのであります。市教委には問題提起されていること、指摘されている課題について正面から受けとめていただき、互いに知恵を出し合い改善解決を図る姿勢を持ってほしいのであります。そのためにはまず問題点についての共通認識を持つべきと思いますが、教育委員長の見解をお尋ねいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 時間もないので、私からも簡明にお答えさせていただきたいと思いますが、ただいまの御質問につきましては平成22年6月の議会で私への一般質問、それから同年9月議会で本会議での質疑がございました。その後、同じ議会の決算委員会で議員のほうから来賓のほうから

いろいろな質問が出され、そのことについては私どもも一連の答えをしてきたところであります。

それで、最終的に申しあげますとこの年の9月議会の後10月1日に仕様書の一部を変更し、仕様書ですから、当然契約の一部ということになりますので、契約の変更をしてきたという経緯があります。このことにつきましては、私の基本的な考え方でありますけれども、まずは運用の面で誤解を招かないようにするという点もあったわけですが、考えてみますと学校等の行事につきましては第三者から見ればわかりにくい話でございます。

それから何よりも議員からただいま申しあげましたように、一連の質疑がございまして、私どもも基本的には議会は尊重すべき、真摯に対応すべきということがございまして、そういう議員からの御指摘も受けて、それから当時は請負については派遣との関係で極めて厳しく運用すべきという背景がございました。そのようなことがありまして一部変更に至ったわけでございます。私ども、決して、何ていうんでしょうか、逡巡するということではありませんで、議会に対しては極めて真剣に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 通告はもっとあったわけでありまして、時間になりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

発言訂正の申し出

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長から、発言の訂正について申し出がありますので、議長においてこれを許可します。渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 先ほど、内藤議員の質問の中で、西村山地区において全室にエアコンが設置されている学校はないのかという御質問がございました。それに対し、私はありませんというお答えをしたわけですが、大江中学校で全室にエアコンが設置されたということがわかりましたので、おわびの上発言を訂正させていただきたいと思っております。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号14番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告14番について質問しますので、教育委員会の御答弁よろしく願いいたします。

2002年4月から始まった教育内容3割削減、総合的学習時間の創設、学校完全週5日制の実施、薄い教科書の配布等々は10年が経過しました。2007年からは「脱ゆとり」を目指して全国学力調査が開始されました。

今春4月より毎日新聞の週1コラム「時代の風」に登場した山際寿一京大霊長類学教授によると、人間の脳はコストの高い器官で、間違えた、済みません、最初に戻ります。

教授によると、人の子供の脳は12ないし16歳までが成長を続けてゴリラの脳の3倍になる。人間の脳はコストの高い器官で成人でも体重の2%しかないのに摂取エネルギーの20%を費やしている。成

長期の子供の脳は45ないし80%のエネルギーを要する。そこで、人は身体の成長を後回しにして脳の発達を優先するように成長期を伸ばした。おかげで頭でっかちの手のかかる子供をたくさん持つことになったのだそうです。

「学校教育で一番大切なのは大学ではなく義務教育だよ、小中校にいい先生を集めて、それには月給を高くしなければならない」と田中角栄は言っております。

去年の東日本大震災で中止された全国学力調査が理科を加えて3教科で実施されました。まずその結果と分析等について伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お尋ねいただきました全国学力・学習状況調査につきましてですが、平成19年度より全国の小学6年生及び中学3年生全員を対象として開始されたところですが、その後平成22年度からは調査方法が約3割の抽出調査に変更されたところであります。その結果、全国的な児童生徒の学力等の分析を行うことにより、国の教育施策の成果や課題を検証し、改善を図るという当初の目的は維持されたものと思えますけれども、全ての学校で実施するわけではないため、学校あるいは市町村レベルでの実態を把握することは困難になっているというのが現状であります。

ただし、既に公表されておりますように都道府県レベルでの集計を行われておりますので、こうした結果を参考としながら本市におきましても今後の指導改善に役立ててまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 済みませんでした。

私は事前調整が順調にしていなくていきなり勝手な注文をして、よく考えてみますと文部省は学習指導要領と教科書をつくるのが仕事。県段階では先生の人事。市の段階ではハードの整備というのが多分3つに分かれている仕事なんだと思うんです。私の聞いた、全国学力調査というのは文部省の調査でありまして、市の教育委員会としては関与できないというか、文部省の調査は抽出で3割しかできないということなので、私は検討違いの質問をしたのかなと思っていますので、市の段階でいろいろな調査をしていると聞きましたので、それについて報告があればお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 本市独自でもないですけれども、本市は本市としての国とは別の調査をしてございますので、この点については教育長から答弁いたさせます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、私から議員の質問にお答えいたします。

寒河江市ではいわゆる教研式NRTという全国標準の学力検査の用紙があるんですけれども、それを予算化してそれを活用しております。もう何年来と長い年月にわたって同じ様式の教研式NRTという標準化された学力テストを使ってその結果を活用しているところであります。

この学力検査は個々の児童生徒の学力を診断し、学校での指導を改善に役立てるために全国的に最も活用されているテストでありまして信頼性・妥当性があると言われております。県内どこの市町村でもそれは使っているんだと私は認識しているところであります。

本市では、小学校2年生以上全員を対象に国語と算数についてやっておりますし、また学年に応じては社会・理科・英語について実施をしているところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 では伺います。実施しているのはわかりました。その中身ですね。私が聞きたいのは、
どういういい点があり、生徒の至らぬ点があるのかということをお聞きしたいんです。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それではお答えいたします。

本市では市の教育研究所というのを設置してありますけれども、その市の教育研究所に学力対策委員会というものを組織しております、各学校の代表から成る委員が各学年・各教科の結果を分担して分析しておるところであります。

この結果は実施は4月中にするわけでありまして、1学期中にはそれをまとめて各学校に配布してそれぞれの学校がその結果をもとに自分の学校の子供たちの様子も分析しながら2学期以降の指導に役立てているところでもあります。

今年度の結果について申し上げますと、全教科をトータルした学年ごとの平均偏差値50が標準化されたもの50が全国平均ですよという学力テストのものでありますけれども、学年ごとの全平均偏差値は全ての学年で全国平均を上回っている状態であります。また児童生徒の偏差値を5段階評価の分布であらわした状況を見ますと、普通ですとその標準化された学力テストは1から5の段階まであって3の段階が一番山が高いというのが一般的な分布の曲線でありますけれども、我が寒河江市では小学校の段階を見れば、要するに4の段階の子供が最も多い。つまり3から4の段階に山があるという評価でありまして、1や2の段階が少なくなっているということになります。

中学校におきましても、最も多いのは3の段階なんですけれども、やや4の段階のほうにシフトが移っているのかなと4の段階のほうに山が近くなっていると、こういうことであります。その分、1や2の山が少ないという状況でありますので、このことは本市で進めております児童生徒一人一人の個に応じた指導というものに力を入れているわけでありまして、その指導の成果が上げられて子供たちが「わかる」、「できる」授業になっているんじゃないかなということで、一定の評価をしているところでもあります。

一方、今度は全体の平均でしたので、教科別に分析してみますと、国語・社会・理科・英語では全ての学年で全国平均を上回っているところでもあります。特に国語につきましては各学年とも全国平均を2ポイント程度上回っているという状況であります。しかし、算数・数学では全国平均をわずかに下回る学年があり、全国的にも全体的にも他教科に比べるとやや低い傾向がある。算数・数学は学習内容が非常に系統的でありまして、学年を経ながら積み上げていくという教科でありますので、各学校あるいは学級のレベルで落ちている領域とか単元を十分把握をしながら適切な指導計画を立て、授業の内容の改善を図っていく必要があると言えますし、各学校ともそれぞれ先生方で結果を分析しながら対応をとっているところでもあります。

また、割合的に少ないとはいえ、1や2の段階にいる児童生徒も実際あるわけでありまして、学習内容が十分定着していない、やや学習がおくれがちの子供でありますけれども、そういった子供に対しても私たちは特段の配慮をしながら対応していくことが必要になります。したがって、こうした児童生徒に対する個別支援、一人一人に応じた支援をどうするのかというのが今後の私たちの大きな課題となるかと思っております。

以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私、結果聞いていて、耳が痛いんですが、国語は全国平均を上回って、算数・数学はだめと自分の成績を言われているようでしゃくにさわるんですが、いいところは教科書を厚くして、図書館の本はいっぱいにして、余りパソコンとかなんかはいじらなくしてますます伸ばしていってもらって、数学というのは世の中に出ればすぐ役に立つと思うので、そこに至らない点はいろんな手だてをして何とかして改善してもらいたいと思います。

先日というか、土曜日、私、中部小学校の運動会に行ってきました。見た感想を言います。

よかった点ね、一つ。マーチングバンドが男の先生の指揮者と女の先生の副指揮者といるんですね、今。ラブソディーインブルーというか、ガーシュウインのあれをやっていましたが、小学校の金管バンドの段階で指導者は2人でやっているなんていうのは、私聞いたことがないので、校長先生に聞きました。あれは役割分担しているんですかと、聞きましたら、男の正指揮者は音楽面を担当し、女の先生は反対側について、足の運びとか動き方を指導しているんだという校長先生の話でした。たった1曲のためにこんな至れり尽くせりをするのかなと思って大変感心しました。歌のできはともかくとしてそういうふうにして一生懸命やろうという先生の姿、それは大変いいことだと思います。

山際さんも言っていますが、教育の目標は、気は優しく力持ちは一応目標ですから、要するに桃太郎ですね。が目標であります。そういう思いやりの子どもを育てるためには何がいいかというと、共食と音楽からと言っています。共食というのは要するに一つのテーブルを囲んでいろんな人と食事をするということです。今、欠食とか個食なんていう問題になっていますが、とにかく食事するときは親子でも何でもいいんですが、1人以外じゃない、複数で食べる。音楽というのは何も赤ちゃんを育てるためには子守唄が必要ですから、情操教育のためには音楽も一つの手段かなと思っています。

中部小学校の場合ですが、金管バンドなんかはお祭りにも出るらしいですが、そういういいところは伸ばしていってもらいたいなと思っています。

あと一つ、見て、ちょっとって思ったことがあります。エールの交換で応援団の人が前に並んだわけですが、私は運動会というリレーと騎馬戦ぐらいしか頭にありませんが、肥満体の子供がいるんですね。昔では見られなかった、はっきり言うとでぶですね。そういう子供は果たしてリレーやら長距離走なんかできるのか。股ずれが起きて歩けないのではないかとと思っています。

何で今の児童生徒の中に肥満体の子供がいるかということ、多分過食か運動不足かどちらかだと思います。これは、学校だけの責任ではありませんが、ぜひそこら辺の指導もしてもらわないと日本の21世紀は危いのではないかと自分では思っています。

多分、小中校の段階ではそんなに、穴だらけというわけではないでしょうが、いいところは伸ばしていきめの細かい対応をしていただければなと思っています。何か意見があれば。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 用意したのは、学力テストの活用策についてということでありましたけれども、その中でこの学力テストにも大いに絡むんですけれども、今議員のお尋ねとも関係が大いにかかわると思いますので、お答えいたしたいと思います。

学力テストの活用策で三つをここで答えたいと思ったんですが、その一つに昨年度から実施しております「さがえっこ育みアクションプラン」というものがございまして。これをさらに推進してまいりたいという旨お答えする予定でございましたけれども、ただいまの質問の中にありましており、

何ていいますか、生徒たちの早寝早起き朝御飯などの生活リズムがきちんとしている児童生徒や地域での体験活動の機会が多い児童生徒、こういう子供たちは学力が相対的に高いという、相関関係があるという評価がなされております。

ただいま議員からお話がありましたように、こういう共食だと思えますけれども、あるいはスポーツ面だとか子供たちの元気な、いわゆる桃太郎と表現なさいましたけれども、大いに「さがえっこ育みアクションプラン」をさらに充実推進してもらうことによりまして、今議員がお話しになられましたような子供たちの育成に大いにつながっていくのではないかと考えておりますので、私どもももちろん頑張っておりますけれども、ぜひ議員の皆様方、市民の方にもこの推進方についてお願い申し上げたいと、こういう場をかりて施策の推進お願いになっていましたけれども、質問と関係があるものではないかということでお答えを申しあげました。

以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 済みません、全然脱線した質問をして申しわけなかったです。

せっかく私の答弁用に用意してくれた紙に書いた字は、2次元の世界ですから、ぜひ3次元の世界になるように実行していただければと思いますので、よろしくお願いします。これで質問を終わります。

杉沼孝司議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号15番、16番について9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

本定例会初日の市長の行政報告にもありましたが、ことし5月の県のさくらんぼ収穫予測では1万4,100トン以上、平年よりやや多いとの発表でありましたが、1月末から2月初めにかけての大雪や2月から3月の低温による融雪のおくれにより本市の基幹作物であるさくらんぼの開花期の天候不順なども絡み、残念ながら県発表の収穫量予測を大きく下回る結果となったようであります。しかし、不幸中の幸いか、収穫期に日中と夜間の温度差が大きかったため、玉伸びや着色がよく、高品質のさくらんぼができ、消費者からは大変喜ばれ、販売価格は1キロ当たり昨年比で137%と減収量を少しカバーできたのかなと思っております。

しかし、7月の九州南部豪雨や近畿地方の大雨などが頻発し、昨年東日本大震災、福島での原発事故に引き続きたくさんの方の犠牲者が出たことは大変痛ましいことと心を痛めているところであります。大震災による被災者も豪雨による被災者も一日も早い復旧・復興を願ってまいりたいと思っております。

通告番号15番、中学3年生までの医療費無料化による子育て支援の早期実施について伺います。

さて、人口減少化の中で市町村を維持・発展継続していくために国や県を挙げ各自治体では特色ある政策を掲げ人口減少を食い止め、増加させる施策、子育て支援に血眼になって取り組んでいるところであります。当市の新第5次寒河江市振興計画（実施計画）の創造、みんなで子育てを支える地域づくりの中で、子供を育む環境づくりの中の重点事業の一つとして子育て支援医療給付の拡大を掲げ、平成23年の寒河江市市民100人評価委員会での重点プロジェクト市民評価の中では子供の医療費の対

象拡大が最高の重要度になっており、多くの委員の意見でも中学3年までの医療費の無料化が望まれております。

市長は、平成25年1月から小学6年生まで完全無料化と言われておりますが、多くの市民の要望と市民100人評価委員の意見を取り入れ、子育て支援、市の人口増加対策の一環としてこれを中学3年までとすべきと思うが、市長の御所見を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員の御質問にお答えを申しあげたいと思います。

一般質問第1日目のときも御答弁申しあげましたけれども、私の政治的な公約の中でも子供の医療費の無料化の拡大ということで、積極的に推進をするということにしているわけでありまして。来年1月からは無料化を小学校6年生まで拡大をするということでありまして。子育て世代のさらなる経済的負担の軽減ということで、今議会に医療費支給に関する条例の一部改正案というものを提案させていただいているところであります。

子供の医療費無料化のさらなる拡大ということにつきましては、前にも申しあげておりますけれども、子育て家庭の支援という意味で大変有効な施策の一つだと考えているところでありますし、また寒河江市の子育て支援策の大きな柱になってきているということでもあります。

お尋ねは中学校3年生までそれを拡大してはどうかということではありますが、まず今議会に御提案申しあげております来年1月からの小学校6年生までの拡充案についてぜひ御可決をいただいた上で、その実施状況なんかも十分検証しながら、今後の進め方を検討していきたいと考えているところであります。

私は前から申しあげておりますけれども、医療費の無料化というのはこの自治体の子供だと何ぼまで無料化で、この自治体の子供は何ぼまで無料化でしかできないんだということは本来的であってはいかんと考えているところでありますし、国の制度としてきちっと位置づけて全国の子供たちがひとしくその恩恵を享受すべきだと思っているところであります。

現実とはなっていないということでもありますので、それは私個人の意見ということだけではなくて、首長さん方の全国の市長会でもそういったことで国に対して制度の創設というものを要望しているという状況でありますので、その辺のところも十分御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの質問で、質問というか答弁で、このたびの条例の変更などにも小学校6年生までの医療費の無料化ということで出ているわけでありましてけれども、しかしやはりさらには全国的に子供たちは同じような支援を受けなければならないというのは理想というか、それは十分わかるわけでありましてけれども、やはり人口が減っていったら町でも村でも市でも成り立たないわけでありまして。どこの自治体もやはり競うわけではないんでしょうけれども、自分の独自性を出して、そして子育てに一生懸命になっているというところが人口も伸びているという結果が出ているわけでありまして、そういうところは一度よくなるとどんどん何でもよくなっていく。そしてまた、子育てに特化した施策というか、そういうものを行っている。その結果、ただ1年や2年では出ないと思っております。やはりこれは5年10年かかるものだと思いますけれども、そういう観点からもやはりできるだけ早く、少しずつ出しながらでなくても一発でバンとこうやるということをしなないと、対外的なインパクトが非常に薄いんじゃないかなと感じます。

したがって、特に近くには子育てに専念するというか、そういう市があるわけでありまして、今度は違う子育てのためのランド、これらをつくっていく、市外の人にも無料で利用していただくというこの前あたりの報道などもありました。やはり何かが違う、そういうものを出していかないと非常に困った事態に陥ってくるということでもありますので、やはりできるだけ早く、少なくとも中学3年までの医療費の無料化なんていうのは、そういう子育て環境に力を入れているんだということを表明するためにも実施をすべきではないかと思えます。

来年1月からの6年生までの無料化については十分わかるわけでありましてけれども、たまたまさらにはことし12月には市長選挙もあるわけでありまして、できるならばその辺で中学3年までもいつからできるということができればいいんじゃないかなと思えますので、その段についての市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会の中でも何度かお答えしているかと思えますけれども、人口減少社会、あるいは少子化社会というものをどう対策を練っていくかということになると、必ずしも子育て支援というのみに特化するわけにもいかない、総合的にいろんな対策を講じていかなければならないと思えます。

御指摘のように、いろんな子育て支援の経済的な支援策というものを充実をしていかなければならないということも大きな柱ではありますが、その以外にも雇用の場の確保でありますとかさまざまな住宅団地の整備でありますとか、いろんな面での総合的に居住環境の充実強化というものを進めていくことによって相対的に人口の減少を防ぐあるいは増加に転じていくような形に時間はかかりましようが、そういうことが必要だと思えます。その優先順位をいかにつけるかが重要だと思えます。

その中で、特に子育て支援というものはさきの100人評価委員会などでも大変要望が強い項目でありますから、そういった点を踏まえて我々は充実強化していく必要があるという認識を持っているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 子供の医療費の無料化についても今の市長の答弁にもありましたけれども、いろんな面で人口増加対策を図っていかなければならないということは当然あるわけでありましてけれども、やはり一番もととなるところには力を入れていかなければいけないと思っております。できるだけ早くできるような形をお願いを申しあげたいと思えます。

次に同じく子育て支援、金かかることばかり言って大変申しわけないわけですがけれども、第3子以降の保育料の無料化による子育て支援について伺ってまいりたいと思えます。

先ほどもありましたけれども、市民100人評価委員会における委員の意見の中では県内他市町村と比較して本市が子育てするのに魅力的な環境とは言いがたい現状であるようですが、「寒河江市で子育てをしてよかった」と言えるような支援策を強力に実施し、「寒河江市に住みたい、子供を育てたいと思えるまちをつくってほしい」という意見があったようであります。

先月8月7日に総務省より発表されました2012年3月末時点の人口動態調査によりますと全国で前年同期より26万3,727人少ない1億2,665万9,683人、3年連続の減少で減少の数、率とも過去最大であったと。死亡者数を上回る自然減少が初めて20万人を突破したという発表が大きくありました。

今回の発表で山形県の人口は前年同期より8,548人減って116万204人となった。本県の最大人口は昭和25年135万7,347人が最高で、それと比べると19万7,143人の減少で置賜地域から南陽市を除いた

分が毎年なくなっていくという、毎年ではないけれども、なくなったと同じような状況であります。

本市では平成17年の4万3,625人が最高で、平成24年3月末では1,020人、2.3%減少し、4万2,605人となっております。私はこれまでの一般質問で毎回のように申しあげておりますが、人口の減少は消費の減少につながり生産活動の減少に陥ると申しあげてまいりました。本市でも対策や政策を全く講じないでいるわけではないわけですが、前月対比ではたまには1人や2人ふえることもありますが、前年対比では確実に減っておるところであります。

施策を小出し、少しずつ出すのではなく、市民がなるほどどうなずき住環境の良さを対外的にアピールできるような大胆な施策を打ち出すべきではないかというのは、前段で申しあげたように子供を産みたいと思えるような環境整備のため、18歳未満の第3子以降の保育料の無料化を実施すべきではないかと思うところがあります。その際、市内全ての第3子以降の子供を対象とし、市内外に施策を発信すべきではありませんか。市長の御所見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 第3子以降の保育料の無料化ということでお尋ねであります。寒河江市におきましては子供さんが多い世帯、多子世帯というわけでありましたが、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減という観点から保育所・幼稚園及び認可外保育施設に入所している児童を対象に支援策を講じているところがあります。

具体的に申しあげますと、保育所については同一世帯から保育所または幼稚園などに2人以上の児童が同時入所している場合は第2子の保育料半額免除で、第3子以降の児童の保育料を全額免除しているところがあります。また、幼稚園につきましても同時入園している児童が2人以上いる場合は保育料の負担額が第2子は第1子のおおむね半額になるように、第3子はおおむね負担ゼロになるように私立幼稚園就学奨励費というものを支給しているところがあります。

また、小学校3年生までのお兄さん、お姉さんがいる場合、当該兄弟を第1子または第2子として在園児に対する就園奨励費の額を算定することもできるよう選択制にしているところがあります。

また、認可外保育施設に入所している児童については多子世帯保育料軽減事業費補助金を交付しているところがあります。1世帯から同時に幼稚園、保育所等に入所・入園している児童がいる場合に第3子以降の補助金額は第2子の2倍として多子世帯の保育料の負担軽減を行っているところがあります。

杉沼議員からは、それを18歳未満の子供がいる世帯の第3子以降の保育料まで無料化を拡大すべきではないか、充実すべきではないかということでもありますけれども、先ほど申しあげましたとおり寒河江市におきましては、これまで幼稚園就園奨励費以外は第1子第2子が幼稚園あるいは保育所に在園しているということが前提でございます。これは、就学前が子育てで最も大変な時期だということで、その年代にある子供を育てていらっしゃる多子世帯にとって経済的負担を軽減していくということで、措置を講じているところがあります。

しかしながら何度も申しあげましたけれども、安心して子供を産み育てられるような環境づくりというものをさらに推進をしていくためには、さらなる支援の充実というものを十分検討していかなければならないと考えているところがあります。

そういった意味で、御指摘の保育所、幼稚園及び認可外保育所における第3子以降の保育料の無料

化を初めとした多子世帯の経済的負担の軽減を図るための施策についても、さらに充実を図っていかねばならないのではないかと考えております。

先ほど来申しあげておりますけれども、今のところの試算をすると結構な財政負担も伴うということになろうかと思いますが、こういったことを考えますと全体の子育て支援策の優先順位というものもきちっと把握をしながら、そうした中で今後総合的に対応を検討していきたいと考えているところでありますし、議員御指摘のように新たな支援策を講じる場合はわかりやすくそして明確に大胆にということをお勧めいたしますから、できるだけそういった方向でアピール度の強い施策もやはり必要なのかなと考えているところでありますので、大いに検討させていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 多子世帯の経済的負担、現在でもやっているものがあるわけでありましてけれども、さらに大いに検討していきたいということになりますと、余りこの次言えなくなるのかなと思っておりますけれども、一つは同時に入園しているというのはせいぜい2人ぐらいが限度で、3人一緒に入園しているなんていうのはめったにないと思っております。ところが、よくあるのは小学校の高学年、それから真ん中ころ、そしてまた幼稚園の真ん中ころというケースが非常に多いんじゃないかと思っております。したがって、やはり18歳というものも考えていかないと、本当の多子世帯に対するところの経済的な支援というのには非常に厳しいんじゃないのかなと評価が、そのために言われているんじゃないかなと思われるわけでありまして。

100人評価委員会の意見欄など見てみますと、そういうところに意見を述べておられる方が非常に多いと見せていただいております。したがって、とにもかくにも、さらに今度は消費税の増税分、これもあるわけでありましてまだまだ詳細まではわからないものの、さらには行く先は消費増税はなるのでありましょから、国会で社会保障税一体改革が成立して消費税増税分の一部は少子化対策にも使われると明記されているわけでありまして、地方分権の中で国の政策を先取りして地方がよくなれば国はよくなるということ、地方から発信していくべきではないのかなと思っております。こういう発信の仕方はどういふものかなと、市長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もこれまでいろんな施策の中で、特に子育て支援というものを非常に重要視して、大きな柱の一環として施策を進めてまいりましたから、その気持ちはますます強くなっている、あるいは100人委員会の評価などを見てもそういう市民の声も大きいということでもありますから、さらにそういった子育て支援あるいは少子化対策に向けたさまざまな施策というものを総合的に充実をしていくという姿勢でまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。

ひとつできるだけ寒河江市そのものが発展していくような、そして寒河江市だけでなく西村山郡一帯を見ますと、9万人以上あった人口が現在は8万7,000人程度と減ってきているわけでありまして、まず、寒河江だけでなくこの地域一帯のことも考えながら、何とか人口の増加と経済の発展、地域の発展をしていくようお願いを申し上げたいと思っております。

次に、通告番号16番、再生可能エネルギーについて伺います。

再生可能エネルギーが四つほどありますので、一つずつお伺いしてまいりたいと思います。

昨年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、国では原子力政策の見直しに着手し、政策を決めるに当たって国民の考えを聞く「討論型世論調査」という新たな方法で世論調査を行った。結果、2030年時点の原発ゼロ%の支持率が46.7%、民間団体の調査では56%になるなど半数あるいは半数以上が脱原発を望んでいるという結論に至ったようであります。

県は国のスマートコミュニティ構想により、寒河江市で工業団地や施設園芸バラ団地、住宅団地に太陽光発電や小水力発電といった手法を組み合わせた事業化の可能性を探る調査事業を行ったが、その担当者も当然かかわったと思いますが、その進捗状況と結果について、また本市として今後どのように対応していくのかを教えていただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のスマートコミュニティ調査事業ということですが、平成23年度に寒河江市を地形的にも産業的にも山形県のモデル的特徴を備えた田園都市という位置づけをもって、再生可能エネルギーの事業化可能性調査というものが実施されたのは御案内のとおりであります。

調査の検討内容としては、施設園芸団地、工業団地、それから住宅団地の各分野のエネルギーマネジメントシステムと省エネルギー型デマンド交通システムの四つの項目が掲げられまして進められたところですが、具体的には先ほどお話にありましたが、南部地区のバラ団地、中央工業団地、ほなみ団地、それからデマンド交通というのが調査対象になったわけであります。

調査の期間はある程度時間を要するのかなと思ひましたが、なかなか時間的な制約もあつて関係者の説明と聞き取り、それからアンケートの実施というのが調査の内容であったようであります。3月には県から報告書が提出されているところでありまして、4月に入って県のほうから調査に協力をいただいた各団体などに対して説明が行われています。

バラ団地については地下水熱ヒートポンプやペレットボイラーの導入、中央工業団地については天然ガスを燃料としたガスエンジン発電の活用、ほなみ団地については住宅のスマートハウス化、そしてデマンド交通については省エネルギー型への転換というそれぞれの可能性について言及されているところあります。

この調査は平成23年度の事業でありますから、今後具体的にどのような形で実証実験を行っていくのか、あるいはさらには具体的な事業へつなげていくのかということの進め方について、県のほうでは寒河江市とも十分相談をしながら今後展開を進めていきたいというお話がありましたので、これまでも調査の段階でもいろいろ協議連携を図ってきましたが、今後も県と十分な連携を図りながら実証実験、さらに次のステップということにかかわってまいりたいと考えているところあります。

よろしくお願ひします。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまのお答えでおよそわかりました。

デマンド交通に対しては省エネルギー型ということで、今回の補正予算にもありますけれども、道の駅チェリーランド内に太陽光発電設備と電気自動車の急速充電器を設置するという計画がそれに当たるのかなと思ひますけれども。

さて、バラ団地とかその他のほうにも説明し、聞き取りとかアンケート調査などはしたわけであり

ますけれども、実際実証実験ということはそう簡単にはいかないんだろうと思いますけれども、バラ団地などについては地下水熱ヒートポンプあるいはペレットボイラーなどの導入について調査というようでありまして、4月ころ各団体に説明されたということからは約半年近く経過しておりますが、バラ団地などは何のアクションもないようです。その後どうなっているのかなということでもありましたし、その辺を今後実証実験とか県との連携もあるわけでありまして、その辺をいかに早く進めるかもあろうかと思っておりますので、その辺について何かあればお尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成23年度末の調査でありまして、その結果に基づいて平成24年度早々にも次のステップに行ければと我々も思っておりましたが、なかなかいろんな形で県のほうも調整が思ったほど、我々が期待したほど進んでいないということもあろうかと思っておりますが、一方で今国のほうでもいろんな再生可能エネルギー関係の支援制度なども打ち出して各省庁ごとにいろんな形で打ち出しているところでもありますので、何年も実証実験をしてその結果に基づいてまた次のステップということになると、相当な年月もかかるとも考えられますし、具体的に国のほうでのいろんな支援策が有効な手だてが活用できるということであれば、さらにもう少し次のステップへの直接的な事業展開ということも考えられるようでありますから、国・県のほうでもそういったことも十分念頭に入れてこれからの取り組みというものを考えていきたいというお話もありましたから、その辺のところは十分これから協議をして進めていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 今二つほど、三つほどありますので、できるだけ早く進めたいと思います。

ただいまもありましたようにせつかくの調査でありますので、できるだけ早くスピーディーにやっただけようをお願い申しあげまして次に移りたいと思います。

次に、私は東京電力の原発事故など起こる前から、地球温暖化防止や環境保全対策の観点からクリーンエネルギーとしての太陽光発電や小水力発電といった再生可能エネルギーや自然エネルギーに積極的に取り組むべきだと申しあげてきました。

本市では、平成22年度に南部小学校と白岩小学校に太陽光発電設備を設置し、また発電効率を上げるため今年度両校へ蓄電池の設置を計画しておりますが、脱原発を下から支え上げるため他の学校へも拡大する考えはないか、市長の考えを伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員、御指摘がありましたけれども、平成22年度に南部小学校、白岩小学校に太陽光発電設備を設置しているところでありますが、小中学校へのこうした設備の設置というのは未来を担う子供たちへの環境やエネルギーに対する教育の推進という意味も大変意義があることだと思いますし、また地域における低炭素社会づくりの実践の場ということで、そういった意味から学校へのこうした設備の設置というのは大変意義があると思いますので、学校によっては校舎の構造上という問題もあろうかと思っておりますけれども、国あるいは県のいろんな補助事業なども十分活用しながら可能な限り設置を拡大していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 学校の構造上の問題もある、建物の構造上の問題もあるということのようでありまして、よくこの前の南部と白岩に設置するときには、あるところから何で柴橋小学校に設置でき

ないのかという話もありました。校歌にもあります「私の学校は南向き」と、非常に向きもいい学校なんですけれども、だめだということがあったようでもありますけれども、今はその構造というのは何も屋根にばかりつけるんでなくて、若干発電量は落ちることはあっても壁面につける県内の最北地区の積雪地帯でも壁面にずっとつけているところがある。これですと雪の心配もないということで、こういうところもあるわけでありまして。したがって、構造上の問題もあろうかと思えます。それからさらには国や県の補助がなければなかなかできないものでありますので、そういうものに一生懸命アンテナを高くして行って、そういう補助事業の採択を我々の自治体だけじゃなくてどこの自治体も虎視眈眈としてうかがっているということであろうと思えますので、ひとつできるだけ早くそういうものを見つけてされるようお願いを申しあげたいと思えます。

それから、三つ目になりますけれども、国民が脱原発を望み、国の方針も脱原発、自然エネルギー、再生可能エネルギーへとシフトしているところでもあります。また、県でも吉村知事はいち早く卒原発を打ち出し、20年後は新たなエネルギーで100万キロワット、原発1基分のエネルギーの開発を目指し、政策を推進しているところでもあります。県内外を初め、多くの自治体やNPO法人、発電事業者が自然エネルギーの設置に取り組んでいるようでもあります。当市においても太陽光発電だけでなく他の自然エネルギーの活用も進めるべきではないかと考えております。

小水力発電は全国に495カ所あるそうでもあります。国内では水道水を活用した小水力発電への取り組みがたくさんありますが、本市でも中山間地域の落差の大きい簡易水道などを活用した小水力発電ができるのではないかと思います。

私たちは、昨年の建設経済常任委員会で岐阜県揖斐川町を視察する機会がありました。そこでは、県営水道ではありましたが、減圧設備を利用した小水力発電を既に行っておりました。ひとつこれらを踏まえまして、市長の考えを伺いたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 水道水を活用した小水力発電への取り組みということではありますが、我々がいろんな形で他の自治体の事例など見ておきますと、送水管の中にプロペラ型水車を取りつけて発電するタイプなどというのも紹介されていると聞いているところではありますが、こうした水道施設を利用した場合の長所というのは河川の水でありますとか農業用水に比較して浄化されている分、ごみがないため、運転に支障が生じる機会が少ないということ、あるいは水量についても安定的に確保されているということがあるかと思えます。そういった意味からすると、電力供給の安定性というものが評価されているのではないかと思います。

また一方で、御視察になったときに御説明があったかどうかわかりませんが、施設の導入のコストなどというあるいはメンテナンスなどということ、ある程度の経費がかかってくるということもあろうかと思えます。特に、水道事業は企業会計ということでもありますので、その採算性ということを厳しく見ていかなきゃならないと思っているところでもあります。

我々が実例としてお聞きをしているのには、最大出力を毎時90キロワットの発電設備をつくろうとすると8,300万円くらいの事業費がかかるなどということもあったようですけれども、先ほども申しあげましたけれども、今国のほうにも各省で、環境省だけでなくいろんな省で再生可能エネルギー導入に向けて支援策あるいは有利な事業展開などもしておりますから、御提案いただいた小水力発電の導入についてもいろんな形で可能性について検討していきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 時間がなくなりましたので、次に四つ目に移らせていただきます。

国交省は河川や農業水路などを活用して小水力発電を導入する場合、これまで河川管理者の国や都道府県の許可が出るまで3年ほどかかっていたものを、農業用水路などに設置する場合などは水利権を持つ農家などの同意を得れば国や都道府県の許可を不要とするなど手続を簡素化するそうです。

本市には、寒河江川土地改良区が所有している農業用水路がたくさんあり、豊富な水が満々と流れております。寒河江川土地改良区と連携し、落差がなくても流量があれば発電できる農業用水路を活用した小水力発電への取り組みも進めるべきであると考えているが、市長の御所見を伺いたいと思います

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、土地改良区と連携をして二の堰親水公園があるわけですが、平成元年から6年までにかけましてこの二の堰親水公園を県が整備するに当たって、水車を有効活用して発電を行い公園で使用する電源とするという計画がございました。当初の構想では、遊歩道の照明に必要な電気などを賄うということでありましたが、設計上、100ワット程度の発電しか見込めないということで、今もありますけれども、管理棟の電源の一部として利用されているという状況があります。

小水力発電のメリットというのは、ある程度の水量があれば基本的にどこでも設置が可能だ、それから太陽光とか風力に比較して天候による発電量の変動が少ないと、こういうことが挙げられるわけですが、逆にデメリットとしては、先ほども申しあげましたけれども河川などで落ち葉やごみなどが流れてくるということで、その撤去などのメンテナンスが必要だ、さらには逆に異常気象とか大雨あるいは水が少ないということになると安定的な電力が得られないということもあると言われているところであります。

御案内のとおり、小水力発電による発電量というのは落差と水量で決定されると言われているところであります。寒河江川土地改良区でもさきの事例のみならず数年前に小水力発電の実施についてもさらに検討されたようでもありますけれども、市内の農業用水路ではなかなか採算性が難しいということで、導入に向けて進まなかったということがあったようであります。

しかしながら、御案内のとおり最近では落差のないところの発電能力の向上に向けた研究開発というのも進んでいるようでもありますので、もちろん採算性の検討というのは十分必要でありますけれども、豊富な水資源の活用という観点から新しい技術と先ほど来何回も申しあげますけれども、いろんな国や県の支援制度をうまく活用して再生可能エネルギーの一分野としての小水力発電の導入もこれからの選択肢になり得ると思っていられるところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 特に、この件に関しましては農業用水路ということで、二の堰寒河江川土地改良区が関連してくるわけでありまして、先ほどの御答弁の中では、平成元年から6年にかけて親水公園内の開発というか、それらによりまして水車発電機を設置してきたが、100ワット程度ということで、残念ながら余りうまくいかなかったということのようであります。さらには、改良区のほうでも数年前に検討したがコスト、採算、これらいろんな問題から進まなかったということでもありますけれども、それらにつきましてはいろんな問題があるんじゃないかと思っております。特に、農業用水の取水には国交省が管轄する水利権があります。5月から9月までのかんがい期と9月から5月までの非かんがい期、

この取水量は3分の1程度までと制限されております。しかも、用水路発電の発電量を最大限に維持し、発電効果を出していくには9月から5月までの非かんがい期においてもかんがい期と同様の取水量が必要であるわけであります。

1級河川には川の維持用水というのがあるんだそうですが、寒河江川の流水は非かんがい期においてもその維持用水を大きく超える量があるそうです。大きく超える分は放水水利権というんだそうですが、国の資源エネルギーの推進という観点から、国交省は水利権取得に関する手続を簡素化すると言っておりますが、この放水水利権を認めないようであります。

せつかくの二酸化炭素も出さない水力発電なのに、さらに、改良区においては水田の面積により取水量が決められるため生産調整や宅地化により水田面積が減少すれば取水量も減少する、これによって小水力発電をしても採算がとれず、組合員に迷惑をかけることになり、改良区などに小水力発電が普及しない原因となっているのではないかと考えられます。

全国の基幹的用排水路の延長は4万5,000キロほどあり、農村地域の活性化のためにも、また電力の地産地消も可能となります。国交省が放水水利権を認め、年間を通した水量確保できるようになれば小水力発電も採算ベースに載せることができるということであります。全国的に用水路発電が爆発的に普及するものと思われまので、二酸化炭素を発生させないクリーンな小水力発電を普及推進するためには、国や県に放水水利権を認めるよう運動する必要があるようであります。自然エネルギーを推進するためにも市長はこの点をどう考えられますか。お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、さっき洪水時とか、「一問一答です」の声あり)はい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 再生可能エネルギーの導入というんですか、拡大というのは国全体として取り組む施策として位置づけられているわけでありますので、いろんな先ほど来申しあげておりますようにコストの面とかそれからメンテナンスの面、整備事業費の面などありましようし、またそういった水利権の問題などもいろいろ課題があるわけでありますから、その辺の課題の克服については、もちろん県あるいは国のほうも認識をしていると思いますから、そこら辺をぜひ行政全体が克服をして推進をしていくとしていかなければならないと思います。

そういった意味で、我々のほうもいろんな情報を収集しながらそういった再生可能エネルギーの地域での導入に向けて努力をしていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 まず、一人一人が単発的に運動してもなかなか国でも県でもどこでも動かないというのが、動かさないというのが本来、そんなふうになっているようであります。この水利権、結局はまた川に流れて海に流れて水は終わりになるわけでありますから、その前に利用できるものを一生懸命後押ししているんだというけれども首根っこを押さえているという感じがするわけでありますから、その辺を全国的な運動にしていかなければ国交省も認めないんじゃないかと思ひます。その水利権さえ、放水水利権というものさえ認めてもらえれば五、六百メートルの間に何基という小水力発電装置を設置できれば採算がとれるということのようでありますので、ひとつその辺の運動を全国的に広げていっていただきたい。これは市長だけじゃなくて我々もそういう運動をしていかなければならないと思ひておりますので、お互いに、ともに頑張っていきたいものだと思ひております。よろしくお願ひ申しあげます。

いずれにしても、本市には太陽や水を利用した自然エネルギーの発電可能なものが豊富にあるわけですから、本市独自の取り組みをもっと活発にして寒河江市はクリーンエネルギーに住みよいまちだというふうに対外的にPRできるような、クリーンエネルギー条例でもつくれるようなまちにしてくださいよう願って質問を終わりたいと思います。

以上です。

散 会 午後4時05分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成24年9月11日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第4号

第3回定例会

平成24年9月11日(火曜日)

午前9時30分開議

再開

- | | | | | |
|-----|---|----|-----|---|
| 日程第 | 1 | 認第 | 1号 | 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 2 | 認第 | 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 3 | 認第 | 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 4 | 認第 | 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 5 | 認第 | 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 6 | 認第 | 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 7 | 認第 | 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 8 | 認第 | 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について |
| | 〃 | 9 | 認第 | 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について |
| | 〃 | 10 | 認第 | 10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について |
| | 〃 | 11 | 議第 | 56号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第2号) |
| | 〃 | 12 | 議第 | 57号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 〃 | 13 | 議第 | 58号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 〃 | 14 | 議第 | 59号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 〃 | 15 | 議第 | 60号 平成24年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号) |
| | 〃 | 16 | 議第 | 61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| | 〃 | 17 | 議第 | 62号 寒河江市都市公園条例の一部改正について |
| | 〃 | 18 | 議第 | 63号 寒河江市水道給水条例の一部改正について |
| | 〃 | 19 | 議第 | 64号 寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正について |
| | 〃 | 20 | 議第 | 65号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| | 〃 | 21 | 議第 | 66号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負契約の締結について |
| | 〃 | 22 | 請願 | 第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願 |
| | 〃 | 23 | 請願 | 第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願 |
| | 〃 | 24 | 請願 | 第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願 |
| | 〃 | 25 | 請願 | 第6号 脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願 |
| | 〃 | 26 | 議案 | 説明 |
| | 〃 | 27 | 質疑 | |
| | 〃 | 28 | 予算 | 特別委員会設置 |
| | 〃 | 29 | 決算 | 特別委員会設置 |
| | 〃 | 30 | 委員会 | 付託 |

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、去る9月10日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加される議案は議第66号1件であります。

追加議案の取り扱いについては、まず議第66号を上程し、議案第66号について議案説明を受けた後、初日に提案されました議案及び請願並びに本日追加議案に対する質疑を行い、委員会付託することに決定しました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、認第1号から日程第25、請願第6号までの25案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第26、議案説明であります。追加議案でありますので、議第66号について市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、私から議第66号社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線（雨水）24-1工区工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

越井坂地内の公共下水道事業雨水幹線の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いを申しあげる次第であります。

質 疑

○高橋勝文議長 日程第27、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

認第1号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 平成23年度の決算、一般会計でありますけれども、昨年地震がありまして去年の夏場、電気の節約、今年度も同じでありますけれども、寒河江市で大口契約者になっているはずでありますけれども、昨年度の電気料金、どのくらいの支払いなされたのかであります。平成22年度、平成21年度と比較して21、22として去年度の分として去年の電気料金、寒河江市でどのくらいの支払いになったのかどうかであります。

あと、皆さんの家庭でも電気の請求書来ると、下にクリーンエネルギーだかの負担を求められております。その辺の実態などをどのように把握しているのかお聞きします。

○高橋勝文議長 所属する委員会の質疑については極力控えてくださいということであります。佐藤議員。

○佐藤良一議員 昨年ね、地震、3月11日ありまして、その後4月7日でしたか、地震、停電になってそのほか夏場に全国的に協力なされております、国民全体で。その間に対して寒河江市でどのくらいの電気料金を支払いになったのか。前年度と比較してどのくらいの差の節約になったのか、お聞きしたいわけであります。寒河江市にはいろんな施設がありますので、その辺のことをお聞きしているんです。

○高橋勝文議長 佐藤議員、決算委員会のほうで後ほど質疑賜れば幸いです。すぐ出ないと思いますので、そういうことで御理解願えれば幸いです。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第2号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道で一借をなさっております、返済するに。それを期間、どのくらいの期間で一借なされたのか、何月に借りて年度内に返還しなきゃならないわけでありますけれども、その辺の感じはどうだったのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 山田下水道課長

○山田敏彦下水道課長 平成23年度の一時借入金でございますが、期間につきましては4月から5月の

44日間、金額は3億5,000万円、年利が0.05%でございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、一借をやるわけでありまして、当然下水道使用料の料金で本来ならば賄わなければならないわけでありまして。やはり、その辺の毎年同じようなことを繰り返すのかどうかであります。

また、去年の地震で2回ありましたけれども、各寒河江川初め沼川のポンプでアップして処理場に水を処理しますけれども、そのくみ上げて本管にやるわけですがけれども、その点検などはどのようになっているのかであります。2回ありましたけれども、3月と4月大きな、そのほかの1年間通して、点検やらどのように認識なされているのかであります。

また、下水道は文化的生活で莫大なお金もかかるわけでありまして。これからずっと。水道料金にもいろいろはね返っていくような感じもしますけれども、これからの取り組みはどのように考えているでしょうか。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 3点ほどございましたが、2点目からお話しさせていただきます。

災害が昨年、3.11ございましてその後4月7日でしたか、地震がございまして停電がありました。

管渠の点検という話でございます。当然ながら、その流入水量とそれから有収水量ということで賃金、使用料がかかる量の差がございますが、その差が大きい、非常に大きくなった場合はそういった漏れとか管が断線しているとか、そういったことが懸念されますが、昨年場合はそういった異常な数値は示しておりません。そしてまた、これまでも過去に10年連続で、管内をカメラで点検したり、目視での点検、そういったことで管渠の異常等を点検しているような状況でございます。

1点目でございますが、下水道の経営ということでの御質問だと思いますが、使用料、今回の経過につきましては前年度比で0.2%ほど減少しております。ただ、水道料金の話もありましたが、水道料につきましては2.8%減少ということで、接続率のアップ、そういったものが功を奏してそういう数値の差になっていると思いますし、また今後におきましても経営の観点からすれば接続率を高めること、有収水量をアップすること、それから経費の絶え間ない節減、そして起債残高の計画的な削減ということが間断なくこれからも計画的に進められることが大切だと考えてございます。

それから、以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道は、本当に文化のバロメーターと言われておりますけれども、昭和58年10月1日にオープンして以来拡張工事を続けてまいったわけでありまして。やはり、30年、40年近くなるわけで、管の掃除やいろいろな維持管理も機械のほうも修理や交換などが当然行わなければならないような感じもします。その辺の点検ですね。耐用年数でこれから機械の更新というか、交換というか、どのぐらいの年数で交換なされたりするんでしょうか、管の維持管理ですね。掃除初めその辺の取り組み、どのように認識しているのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 管渠、それから処理場、2つの、大きく分けて2点あるわけでございますが、基本的にはこれまで浄化センターにつきましては平成16年から平成23年度まで更新事業計画というこ

とで進めてきてございます。今後におきましては、現在、昨年とそれから平成24年度の計画の中でございますが、長寿命化計画を策定中でございます。この中でその計画に従いながら、今後具現化ということでの更新事業がスタートするわけでございますが、その中で検討していくという状況でございます。

管渠につきましても、当然ながら常々そういった異常数値を確認しながら、そしてまた管渠内の漏れのないように必要性に応じながらカメラあるいは目視で点検をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第6号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第7号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第9号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 去年の地震で病院のほうも大変だったと思われれます。停電2回ありました。やはり頼るのは、災害あったときは市立病院にいろいろ患者や医療の問題で駆けつけるような感じもします、全国的に見ますと。

昨年度でありますけれども、病院では医療機具初めいろんなものを買うのに対して消費税が発生します。当然、医療品に対しては消費税、非課税でありますから、かかっておりません。でもこの損税というのが発生するわけであります。昨年度の全体のものを購入したの、大きく分けてどのようになっているのか、全体で何買ったからこれぐらいだからこれぐらいかかりましたと、概算でもいいからお知らせ願えれば幸いです。

あと、一般会計からも大きく依存しているわけであります。監査委員の意見書にも当然強く指摘されております。損税に対しては、どこの国立でも県立でも市町村の病院でも当然発生しているわけあります。やはり、この辺でどのぐらいの損税があったのかまずお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 寒河江市立病院の損税についてでございます。市立病院では、医療機械、薬品、診療材料を購入する際に5%の消費税がかかりますが、診療報酬の消費税につきましては非課税扱いとされております。病院では、その5%分を患者さんに転嫁できないということになりますので、そ

の分をいわゆる損税と言われていると理解しております。

平成23年度の決算で申し上げますと、収益的収支、資本的収支における仮払消費税及び地方消費税から仮受消費税及び地方消費税を控除した額で、雑損失などで2,300万円と考えられます。約2,300万円と考えられます。消費税の値上げに伴って、以上2,300万円ということになります。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、一自治体の病院ばかり声を大きく上げても、厚生労働省に対してその辺を何とか、公立病院に対して何とか補填してもらいたい、声を大きく取り上げて国会のほうでも取り上げていく必要があるんじゃないかと思います。赤字だから、赤字といたって当然できませんし、その辺のことも市長の山形県の市長会や全国の市長会で取り上げてもらっていかなきゃならないような感じもしますけれども、市長のお考えはどのようなことを思っておりますか。

あと、去年から病院給食が直営から民間委託業者が変わっております。人数も本来の人数より少ない人数で行われております。その辺の、直営と民間委託なった差ですね。どのぐらいにあったのかどうかであります。

あと、看護婦さんも本来の80から5名だか減っているはずでありますけれども、医療費そのものに、看護婦さんの基準に対して適正なのかもお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長 ただいま、一つは損税の問題でございますが、消費税の値上げに伴って多額になるということも考えられることから、全国自治体開設者協議会、また全国自治体病院協議会において診療報酬にかかわる消費税制度のあり方を早急に改めることについて、国に要望書を提出しております。国の制度上の問題でありますので、今後の状況等を注視してまいりたいと考えております。

それから、2番目の給食の直営と民間委託の影響額といいますか、効果額といいますか、そのことでございますが、調理師さん10名分の人件費約6,600万円になります。それで、委託料が2,600万円です。差し引きしまして4,000万円の効果なのかなと思っております。

それから、看護師は今75名で3病棟、外来を賄っておりますが、これは患者数に対しての基準というのはあるわけでございます。今、10対1の基準を、届け出を行っておりますが、それは患者数の関係、いろんな関係から満たされていると考えております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 監査委員にお聞きしたいんですけれども、監査委員も3月31日まで山形県立鶴岡病院にお勤めしていたはずであります。当然、寒河江市立病院と比較したというのを当然、医療関係にかかわっていたわけでありまして、監査委員から見た市立病院の現状にどのような認識を持っているのかお聞きしたいんです。県立と市立という差はありますけれども、どちらも医療にかかわっていることでありまして、その辺の監査委員という見た目から、まだ監査委員になりまして短い期間でありますけれども、立派な意見書提出してあるんですから、当然監査委員の心がけくらいはあらずだと思っておりますので、その辺、監査委員の見た目から今の現状、お願いします。

○高橋勝文議長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 今、お尋ねいただきましたんですが、県立病院も非常に決して経営状態がいい

ということではありません。私が昨年までおりました鶴岡病院も非常に赤字に苦しんでおりまして、そういう意味では大変苦勞してまいりました。

市立病院の現状をどのように見ているかということで今お尋ねがありましたけれども、決算意見書の中でも申し述べさせていただきましたが、やはり一番の、一番と申しますか、今非常に厳しい経営状態であるということで、先ほど事務長からも御説明がありましたけれども、経費節減の面でいろんな取り組みがなされて成果も上げております。ただ、公営企業でございますので、収入支出、この相まって両方の関係で経営状態というのは決まってくるものですから、費用のほうは極力節約と申しますか、それはもちろんふだんに努力しなければなりませんけれども、行ってきております。

やはり、収入のほうで、端的に申しあげれば患者さんの数が、この意見書の中でも申し述べておりますけれども、ここ5年間ずっと減少傾向にあると、そういう現状がございます。これは非常に厳しい数字となってあらわれてきておりますし、大変な状況であるということで、監査の意見書でも申し述べさせていただきました。

この先のことについても言及させていただいておりますけれども、今年度からアクションプランを定めて、その中でいろんな方向性を示しながら検討していくという方向が示されております。そういった基本的な方向を踏まえて、この中でも申し述べ、言及しておりますけれども、いわゆる市民の医療ニーズをどう捉えていくかと、それが患者さんの数にも端的にあらわれてくるものですから、その辺を十分見きわめながら市立病院の今後のあり方についても十分検討を行って、今後とも市民の健康を守るとりでとしてそういう病院であると、そういうことを目指して頑張りたいと、こういうふうに意見書の中で申し述べさせていただきました。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたびの補正予算で、第8款土木費で、チェリーランドに太陽光と電気自動車充電機器を設置なりますけれども、どこで設置なされるのか、どこで管理なされるのかであります。第1点。

第2点。10款の教育費でありますけれども、防災拠点多目的広場の建物ですけれども、チェリークア・パーク内に、初めの計画と文化センターからあちらのほうになるわけですけれども、その辺に対して市長は、開発公社から購入して大きくなるわけでありますけれども、どういうふうに思っているのか、お聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 2番目の質問につきましては、当該の委員になっておりますので、1問について答弁願います。富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お答え申しあげたいと思います。

今回、補正で出させていただいております急速充電器の設置工事と、太陽光発電設置工事ですけれども設置につきましては、県の市町村防災拠点再生エネルギー導入促進事業費の補助金を受けまして市のほうで工事・設置させていただくものでございます。今後の維持管理については、道の駅という

こともございますので、指定管理者も含めて今後詰めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 当然、電気自動車だから電気を使わなきゃならないわけでありまして。チェリーランドですから、いろんな県外からの観光客のほう為主に充電なされるんじゃないかなと思うんです。これに対して、無料にするのか有料にするのか、また太陽光設置しますので、それを利用するのかであります。

山形県内に何か所あるのか、私知りませんが、電気自動車は高級な買い物でありますし、その辺の運営、どのように考えているのか。お金もらうんだったら条例みたいのつくらなきゃならないし、その辺の認識はどのように考えているのかであります。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 先ほど、建設管理課長が申しあげましたが、県の補助金を使うわけでございます。その補助金申請につきましては、政策推進課が担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

結論を申しますと料金をどうするかということにつきましてはまだ決定しておりません。いろんな考えがあると思います。単純に、実費負担として電気料金相当プラスアルファ分をいただくという考えが一つあるかと思えます。もう一つは、今回の事業は補助率100%であります。イニシャルコストがかからないということ、電気自動車の普及を促進するという趣旨もありますので、さらに当分は利用者が少ないだろうということもあるので、社会実験的に無料にしようかという考えもあるかと思えます。

また、県庁や上山市役所に設置なっているように協力金をいただくということもあろうかと思えますが、冒頭申しあげましたが、ほかにも今回県内四つ、道の駅に設置なりますので、他のところでもまだ決定されておられません。それらと情報交換をしながら、できれば同じ方向でいきたいと考えております。

なお、補助金、補助金交付申請で工期を今年度末としておりましたので、その間に検討していきたいと思っております。

もう1点、太陽光発電のほうがありました。急速充電器には太陽光発電で起こした電気は使えませんので、もっと高圧な電気が必要ですので申しあげたいと思えます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、地球温暖化と言われておりますので、排気ガス出ません、電気自動車は。でもやはり、東京あたりの歩行者天国でビルにコンセントで携帯電話で差し込んだってなって無断でして警察にお世話になったという報道もなされております。当然、無料となるとその辺がどうしても私なりに引かかる面があるんです。やはりその辺を十分に認識しないと大変であります。ましてや24時間するのか。チェリーランド営業時間だけの営業するのか。その辺ことも当然考えられるような感じもしますし、その辺煮詰まっているのかいないのかも大きな問題じゃないかなと私なりに思うんです。全国的にも大手の自動車会社初め、高速道路でも関東地方周辺でカード1カ月何ぼって会員に発行して運営なされているところもあると聞いておりますけれども、そういうシステムも全国共通の機構みたいなのができれば幸いだと思えますけれども、その取り組みはどのようにこれから考えて

いるんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、課長が答弁申しあげましたとおり、この事業は県の10分の10の補助事業ということで、県内4カ所程度の道の駅にこの高速充電器を設置をするという中で、はっきり申しあげますとチェリーランドが選んでいただいたということで、それだけ利用者も多いということでありますから、もちろん先ほど申しあげましたけれども、ある程度4カ所の運営についても同じような歩調をとっていくということが必要でありますし、今後のさらなる充電の施設の拡充ということも踏まえてそういういろんな先進の事例なども研究しながら有効に活用していけるように、これから施設の整備とあわせて運営面についても十分検討していきたいと考えているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第58号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第59号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第60号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第61号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 2点についてお尋ねをいたしますが、先般の全員協議会でも御指摘をさせていただきました。

この条例改正自体は、市民の長い間の願いでもありましたので、私も大変歓迎をするわけでありませぬけれども、さらに市民の目線といいますか、負担の公平感という観点からお尋ねをしたいと思います。前にも指摘させていただきました。

一つは基本料金の部分、13ミリの部分でしたかな。510円ということで設定をなさいましたが、基準とされましたのが500円と19銭でしたか、こういうところをもって切り上げて510円にしたと。基本料金でありますから、たかが10円じゃないかと言われる方もおるかもしれませんが、ほかの税の徴収とか医療費とか市で徴収する部分がありますけれども、そういうものを決める際に1円以下のものについて切り上げをして決定するというものはほかにありますか。それが第1点です。

それからもう一つ、この前、13ミリ、20ミリについては県内の13市の状況をお尋ねしましたところ、13ミリについては10立方メートルを使ったとすると安い方からして12位が10位になると。20立方メートルを使った場合は10位が9位になる。それから20ミリ口径で13位のものが11位になる。20ミリ立方メ

ートル使うと13位が9位になるというお話がございました。

大口口径の場合は基本料金に変更なしということで25から150の場合は賦課額も変更なし同じということでございましたので、現行の料金体系でどのように13市中の市の今の現在の位置、どのぐらいになっているのかお尋ねをしたいと思います。

そうですね、月に。

○高橋勝文議長 丹野水道事業所長。

○丹野敏幸水道事業所長 最初の端数の切り上げの関係ですけれども、基本料金につきましてはこれまでも10円単位ということで、以上ということまでしてきているわけですけれども、切り上げしないとその原価を賄う料金に、賄えないということで、切り捨てますとその分総括原価ですから、切り上げということにいたしております。

13市の順位のことでしたけれども、通常、一般家庭用の使用水量となりますと、おおよそ20立方メートルが平均になるわけですけれども、現行では高いほうから20立方メートルお使いになりますと現行では13市では4番目ですけれども、改定後につきましては5番目になります。今のは13ミリのことになりますけれども。

20ミリのほうは現行では13市の中で一番高い料金になっておりますけれども、改定後は5番目ということになります。

以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この前全員協議会で伺ったのとちょっと数字が違うようですけれども、間違いありませんか。今の口径13ミリ、20ミリについては。

それから、13市の口径が50ミリと150ミリについての資料をいただいておりますけれども、皆さんにわかりやすくしていただくためにお尋ねをしたところでありますが、月に今現在で150ミリで1,500立方メートルで2位の位置ですよ、安い方からして。それから、150ミリでも今現在で2位の位置になっているわけですけれども、それで多分この水道料金の引き下げが市民全体に行き渡るようにといたしますか、還元されるようにという配慮だと私は思いますけれども、ただこの、何ていいますか、13市中の占める位置といたしますか、現行料金から制度改正しますと口径50ミリではトップになりますね。それから150ミリでもトップになります。それで、さっきお答えがあった順位がこの前お聞きした順位とちょっと違いますので、どっちが正しいかわかりませんが、少しバランスが、片方の大口口径のほうはトップの段階にあって、小口といたしますか、13ミリ、20ミリのほうは若干低い位置にあるというところで、もう少しバランスをとれるような形で料金体系をつくるべきではないのかなという考え方が私基本に持っていて、したがって大口については今でも高い、安いほうからして高い位置にあるわけですから、現行料金に据え置いてそしてそれを、その分をとってはなんです、それを13ミリ20ミリのほうに回せば、そのバランスがもう少しとれるんじゃないのかなとこう思っておりますので、そうした聞き方をしたわけですが、改めてその点について御答弁いただきたいと思っております。

それから、510円の件ですが、考え方はわかります。端数を切り捨てれば、何ていいますか、できなくなるということも理解はします。しかし、10円ですよ、10円というのは結構高い料金ですよ。1円ならわかりますよ。通常は、そういう意味では円の下通貨なんていうのは使わないわけであり

ますから、為替相場なんかは別ですよ。そういう意味では切り上げて1円と、こういう形にすればそれは市民の目線になるんじゃないかなと思いますので、そうしたところ、今までは10円単位で切り上げたけれどもという話もわかります。しかし、これからはそうした目線でぜひ対応していただきたいということを申しあげておきたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野水道事業所長。

○丹野敏幸水道事業所長 先ほど申しあげました家庭用の順位ですけれども、全員協議会では安い方から何番目という申しあげ方をいたしましたので、順位が今申しあげたのは高い方からということで、申しあげましたので、その辺が変わったのかなと思っておりますけれども。

それから、50ミリと150ミリの他市との比較ということでございますけれども、水道事業につきましては独立採算制を原則としておりまして、事業に係る経費につきましては水道料金で賄うということになっているわけでありまして、やはり各自治体の条件と申しますか、地形とか人口規模とか、水源の場所とか種類などさまざまな条件の違いによりまして、料金に格差が出るのはやむを得ないということをまず御理解いただきたいと思います。

水道料金につきましては、地方公営企業料金の考え方でありまして、使用水量の多い少ないにかかわらず使用水量に比例して料金をいただくというのが原則でありまして、そういったことで、ただ他市町と比較ということになりますと、他市町の多くの自治体は逡増型の料金を特例的に、そういった体系を適用してございまして、大口のほうの料金のほうがどうしても単価が高いということになっております。それはやはり、特例的な料金体系をするというのは各自治体によって特別な事情があるということで適用していると考えておりますけれども、寒河江市のほうは本来の地方公営企業の料金の基本的な原則に基づきまして均一型の料金体系をとっておりますので、どうしても大口のほうは寒河江のほうが安くなってしまおうということになります。

以上です。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 基本料金の関係は今後そういう形で検討してもらおうということをお願いしておきますが、そうですね、均一型と言われましたけれども、公平の、つまりこうした水道料金の負担する公平感から申しますと、他市の場合は特例が設けてあるので、何ていいますか、高くなっていると言われました。じゃあ寒河江でそういうものを何で設けないのかなと、こういうふうにならざるを得ないんですが、それぞれの自治体でそれは料金の設定の仕方が違うというのは私も十分わかります。

そうした上でお聞きをしておりますが、その今現在でも比較的安い50ミリや150ミリを使っている皆さんのもの、水道の料金を現行のままで据え置いてそれでなおその値下げする分をほかの部分に、つまり小さい口径、13ミリや20ミリを使っている部分の皆さんに20ミリを使っている皆さんの水道料金に合わせればもう少し安くできるんじゃないのかということをお聞きをしております。そうすればそうすることによって、つまり現行の大口の部分、50ミリについてはまだ2番目ですよ。それから150ミリについてもまだ2番目、ですから、上位の部分にあるわけですよ、安い方からして。しかもそうすることによって、小口の13ミリや20ミリの人がもう少し安いほうにランクづけされるのではないのか、そうすればバランス的にも非常によくなるし公平感が満たされるんじゃないのかと、こういう私の見方なんです。

ですから、そういうふうにあるべきじゃないのかなということをお尋ねをしたわけでありまして。そ

のことについては市長から見解をいただきまして今回こういうふうに出されているわけでありますから、今までのこれからのいろんな御苦勞に対して敬意を表しながら、さらにはもちろんもって御意見を申しあげているわけでありますけれども、私の見方に対する市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今、内藤議員からいろいろお話があったことは、今回審議会の答申をもとに条例案をつくっておりますが、審議会の中でもいろいろ議論があったと聞いております。一部の方については平均的に全部同じようなパーセントで下げるべきではないのかという御意見もあったと聞いております。その中で、審議会の中で委員の方がいろいろ議論をしまして、最終的には13ミリと20ミリにかなり配慮をした、そこに重点、引き下げの大部分をそこにするような形に配慮をした答申案ということで審議会自体全体でまとまった答申となったとお聞きしております。

市のほうでもその審議会の答申の中身、先ほど申しあげましたとおり13ミリと20ミリ、一般家庭で使う分に大きな配慮をしているという内容でありましたので答申案を十分に尊重しまして、今回の条例改正に提案したところであります。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第64号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第65号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第66号に対する質疑はありませんか。佐藤議員

○佐藤良一議員 このたび、議案追加なったわけでありますけれども、副市長と親類関係にあるわけでありますけれども、指名審査委員長という立場もありませんけれども、その辺の認識のお考えはどのように思っているのかであります。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 今回受注された業者と申しますか、契約になったのは確かに私の親戚であります、指名審査委員会の委員長ないしは入札執行者として逆に親戚であればあるほどきちんとするといえますか、ほかの方と同じ手順になります、より気をつけて執行をしなければならぬと考えております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今、公募型というか県内初め県外からの郵便というか電子入札みたいなのが多いと聞いております。後日審査というの載っておりますけれども、やはりその辺の感じ、これから行政側のほうがなかなか大変じゃないかなと、議会承認受けてからどうだっけというのも職員には重荷にかかってくるような感じもします。やはり、副市長からありましたように、十分その辺の認識しながらやってもらいたいなど、特に私なりにつくづく感じているわけであります。冬期間に工事入るわけでありますけれども、安全面には十分気をつけてやっていただければ幸いです。

もう1回、副市長にお聞きしますけれども、やはり親類関係というのが身近でありますし、その辺の心構えをもう一度決意表明お願いしたら幸いです。

○高橋勝文議長 那須副市長。

- 那須義行副市長 先ほど申しあげたとおりであります。
- 高橋勝文議長 内藤議員。
- 内藤 明議員 きのも一般質問の中で市庁舎の耐震改修工事についての質問がありましたが、これとまた違う案件でありましたけれども、入札経過について少し詳しく教えていただきたいと思います。
- 高橋勝文議長 山田下水道課長。
- 山田敏彦下水道課長 入札の経過ということでございますが、事後審査型一般競争入札に付するというので、指名審査会の審査を経ながら公告を行いまして、その結果12社の申し込みがございました。それに基づきながら、入札を執行しまして、その契約の内容につきましては入札説明書の中に今回の議会の議決を得たときに効力を発するという契約を行いまして、今回の議案提出となっております。簡単に説明させていただきました。
- 高橋勝文議長 ほかに。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 請願第3号に対する質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 請願第4号に対する質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 請願第5号に対する質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 請願第6号に対する質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

- 高橋勝文議長 日程第28、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。
- 議第56号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。よって、議第56号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

- 高橋勝文議長 日程第29、決算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。
- 認第1号から認第10号までの10案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第30、委員会付託であります。このことにつきましてはお手元に配付してあります委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第64号、請願第3号、 請願第4号
厚生常任委員会	議第58号、議第59号、 議第61号、議第65号、 請願第5号、請願第6号
建設経済常任委員会	議第57号、議第60号、 議第62号、議第63号、 議第66号
予算特別委員会	議第56号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号

散 会 午前10時28分

○高橋勝文議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成24年9月25日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成24年9月25日(火曜日)

決算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第56号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 3 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 4 認第 1号 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 9 認第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 10 認第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 11 認第 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 12 認第 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 13 認第10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
" 14 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 15 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第64号 寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正について
" 17 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願
" 18 請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願
" 19 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 20 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第21 議第58号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
" 22 議第59号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
" 23 議第61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

- 〃 24 議第65号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 〃 25 請願第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 26 請願第6号 脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願
- 〃 27 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 28 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第29 議第57号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 〃 30 議第60号 平成24年度寒河江市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 〃 31 議第62号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - 〃 32 議第63号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
 - 〃 33 議第66号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負契約の締結について
 - 〃 34 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
 - 〃 35 質疑・討論・採決
-
- 日程第36 議会案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
 - 〃 37 議会案第8号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
 - 〃 38 議会案第9号 脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出について
 - 〃 39 議案説明
 - 〃 40 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前11時00分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、去る9月24日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は議会案第7号、議会案第8号及び議会案第9号の3案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第36、議会案第7号から日程第38、議会案第9号までの3案件を一括上程した後、日程第39で議案説明、日程第40で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第56号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第56号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

9月11日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第56号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第4、認第1号から日程第13、認第10号までの10案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第14、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。荒木決算特別委員長。

[荒木春吉決算特別委員長 登壇]

○荒木春吉決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第9号平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、であります。

9月11日、委員全員出席、当局からは市長を初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、10案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第4号、認第5号、認第6号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、御異議のありました4案件を除く認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第1号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第4号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第5号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第6号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第16、議第64号から日程第18、請願第4号までの3案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第19、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月19日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第64号、請願第3号及び請願第4号の3案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第64号寒河江市防災会議条例及び寒河江市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「学識経験のある者というのは、例えばどういう方をいうのか」の問いがあり、当局より、「ボランティアで災害現場で活動された方を考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より、「願意妥当だと思いますので、ぜひ採択をしていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第3号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。

次に、請願第4号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より、「願意妥当」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第64号並びに請願第3号及び請願第4号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第64号は原案のとおり可決し、請願第3号及び請願第4号は採択とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 日程第21、議第58号から日程第26、請願第6号までの6案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第27、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月18日、委員全員出席し再開いたしました。

付託されました案件は、議第58号、議第59号、議第61号、議第65号、請願第5号、請願第6号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第58号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より、「今年3月に外国人登録法の改正による印鑑条例の一部改正を可決し、7月9日から実施されているが、今回の規約の一部変更は10月31日施行となっている。3カ月ほどのずれがあるが支障はないのか」との問いがあり、当局より、「広域連合の規約変更ですので、各自治体で議決を行い、10月31日施行としています。県市町村課との協議に基づき議案を上程しておりますので、問題はありませぬ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号B型肝炎・C型肝炎患者の救済を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「請願の趣旨は理解できるが、内容については詳細を調査・研究する必要があると思うので、継続審査にするべきである」との意見がありました。

委員より、「寒河江市内においてB型肝炎患者が62名、C型肝炎患者が540名おり苦しんでいる。請願の主眼は苦しんでいる人を助けるための法的制度をつくり救済してほしいということなので、請願を通すべきである」との意見がありました。

継続審査について諮ったところ、多数をもって継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第6号脳脊髄液減少症の医療に係る意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

委員より、「請願項目に医療費の窓口負担無料化にしてほしいとあるが、保険適用にすることが先なのではないか」との意見がありました。

委員より、「苦しんでいる人の治療に役立てられるように保険適用してほしいという願意であるし、

いずれは医療費窓口負担無料化も視野に入れるべきなので、2つの請願項目を通していただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑に入りました。

委員より、「体験を含めた構成になっており、請願らしい文書に直して意見書を提出することが望ましい。「交通事故によって」から「この人に限らず」までは削除すべきである。請願の内容については、「脳脊髄減少症の治療として、地域の病院で治療を受けられるようにしてください」というのと、「医療の裁量に基づく治療環境の保険制度を見直し、ブラッドパッチ治療について一日も早く保険適用を行ってください」という2つの内容がいいのではないか」との意見がありました。

委員より、「意見書案のとおり意見書を提出していただきたいという思いはあるが、一部だけでも願意妥当ということであれば、修正することもやぶさかではない」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、継続審査となりました請願第5号を除く議第58号、議第59号、議第61号、議第65号及び請願第6号の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

ただいまの5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第58号、議第59号、議第61号及び議第65号は原案のとおり可決とし、請願第6号は採択とすることに決しました。

次に、請願第5号を起立により採決いたします。

本案件に対する委員長報告は継続審査でありますので、本案件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第5号は継続審査とすることに決しました。

なお、本案件について厚生常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。厚生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第5号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第29、議第57号から日程第33、議第66号までの5案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第34、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

- 工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号、議第60号、議第62号、議第63号、議第66号の5案件であります。

審査の都合上、最初に議第63号の審査を行い、終了後に議第57号、議第60号、議第62号、議第66号と審査を行うことを諮り、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「水道法施行規則第12条第1項第1号で料金はおおむね3カ年を通して設定すべきというふうになっているが、本市は5年6カ月となっている。この期間は法律的に問題ないのか」との問いがあり、当局より、「日本水道協会で作成している水道料金の算定要領では、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準としております。6カ月多くなりますが、これは村山広域水道からの受水が29年度まで協定を結んでいるため、それに合わせた形で算定させていただきましたので、御理解を賜りたい」との答弁がありました。

委員より、「一般家庭で使うものとそうでないものと単価で差をつけることが法的に許されないのか」との問いがあり、当局より、「料金の考え方として使用水量の多い少ないにかかわらず、水道水の供給というサービスの原価に見合う料金を公平に支払っていただくということが原則というふう

理解しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号平成24年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「25年度から料金徴収となるが、そうした場合、年間の収支はどれくらいを見ているのか」との問いがあり、当局より、「料金設定はポンプの電気代を基本にしており、電気代を25万500円ということで想定しました。これに基づき逆算をし、年間の想定利用者数で試算すると25万5,800円になり、収支が合う料金設定にしております」との答弁がありました。

委員より、「多目的水面広場には教育委員会の施設もあるが、管理の部分で教育委員会との関係は」との問いがあり、当局より、「運動施設については生涯学習課ですが、公園内の施設は建設管理課で指定管理することになります。今後、教育財産から行政財産に移行して一括管理できるようにと考えております」との答弁がありました。討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線（雨水）24-1工区工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。川越議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。川越議員、議第何号に対する討論ですか。

○川越孝男議員 議第63号について反対の立場での討論です。

○高橋勝文議長 そのほかに討論はありませんか。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 議第63号に対する賛成の討論です。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋勝文議長 初めに、反対討論について川越議員の発言を許します。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 ただいま議題になっています議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

私は、内部留保資金を利用者に還元すること、いわゆる料金を引き下げることには大賛成であります。もっと早い段階で実施すべきだったと思います。

しかし、今回の改正内容には問題があります。

現行の水道料金は平成3年度から始まる村山広域水道からの責任受水に対応するために、22.9%の水道料金を引き上げる条例改正を平成2年12月定例議会で議決したのであります。その後、2回にわたる村山広域水道からの受水単価の引き下げが行われました。またこの間、黒字決算を続け10億円の内部留保資金となっています。これまでの再三にわたる料金を引き下げるべきだとの提案し、市当局は、第4次拡張整備費に充当したいとして21年間、料金の見直しをしませんでした。その結果、県内13市中、家庭用水道料金は最も高く、一方、事業用に使われる大口利用者の水道料金は最も安いランクになっています。

このように21年間、見直しをしない当局のやり方は、水道法第14条の第2項第1号「料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らして公正妥当なものであること」と定められています。この公正妥当なものとして同法施行規則第12条第1項第1号で「料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と定められています。

このことから見て問題であります。当局の認識を改めるべきだと思います。

私が賛成できず反対する理由は、1つに、生活弱者に対する配慮がされていないことです。市当局は生活弱者に対する配慮は本来、水道料金ではやるべきでなく、福祉施策の中で実施すべきと言っています。ところが、県内では寒河江市を除く12市全体で行われています。

2つには、今回の改正でも一般家庭用が高く、事業用に使用される大口に利用する場合の水道料金が割安になっています。この差がさらに拡大することです。

今回の改正は県内13市の比較で安いほうからの順位と13市の平均水道料金を1とした場合の比較で見ると、一般家庭用水道料金が口径13ミリメートルの場合、1カ月10立方メートルを使用した場合で見ますと、最下位から10位になり、1.25倍が1.1倍になります。口径20ミリメートルの場合、10立方メートル使用で最下位から12位であります。そして、1.5倍から1.2倍となるのに、大口の場合は口径50ミリの場合で1カ月1,500立方メートル使用で現在2位から1位になり、0.74から0.72となります。口径150ミリメートルの場合でも2万立方メートルの水量を使用した場合、2位からトップとなり、同じく0.74から0.72であります。1カ月当たりの13市の平均料金との差額が136万8,050円となります。1カ月の差額であります。これは定率料金である従量料金を、寒河江市は公正の原則を理由に一律として従量料金制度を設けていないためであります。

ところが、寒河江市以外の12市全てで従量料金制度をとっています。その結果、市民生活に使用する一般家庭用と経済行為として使用する大口利用の水道料金には相互間の負担の公平性が図られています。

そして、その法的な根拠としては、前述の水道法及び同法施行規則第12条第1項第3号では、「料金が水道の需要者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること」とされているからで

あります。さらに第6項では、「厚生労働大臣に届けなければならない」と定められています。

そのことからすれば、他市でやっている制度は合法的なものと思います。寒河江市当局の他市と全く違った見解には疑問であり、納得できません。

したがって、私は水道料金については、今後、市民感覚を持ち、他市同様に市民の立場に立った水道経営なり、施策が展開できるように問題点を指摘し、市民の皆さんや同僚議員の皆さんの御理解を願って反対討論といたします。

○高橋勝文議長 次に、賛成討論について杉沼議員の発言を許します。

〔9番 杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 私は議第63号寒河江市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本市の水道事業の財政状況は、平成12年の村山広域水道の受水単価の引き下げ、さらに平成20年度の引き下げ等により、利益剰余金の残高が年々増加してまいりました。

これらの剰余金は、施設の維持強化、さらに配水池の増設や老朽管の更新といった第4次拡張事業費等に充てるため、これまで水道料金の改定は見送ってきました。

しかし、今日までに約10億円ほどの剰余金残高となったこと、またことし3月に策定された寒河江市水道ビジョンの中で適正な水道料金の検討を行うとされたことを受け、ことしの6月に寒河江市水道事業経営問題審議会に諮問を行い、7月に答申を得、これらを踏まえて水道事業の財政計画の再検討を行い、市民生活に十分配慮した公平、公正な水道料金の改定を行ったものであります。

水道料金は使用水量の多少にかかわらず使用水量に基づき公平に配分し、地方公営企業の料金の原則に沿ったものであります。

私はこのたびの給水条例の一部改正については、議第60号水道事業会計に関する補正予算においては可決されており、原案を妥当と認め、賛成するものであります。

○高橋勝文議長 これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。委員長報告中、御異議のありました議第63号を除く議第57号、議第60号、議第62号及び議第66号の4案件を一括して採決いたします。ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

ただいまの4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第60号、議第62号及び議第66号は原案のとおり可決とすることに決しました。

次に、議第63号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第36、議案第7号から日程第38、議案第9号までの3案件を一括議題といたします

議案説明

- 高橋勝文議長 日程第39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第9号までの3案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。川越議員。

- 川越孝男議員 ルール的には議案については議案の説明省略というふうになっているんですけども、議案第9号についてなんです。後ほど議案は配付になっておりますので、これで意見書の部分の「記」の上にこうこうこういうふうな状況があるということで、「よって、下記事項について要請します」とか、「よって、下記事項の実現を求めます」とかという文言が入って公式に議長名で出るわけですから、議案7号、8号と同様に文言を入れるべきだというふうに思うんです。

したがって、ここで言うと修正という形になるんだというふうに思いますけれども、そこら辺が今後、関係機関に、国のほうに意見書を出して問題ないようにきちっとしたものを議会として議決すべきだと思ったんで、ここでお尋ねをしました。あとは議長のほうで取り計らいをお願いをしたいと思います。

- 高橋勝文議長 それでは、そのようにということで、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 高橋勝文議長 日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第7号、議案第8号及び議案第9号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議案第7号から議案第9号までの3案件を一括して採決いたします。

3案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第7号、議会案第8号及び議会案第9号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時59分

○高橋勝文議長 これにて平成24年第3回定例会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。

平成24年9月11日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号 第3回定例会予算特別委員会
平成24年9月11日（火曜日） 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第56号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時40分

○内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○内藤 明委員長 日程第1、議第56号を議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議
ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関す

る質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

議第56号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。佐藤委員、総務文教のほうで御質疑なさってください。市長に尋ねなければならぬことなんかであれば別ですが、政策的なものですか。

○佐藤良一委員 交付税がきのう、ようやく交付されました、国から。国会のおくれで、本来ならば4日に交付されるはずがそのぐらいでおくれております。全体的に交付税も12月に対して、市長も安堵のような感じしているんじゃないかと思うんです。財政当局もはらはらどきどきでなかったかなと思うんです。やはり事を鑑みてどのように考えているのかであります。これからの運営であります。その辺。

○内藤 明委員長 佐藤委員に申しあげます。補正予算に関することに関して御質疑してください。川越委員。

○川越孝男委員 今の関係、議事進行で私、申しあげたいんですが、きのう、交付税が交付されていると。しかし、きょうの補正予算に入っていないというふうなことなんです。したがって、その部分は12月議会になるのか、改めて臨時議会とするのか、まさに総務委員会で質疑する案件でないと思うんです。やっぱりここの中で聞くべき案件だというふうに委員長、思います。したがって、今の佐藤委員からの質問は受けとめていただいて、当局からきちっとした回答をすべきだというふうに私は思います。したがって、ぜひ、委員長、そういうふうに対応していただきたいと思います。

○内藤 明委員長 川越委員にも申しあげます。

歳入に関する補正予算のかかわりでありますので、これはこのように進めさせていただきたいと思います。

川越委員。

○川越孝男委員 しかし、きのう現在、交付されているというふうなことであるならば、今、定例会をしているわけですから、そして補正予算が今提案されているわけですから、したがって、入ってきているこの金の扱いについては、12月定例会にするのか、その間の臨時議会などとするのかという基本的な考え方をお聞きするのは、何ら差し支えない。これから入ってくるであろうということであれば、今後の問題でいいわけですがけれども、きょう現在、入っているということであるならば、そういうふうに見解を聞くというのは極めて自然な議会の対応だというふうに思いますので。

○内藤 明委員長 国からの予算に関するものに関しては、別の機会にさせていただきたいというふうに委員長は考えます。

議事進行いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 1表中の1款だというふうに理解をしていましたけれども、それで、お尋ねしたいのは、私、建設経済常任委員会にあるんで分科会に係る案件ですけれども、本会議でのやりとりを聞いていまして、道の駅に設置……。

○内藤 明委員長 歳出第1款。

○川越孝男委員 款ごとにする、はい、わかりました。

○内藤 明委員長 ほかに歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 本会議の中でのやりとりを聞いていまして、道の駅に設置される電気自動車の充電器の関係です。これは全体的にしてとか、料金、無料にするか、有料にするかも今後だと。それから県内に4カ所であるということもあるので、そことの連携もとっていきたいというふうになりますと、建設経済分科会だけでなくここでちょっと政策推進課も同席する中でお尋ねをしたほうがいいなというふうに思いましたので、委員長の許可をいただきたいというふうに思うんです。

○内藤 明委員長 どうぞ。

○川越孝男委員 やっぱり無料にして、例えば心配されることは、電気自動車の人が無料だからと専門にそこに行って充電することがないんだというふうには思いますけれども、そんなことになったときに、極めて公平性を担保するということからすれば、いささか問題も起きはしないかなというふうに思いますので、そういうふうなことなどについてもいろんな観点から多角的に検討して、一旦やったけどもまたちょっと変わる、ちょっと変わるというふうなやり方もいかなものかというふうに思いますので、その辺も十分配慮して検討をいただきたいというふうに思いますけれども、このことについての見解だけお聞きをしておきたいと思います。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 先ほど本会議で御答弁しましたが、いろんな考え方があります。有料にする考え、無料にする考え、あるいは協力金をもらう考え、また先ほど申しあげましたが、他の道の駅でどうするのかということもありますので、そのことも含めまして今、議員おっしゃいましたように、無料にするなら無料にするだけの課題がありますし、有料にするなら有料の課題がありますので、それを総合的に判断をしまして決めていきたいというふうに思います。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 8款土木費住宅費でありますけれども、木造住宅耐震改修事業ということの240万円の追加ということではありますが、私は木造耐震の改修事業というのは余り需要がないというふうに思っていたんですけれども、その240万円でどのくらいの耐震の改修がなされるのかお聞きしたいと思います。

○富澤三弥建設管理課長 耐震改修につきましては2棟でございます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務文教分科会	議第56号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第56号第1表中歳出第3款、歳出第4款
建設経済分科会	議第56号第1表中歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前10時51分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成24年9月25日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会予算特別委員会
平成24年9月25日(火曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第56号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑、討論、採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第56号を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕
○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月19日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款、歳出第10款、第2表及び第3表であります。審査に入る前に、審査の進行について議第56号第1表中歳出第2款の審査終了後に第2表及び第3表までの審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「市債について屋内多目的運動場整備事業費の関係ですが、全協の説明で100%が起債で70%が交付税措置ということでしたが、何年間措置されるのか」の問いがあり、当局より、「緊急防災減災対策事業債という事業を使いますが、これは10年償還でありますので、この償還にあわせて10年間交付税措置されるということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第1表中、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「デマンド型公共交通事業について、市民の中には自分のところも走ってほしいという要望が結構あり、そういうことに対して地域公共交通会議での承認が前提とありましたが、形態は別ですけれども山形市あたりでは100円で循環バスが走っている状況がありますし、山形市に倣って推進する方法は考えられないのか」との問いがあり、当局より、「基本的に既存の乗り合いバスの妨げにならないようにというのが前提になっておりますので、山形市がどういう経過かはわかりませんが、現在、了承できないと言われるものを無理にすべきではないと思います。ただ、山交バスのほうでも影響がないようであれば、検討していただけるようでありますので、既存の路線バスと競合しないような形を考えていきたいと思っております。路線バスと競合して路線バスが廃止になりますと、非常に大きな影響があります。現在、国の補助対象の路線バスがありますが、その補助がなくなって路線を維持するため市町村が赤字を補填するようになりますと、相当な額の負担になります。寒河江市だけでなく、例えば山形市とか、中山町とか、河北町とか、沿線の市町に影響を及ぼしますので、山交と十分すり合わせをしてやっていければと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「今年度は工事は何もしないで来年度に繰り越しになるのか」の問いがあり、当局より、「まず用地取得費につきましては今年度内には支出します。今度実施計画を行い、それが完了すれば発注ということになりますが、その状況によって変わってきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「寒河江小学校で以前に転落事故がありました。そのフェンスの耐用年数で交換するのか」の問いがあり、当局より、「今回のフェンス交換につきましては、屋上の広場を利用した運動広場がございますが、その3メートルぐらいの高さのフェンスが傷んできたということで交換をするものです」との答弁がありました。

委員より、「屋内多目的運動場整備事業について年間どれぐらいの管理運営費を見込んでいるのか」の問いがあり、当局より、「警備業務、清掃業務、施設整備等保安業務、施設修繕管理業務、除雪業務などを見越して大体900万円程度と見込んでおります」との答弁がありました。

委員より、「屋内多目的運動場整備事業について、整備地区の歩道に温泉を利用した消雪の管が入っているはずですが、屋内多目的運動場に引くことは考えていないのか」の問いがあり、当局より、「現在、歩道の中には温泉を使った消雪システムが張りめぐらされておりますが、今回の施設については、除雪機械による除雪になるかと思っております」との答弁がありました。

委員より、「除雪費は結構かかるし、解けて水になると駐車場も非常に大きく使えるし、先のことを考えれば経費的にも安くなると思っておりますのでいろいろ検討してみてください」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

[國井輝明厚生分科会委員長 登壇]

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月18日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第56号第1表中歳出第3款、歳出第4款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「放課後児童対策事業の対象者数は何人なのか」との問いがあり、当局より、「対象者数は29名と見込んでおります」との答弁がありました。

委員より、「学童クラブで実施している2人目以降の利用料の減免について、減免している料金を市で負担する考えはないのか」との問いがあり、当局より、「今後の検討課題とさせていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第56号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「ポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに移行する理由はなぜか。また、集団接種から個別接種に変わった理由及び接種率を高める方策はどのように考えているのか」との問いがあり、当局より、「生ワクチンの接種から発病した事例があり、国の政策により9月から不活化ワクチンに変更になりました。これまでの飲むワクチンから注射するワクチンに変わることから、接種を受けやすい環境として個別接種に変わりました。子供に安全なワクチンを接種させたいとの意向から、不活化ワクチンを待っていたために若干接種率が下がってしまいましたが、今後も健康診断などの機会を捉え接種率を高める方策をとってまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第56号第1表中歳出第6款、第8款及び歳出第11款であります。審査の都合上、第6款の審査終了後に第11款第1項の審査を行い、その後に第8款、第11款第2項の順で審査することを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第56号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「3目の農業振興費の関係で3つの事業があるが、その中身について」との問いがあり、当局より、「さくらんぼ高生産性施設設備関係では、雨よけ施設の整備、大豆・そば産地育成関係で、乾燥機や精密機の設置、創意工夫プロジェクト関係では堆肥をつくる施設や野菜のパイプハウスの整備等になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「八楸日田線について、2年にわたって道路欠損箇所が起きたが、調査をしたら舗装厚部分が4センチしかなかった。当時の設計上、4センチの舗装厚はあり得たのか」との問いがあり、当局より、「今回実態調査をしたところ、残念ながら的確でないということで、今回は現行の道路舗装の整備基準に合わせて再生整備する形で対応させていただきたい」との答弁がありました。

委員より、「急速充電器の問題で、全く無料としていくと、ガソリンをただで詰めるのと同じ部分もあるので、矛盾を抱えないよう十分配慮していただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第56号に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

議第56号は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時50分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明

平成24年9月11日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	丹野敏幸	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	大泉辰也	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号 第3回定例会決算特別委員会
平成24年9月11日（火曜日） 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 2 認第 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定
について
" 8 認第 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の
認定について
" 9 認第 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 10 認第10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時05分

- 荒木春吉委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 荒木春吉委員長 日程第1、認第1号から日程第10、認第10号までの10案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○荒木春吉委員長 日程第11、議案説明であります。

当局より議案の説明を求めます。

初めに、一般会計から病院事業会計までについて。横山会計管理者。

〔横山一郎会計管理者 登壇〕

○横山一郎会計管理者 平成23年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算の大要につきましては、さきの本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書により款及び項ごとに内容を絞って御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますことと、説明箇所何ページというページの読み上げは最小限にとどめさせていただきますことを御了承願います。

それでは、初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。66ページをお開き願います。

歳入、第1款市税の収入済額は50億1,146万9,000円で、依然として個人市民税は厳しい状況にあるものの、たばこ税などの増により、市税総額では前年度より1,121万8,000円の増となりました。

第2款地方譲与税は1億4,823万5,000円で、前年度より353万8,000円減少しております。

第3款利子割交付金は1,143万7,000円で、前年度より263万6,000円減少しております。

第4款配当割交付金は483万7,000円で、前年度より45万4,000円減少しております。

第5款株式等譲渡所得割交付金は155万2,000円で、前年度より4万3,000円減少しております。

第6款地方消費税交付金は3億9,795万5,000円で、前年度より204万5,000円減少しております。

第7款自動車所得割交付金は3,145万9,000円で、前年度より330万4,000円減少しております。

第8款地方特例交付金は5,649万7,000円で、前年度より1,071万1,000円減少しております。これは児童手当及び子ども手当特例交付金が大幅に減ったことが主な要因であります。

第9款地方交付税は46億8,498万8,000円で、前年度より7,522万2,000円減少しております。これは基準財政収入額がふえたことが主な要因であります。

第10款交通安全対策特別交付金は898万1,000円で、前年度より32万6,000円減少しております。

第11款分担金及び負担金は2億6,046万円で、前年度より7,268万5,000円増加しております。これは新たに中学校給食費負担金が増加したことが主な要因であります。

第12款使用料及び手数料は8,478万8,000円で、前年度より71万8,000円減少しております。

第13款国庫支出金は16億1,910万4,000円で、前年度より7,827万3,000円増加しております。これは社会資本整備総合交付金の大幅な増や、新たに保育所運営費負担金が増加したことなどが主な要因であります。

92ページ、第14款県支出金は10億438万2,000円で、前年度より5,336万1,000円増加しております。これは新たに保育所運営費負担金が増加したことと、子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費補助金や、住宅リフォーム総合支援事業費補助金などがふえたことが主な要因であります。

104ページ、第15款財産収入は4,744万8,000円で、前年度より1,324万6,000円減少しております。これは土地売り払い収入が大幅に減少したことが主な要因であります。

第16款寄附金は1,007万8,000円で、前年度より684万7,000円減少しております。これは平成22年度

における東日本大震災の義援金が特に多かったため、それとの比較により減少となったものであります。

第17款繰入金は2億7,397万7,000円で、前年度より9,102万4,000円増加しております。これは財政調整基金繰入金などがふえたことが主な要因であります。

第18款繰越金4億903万4,000円で、前年度より1億2,791万2,000円増加しております。

第19款諸収入は7億8,010万8,000円で、前年度より3,083万2,000円減少しております。

第20款市債は11億8,480万円で、前年度より3億5,730万円減少しております。これは臨時財政対策債や県営土地改良事業債、社会資本整備総合交付金事業債及び地域情報通信基盤整備事業債の減によるものが主な要因であります。

以上、歳入合計は160億3,158万9,000円となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。122ページをお開き願います。

第1款議会費の支出済額2億1,817万8,000円は、議会運営に要した経費であります。

第2款総務費14億7,977万6,000円の主な支出内容は、庁舎の維持管理などの総務管理事業費や公共施設耐震化事業費、地域活性化推進事業費、寒河江の旬情報発信事業費、企業立地推進事業費、さらには住民情報、電算処理事業費などであります。

次に、154ページ。第3款民生費42億5,506万円の主な支出内容を申し上げます。

第1項社会福祉費20億9,161万8,000円の内訳は、国民健康保険特別会計繰出金や老人福祉施設整備補助事業費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療対策事業費、重度心身障がい児・者医療給付事業費、障害福祉サービス事業費などであります。

166ページ。第2項児童福祉費19億7,180万2,000円の内訳は、放課後児童対策事業費や子育て支援医療給付事業費、子ども手当及び児童扶養手当支給事業費、保育所運営事業費などであります。

174ページ、第3項生活保護費1億7,026万5,000円は生活保護世帯に対する扶助費などあります。第4項災害救助費2,137万4,000円は、東日本大震災における災害救助経費であります。

第4款衛生費16億2,962万9,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項保健衛生費3億3,588万5,000円の内訳は、妊婦健康診査事業費や各種予防接種事業費、がん検診などの健康診査事業費などあります。

186ページ。第2項清掃費7億1,374万4,000円はごみ処理対策事業に要した経費や寒河江地区クリーンセンター分担金などあります。第3項病院費5億8,000万円は市立病院事業会計に対する負担金と補助金であります。

第5款労働費4,850万1,000円は市勤労者生活安定資金預託金や勤労者信用保証対策貸付金など勤労者の生活安定のための融資制度への原資預託金のほか、雇用対策事業費などあります。

第6款農林水産業費3億2,117万円の支出の主なものを申し上げます。

第1項農業費3億1,051万円は中山間地域等直接支払い推進事業費を初め、果樹園芸作物等生産振興対策事業費、農産物ブランド化推進事業費、県営土地改良事業5地区に係る市負担金などあります。

200ページ、第2項林業費1,043万9,000円は、林業振興事業費及び荒廃森林整備事業費などあります。

第7款商工費9億3,422万5,000円は商工業の振興としては商工業資金融資円滑化事業費や中小企業

人材育成事業費、新商品開発支援補助事業費、中心市街地活性化維持管理事業費などであり、また観光振興としてはさくらんぼ祭りや寒河江まつりなどの祭り振興事業費及び観光キャンペーンなどの観光物産振興事業費、全国さくらんぼの種吹きとぼし大会などの観光開発事業費などがあります。

次に、210ページ、第8款土木費20億714万6,000円の支出の主な内容を申し上げます。

第1項土木管理費3,398万4,000円は県単独道路改良事業などに係る市負担金などがあります。第2項道路橋梁費3億6,888万9,000円は道路の維持及び舗装整備事業費や側溝整備事業費、除雪事業費、市道の改良整備事業費などがあります。

218ページ、第3項河川費2,022万4,000円は、箕輪下山地区地すべり観測委託料などの河川総務管理事業費や用悪水路整備事業費などがあります。第4項都市計画費15億778万4,000円は、木の下地区整備事業費や社会資本整備総合交付金事業費、最上川寒河江緑地整備事業費、指定管理による公園管理事業費、公共下水道事業特別会計繰出金、都市計画道路下釜山岸線整備事業費、花咲かフェアinさがえ推進事業費及び花の里観光開発事業費などがあります。

226ページ、第5項住宅費7,626万5,000円は住宅管理事業費や地域住宅総合交付金事業費及び住宅建築推進事業費などがあります。

第9款消防費の支出済額5億1,465万9,000円は西村山広域行政事務組合に対する消防費分担金を初め、消防団活動推進事業費及び耐震型貯水槽の設置や緊急用積載車購入などの消防施設整備事業費などがあります。

次に、234ページ、第10款教育費の支出済額16億6,037万4,000円の支出の主な内容を申し上げます。

第1項教育総務費1億7,668万5,000円は学習補助員配置事業や命と心を育む学校づくり支援事業費、スクールバス運行事業費及び学力診断事業費などがあります。

242ページ、第2項小学校費6億1,694万7,000円は耐震化工事などの小学校管理事業費や学校保健事業費、学校給食事業費及び情報教育推進事業費などがあります。

246ページ、第3項中学校費4億5,922万5,000円は耐震化工事などの中学校管理事業費や学校給食事業費、教育振興事業費及び情報教育推進事業費などがあります。第4項社会教育費3億2,099万6,000円は文化センターと地区公民館の公共耐震化事業費や市民文化会館の自主事業などの芸術文化振興事業費、さらには図書館管理運営事業費や図書館充実事業費及び慈恩寺国史跡指定に向けた総合調査事業費などがあります。

264ページ、第5項保健体育費8,652万2,000円は市民体育館などの社会体育施設の管理運営事業費及び整備事業費、さらに市民体育館の耐震化事業費及びスポーツ振興のための各事業に要した経費などがあります。

第11款災害復旧費1,110万7,000円は留場潤え野農道災害復旧工事費や市道臥龍橋線道路災害復旧に係る工事費などがあります。

第12款公債費22億7,213万2,000円は市債の元利償還金などがあります。

第13款予備費充用は延べ18件、1,183万円です。

以上、歳出合計は153億5,195万8,000円となり、歳入歳出差引残額は6億7,963万1,000円となりました。これより繰越明許費の翌年へ繰り越すべき財源4,072万1,000円を差し引いた実質収支は6億3,891万円となるものであります。

また、地方自治法及び基金条例の規定により基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に3

億2,000万円、減債基金に1,000万円の繰り入れを行ったところであります。残る3億891万円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第2号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

272ページです。

歳入、第1款分担金及び負担金2,477万3,000円は下水道受益者分担金及び負担金であります。

第2款使用料及び手数料4億8,945万2,000円はそのほとんどが下水道使用料であります。

第3款国庫支出金2億3,665万1,000円は全額国庫補助金であります。

第4款繰入金7億2,319万4,000円は一般会計からの繰入金であります。

第5款繰越金341万2,000円は前年度からの繰越金であります。

第6款諸収入は430万9,000円であります。

第7款市債3億5,360万円は公共下水道整備のために借り入れたものであります。

以上、歳入合計は18億3,539万1,000円となりました。

次に、歳出、第1款公共下水道事業費の支出済額は8億2,479万1,000円で汚水、雨水管渠の維持管理事業費と建設事業費及び浄化センターの管理事業費と建設事業費などであります。

第2款公債費10億2,053万8,000円は市債の元利償還金などであります。

第3款予備費充用は1件、123万7,000円であります。

以上、歳出合計は18億3,532万9,000円となり、歳入歳出差引残額は6万2,000円となりました。これは全額が繰越明許費に係る財源となるものですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、290ページの認第3号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申しあげます。

歳入、第1款使用料及び手数料24万3,000円は水道使用料及び給水装置工事検査手数料などあります。

第2款繰入金64万円は一般会計からの繰入金であります。

第3款諸収入は102万4,000円あります。

以上、歳入合計は190万7,000円となりました。

次に、歳出第1款総務費190万7,000円は水質検査委託料などあります。

第2款予備費充用はありませんでした。

以上、歳出合計は190万7,000円で、歳入歳出差し引き残額はございませんでした。

次に、認第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

296ページです。

歳入、第1款国民健康保険税10億2,813万7,000円。

第3款国庫支出金は10億3,133万8,000円。

第4款療養給付費等交付金は4億2,276万8,000円。

第5款前期高齢者交付金は7億9,671万9,000円。

第6款県支出金は1億7,269万1,000円。

第7款共同事業交付金は5億1,697万円。

第9款繰入金は3億1,236万1,000円。

第10款繰越金は7,426万3,000円などであり、歳入合計は43億6,097万円となりました。

次に、歳出、第1款総務費5,228万4,000円の支出の主なものを申し上げます。

第1項総務管理費5,003万5,000円は国保連合会の手数料や負担金などであります。

そのほかについては、第2項徴税費198万1,000円、第3項運営協議会費14万7,000円などでありませ

す。第2款保険給付費は27億9,515万3,000円。

第3款後期高齢者支援金などは4億8,354万6,000円。

第6款介護納付金は2億2,210万8,000円。

第7款共同事業拠出金は4億9,162万7,000円であります。

第8款保健事業費2,379万円は特定健康診査等事業費や保健衛生普及事業費などであります。

第11款諸支出金6,664万2,000円は前年度療養給付費負担金の償還金と寒河江市立病院の保健事業などに対する繰出金などであります。

第12款予備費充用は4件、1,512万9,000円であります。

以上、歳出合計は41億5,977万8,000円で、歳入歳出差し引き残額は2億119万2,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

336ページです。

歳入は第1款保険料2億6,497万5,000円。

第5款繰入金1億2,107万8,000円。

第6款繰越金513万9,000円などであり、歳入合計は3億9,582万4,000円となりました。

次に、歳出は、第1款総務費461万4,000円は、電算システム保守業務委託費のほか事務費であり、第2款後期高齢者医療広域連合納付金3億8,056万5,000円は、制度運用を行っている山形県後期高齢者医療広域連合への保険料と納付金であります。そのほかは健康診査等事業費と事務的経費でありませ

す。以上、歳出合計は3億8,977万9,000円となり、歳入歳出差し引き残額604万5,000円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

352ページです。

歳入の第1款保険料は4億4,762万7,000円で、第1号被保険者保険料は所得階層別に8つの段階に設定し賦課を行ったものでありませ

す。第3款国庫支出金は7億1,722万7,000円でありませ

す。第4款支払基金交付金8億3,878万9,000円は社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありませ

す。第5款県支出金4億2,509万5,000円は介護給付費負担金及び地域支援事業交付金などでありませ

す。第7款繰入金5億3,903万4,000円は一般会計繰入金及び基金繰入金でありませ

す。これらに、繰越金や諸収入などを加えた歳入合計は30億2,176万8,000円となりました。

次に、歳出の第1款総務費8,900万6,000円は、介護予防ケアプラン作成業務などの一般管理費や認定調査費等などの事務的経費であります。

第2款保険給付費27億8,537万3,000円は介護サービス、介護予防サービスなどに要した費用であります。

第3款基金積立金3,644万円は介護給付費準備基金への積立金が主なものであります。

第4款地域支援事業費7,074万1,000円は介護予防事業と包括的支援事業、任意事業に要した経費であります。

以上、これらに諸支出金などを加えた歳出合計は29億8,761万4,000円で歳入歳出差し引き残額3,415万4,000円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

380ページです。

歳入の第1款分担金及び負担金1,438万円は西村山地域4町の負担金であります。

第2款繰入金853万4,000円は本市の介護保険特別会計からの繰入金であります。

第3款繰越金234万5,000円は前年度からの繰越金であります。

以上、これらに諸収入を加えた歳入合計は2,526万2,000円となりました。

次に、歳出の第1款介護認定審査会費2,180万6,000円は、要介護等認定に係る審査判定業務に要した報酬及びその他審査会の運営に係る経費であります。

以上、歳出合計は2,180万6,000円で歳入歳出差し引き残額は345万6,000円となり翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

388ページです。

歳入は、第1款高松財産区が23万1,000円。

第2款醍醐財産区が22万4,000円。

第3款三泉財産区が31万8,000円で、歳入合計は77万3,000円となりました。

歳出は第1款高松財産区が9万5,000円。

第2款醍醐財産区が18万円。

第3款三泉財産区が16万9,000円で、歳出合計は44万4,000円となりました。歳出につきましては、いずれの財産区とも管理会の運営や財産区林の保護育成などに要した経費であります。

歳入歳出差し引き残額は32万8,000円で翌年度に繰り越しいたしました。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

続きまして、認第9号平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について計数を中心に御説明申しあげます。

初めに、1ページ、2ページの収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益17億2,092万8,000円で、支出は第1款病院事業費用17億7,255万8,000円であります。

次に、3ページ、4ページ。資本的収入及び支出についてであります。

収入の第1款資本的収入は2億4,512万5,000円で、内訳は第1項企業債が1億8,750万円、第2項他会計負担金が5,762万5,000円であります。

支出の第1款資本的支出は2億8,277万9,000円で、内訳は第1項建設改良費が2,970万5,000円、第2項企業債償還金が2億5,307万4,000円であります。

収入額が支出額に対して不足する額3,765万4,000円は損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、5ページ、損益計算書について申し上げます。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億8,121万8,000円となりました。

2の医業費用は合計17億2,566万8,000円で職員の給与費、診療材料費、委託料などの諸経費の費用であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金など合わせて4億3,807万1,000円となりました。

4の医業外費用は、企業債利息など合わせて4,525万1,000円となっております。

5の特別利益及び6の特別損失はありません。

これらの結果、5,163万1,000円が当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は6億2,727万1,000円となったものであります。

次に、6ページ。剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、1の欠損金については、繰越欠損金年度末残高5億7,564万円に当年度純損失の5,163万1,000円を加えた額6億2,727万1,000円が当年度未処理欠損金となったものであります。

資本剰余金につきましては、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,716万8,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えた1億6,116万8,000円が翌年度繰越資本剰余金となるものであります。

次の、欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金6億2,727万1,000円を平成24年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部は、1の固定資産については有形固定資産のうち土地の増減はなく建物構築物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減により合計額が13億5,497万7,000円となり、これに無形固定資産5万2,000円を加えた固定資産合計は13億5,502万8,000円となりました。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で流動資産の合計は2億5,930万7,000円となりました。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額745万円となり、資産合計は16億2,178万5,000円となりました。

次に、8ページの負債の部であります、4の流動負債は一時借入金及び未払金で合わせて2億500万8,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入資本金合わせて18億8,288万円となりました。

6の剰余金については資本剰余金合計が1億6,116万8,000円で、欠損金合計が6億2,727万1,000円となり、剰余金合計はマイナス4億6,610万3,000円となりました。

その結果、資本合計は14億1,677万7,000円となり、負債資本合計は16億2,178万5,000円となりまし

た。

なお、10ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願い申し上げます。

以上、一般会計及び各特別会計並びに市立病院事業会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○荒木春吉委員長 次に、水道事業会計について丹野水道事業所長。

〔丹野敏幸水道事業所長 登壇〕

○丹野敏幸水道事業所長 認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。

初めに、決算書1ページ、2ページの収益的収入及び支出についてであります。収入の第1款水道事業収益は前年度比3.4%減の11億7,872万円で、支出の第1款水道事業費用は前年度比1.6%減の9億2,768万8,000円となったところであります。

次に、3、4ページの資本的収入及び支出についてであります。収入の第1款資本的収入は2,875万8,000円で、その内訳は工事負担金と国庫補助金であります。

一方、支出の第1款資本的支出は4億8,617万6,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額4億5,741万8,000円につきましては、内部留保資金などで補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書について御説明申し上げます。

1の営業収益は11億1,070万7,000円で給水収益が主なものであります。

2の営業費用は8億3,174万1,000円で、水道施設の維持管理費や人件費などの営業活動に要した経費であります。

3の営業外収益は1,203万5,000円であり、4の営業外費用は企業債の支払利息で5,054万8,000円となりました。

5の特別利益はありませんでした。

6の特別損失は、過年度水道料金還付金や不納欠損金などで557万7,000円であります。

その結果、当年度純利益といたしまして2億3,487万7,000円を計上することができたところであります。

また、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金5,189万9,000円を加えまして、2億8,677万5,000円となります。

次に、6ページの剰余金計算書であります。平成23年度末の積立金は1の減債積立金5,680万7,000円と2の建設改良積立金6億5,524万6,000円を合わせて7億1,205万3,000円となっております。

3の未処分利益剰余金ですが、前年度決算での未処分利益剰余金は3億1,289万9,000円ありましたが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に2億2,100万円を積み立てしまして、残りの5,189万9,000円につきましては繰越利益剰余金とさせていただきます。

(3)の当年度純利益2億3,487万7,000円に5,189万9,000円の繰越利益剰余金を加えまして当年度の未処分利益剰余金は2億8,677万5,000円となるものであります。

続きまして、7ページ、資本剰余金であります。1の給付金は増減がありませんで1,399万円あります。

2. その他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに3,018万7,000円発生しましたので、当年度末の残高は29億4,672万3,000円となりました。

3. 受贈財産評価額は増減ありませんで7,312万8,000円であり、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億3,384万1,000円となるものであります。

次に、8ページ。剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

当年度末処分利益剰余金は2億8,677万5,000円ですが、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に1億9,400万円を積み立て、残額5,277万5,000円を平成24年度に繰り越そうとするものであります。

次に、9ページ、10ページの貸借対照表について御説明申しあげます。

初めに、資産の部であります。年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は、84億8,062万6,000円となります。

(2)の無形固定資産48万6,000円と合わせて固定資産の合計額は84億8,111万2,000円となるものであります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品で、合計額は11億2,354万4,000円となります。

次に、負債の部であります。3の流動負債は未払金、預り金及びその他流動負債で、合計で1億2,263万3,000円となります。

次に、資本の部であります。4の資本金合計は54億4,935万4,000円となります。5の剰余金であります。剰余金合計は40億3,266万9,000円となります。その結果、資産の部合計と、負債資本の部の合計は左右それぞれ等しく96億465万6,000円となるものであります。

なお、12ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

質 疑

○荒木春吉委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質問の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

最初に、認第1号の歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 まず市税でありますけれども、昨年度と比べて0.2%ふえているという結果が出ております。ただ、その中でも収入未済額、これがやっぱり前年度よりもわずかといいですか、200万円程度ですけれども傾向としてふえているんですね。しかも3億3,900万何がしということは3億4,000万円近くの収入未済額、この金額は非常に大きい数字だというふうに思います。この主な要因といいですか、どういうところが挙げられますか、その辺をどのように認識しておられるかちょっとお聞きをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 歳入未済額、繰り越しも含めてだと思っておりますけれども、その大きさというか、その背景と申しますか、1つは、滞納繰越につきましては滞納繰越分の納税額以上に新たな滞納が発生

しております。そして累積している状況にあります。また、これらを時効による不納欠損とならないように滞納処分や納税制約により時効の延長をした結果、滞納繰越額が多くなってきているというふうな状況が1つございます。市税の中で滞納繰越がうかい部分につきましては、固定資産税が1億8,900万円程度、それから個人住民税が現年度分と滞納繰越合わせまして約1億500万円、これが一番大きな数字になっているところであります。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ページを示してということでありましたけれども、私は今、監査意見書、これの10ページで質問しているところです。

今あったように、当然、滞納であるということはあからさまでありましてわかるわけですがけれども、今年度からですか、電話による督促といいますか、収納率を上げるための方策をとるなどということもあったわけですが、実際この23年度のこの数字を見る限りでは、電話でのあれなんかは入っていない数字だというふうに思いますけれども、その電話での督促、これらには期待できますか。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 寒河江市納税コールセンターは9月18日から稼働いたしますけれども、さきに天童市のほうでも同じ制度を使いながらしているところがあります。やはり滞納期分をきちっと納めることイコール次にまたその額をふやさない。とにかく現年度分の滞納をふやさないということがまず大きな課題だというふうに思っていますので、納期来てもちよっとしたお忘れとか、うちを留守にしたとか、そういうふうな方も相当いるように聞いておりますので、そういう方に対する現年度分の早期の納税について徹底していくことによって、その成果は得られるものでないかというふうに考えております。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 大変御苦勞はおかけすると思っておりますけれども、やっぱりあらゆる手段を講じてこの収納率アップには努力していただきたいということを申しあげておきます。

もう1点なんです、我々、たばこを吸う人間にとって非常に今、世間が目がきついといいますか、何か悪いことをしているような目で見られながらたばこを吸っているわけですが、今回の決算を見ますと、22年度と比較して見ても約4,000万円、たばこ税が増額になっているわけですね。これは様相としては、いわゆるたばこそのものの値上げの部分がかかりこれには反映されているのかなというふうに思うわけですが、何かの機会に私、申しあげたことがございます。つまりこのたばこ税というのは、本当に何の努力もないという大変ですけども、黙っていても入ってくるお金なんです。ですから、この4,000万円アップというのは非常に大きい数字だというふうに思います。

何かの機会に私、申しあげましたと今申しあげたのは、昔は市の職員の皆さんも出張する際は市内からたばこを買って自分のバッグに入れて市内にたばこ税が少しでも余分に入るよという呼びかけがかなりあったように思うんです、前にも申しあげたんですが。我々も出張あるいは視察や何かに行くときは、市内で買って余分なくらいにバッグに詰めて今持っているわけですが、たばこは市内から買いましょという啓蒙の運動といいますか、呼びかけをやるべきではないかということをお願いしたことがあったんですけども、今回の4,000万円近くの増額には、私が申しあげたような、例えば市報にこれだけのお金が、2億何千万円というお金が入ってくるんでたばこは市内から買いましょというような運動、何かの方法でやられたのかどうか。そして、その結果がこれに幾

らかでも反映されておられるのか、その辺、ちょっとお聞きして。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 たばこ税につきましては、22から23と比べますと4,000万円程度ふえております。これは、22年の10月に税率の改正があって40%ほどふえたわけなんですけれども、その関係でふえたものというふうに思っております。

ただ、本数的には約350万本ほど減っているのが現状です。それを20本入りのたばこにしますと、約17万箱ぐらいが減っているようなぐあいです。ずっと5年くらい500万本ないし350万本ぐらいが減ってきているような状況にあります。これはたばこを愛煙する方とそれに対する健康の面ですか、そういう面で減っているとも考えられますし、たばこの値上がりで減っているというのとも考えられます。

たばこを市内で買いたいというポスター等々につきましては、たばこ販売組合があるわけですので、そちらのほうに15万円程度ですけれども補助金という形を出しまして、その中で市内でたばこを買いたいという店の前にポスターですか、チラシというんですか、張ってなるだけ寒河江で買いたいというふうなことにしているようであります。

○荒木春吉委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ぜひ市内から買いたいという運動を今後もぜひ続けていただきたいと思います。これは税務課だけでなく寒河江市全体としてこういった運動を何回も何回もやることによって、よそから買うのであれば、今、自動販売機があるんでどこでもたばこなんか手軽に買うんですけれども、その辺がいわゆる目のつけどころとして、非常に財政が厳しいわけですから、少しでも潤いになるように市内から買いたいという運動を、これは販売店だけでなく、たばこ販売店のためではなくて、いわゆる寒河江市として非常に大事なものかなと思います。これらに対しても市長あるいは副市長がお考えあれば、ぜひ運動の私が申しあげているものにどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたい。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお話しありましたけれども、たばこ税の収入というのは、他の税、いろいろあるわけなんですけれども、それに比較をいたしまして徴税努力という面ではそれほど努力を、全然ないわけではありませんが、そういう少ない部門の税収にはなっているわけでありまして、全体として今はどちらかという健康面での影響ということが強く言われて、愛煙家の方もだんだん減ってきているということではありますが、そういった意味で税収という観点からすれば、できるだけ市内で購入していただくということが我々にとってもありがたいお話でありますので、先ほど課長が答弁しましたけれども、組合もありますからそういったところで十分話し合いをさせていただいて、何かできることがあれば、そういった方向で啓発をしていくということも必要かというふうに思います。

○荒木春吉委員長 休憩いたします。

再開は午後1時とします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○荒木春吉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 予算書の66ページ、主要な施策の成果に関する説明書の5ページに関係してお尋ねを

したいと思います。

特に主要な施策の関係の5ページ、市税の推移、これ平成19年度から23年度まで平成19年を100としてとの比較がそれぞれ出ています。そういう中で市のいろんな税収を上げるための施策が展開されているわけでありまして。そういう中で実際どういうふうに効果があるのか、どういう効果があらわれているのかということの分析をする必要があるんだと思います。そうしたときに、19年度を100として5年間、23年度を見ればずっと下がっていて、固定資産税の家屋の分だけが上がっているわけでありましてけれども、この5年間でもずっと下がってきているんでなくて上がり下がりもあります。しかし、全体的にこういうふうに落ち込んでいるという状況であります。

そういう中で寒河江市では雇用の場、あるいは税収を上げるために工業団地をこの間、ずっとやってきて第4次まで進んでいるわけです。そういう中で工業団地をつくって、そして企業誘致をしながら寒河江市にとってどれぐらいの税収があるのかということの分析などを実は議会というのはして、政策的にどうなのかということを検証しなければならないわけですがけれども、もちろん、100人委員会というものもあってそれぞれの施策を検証するわけでありましてけれども、トータル的にやっぱりしながら、企業誘致をするために逆に言うと、低工法、農工法などで税の減免あるいは土地を取得するために市のほうで支援もやっています。そういうふうなことをしたプラス・マイナスの結果、これだけ雇用の場が確保されたり、税収が上がったりというふうなことをしないと、政策は政策でしていてどこがどれだけ効果あるんだか、あるいは逆に言えばマイナス的な施策をやっているのかもしれない。そういうことを検証するために決算書の中でそういう部分が事務方として、当局としてそういうことを分析できるデータを持っているのかどうか、あるいはまたそういうふうなことについて市当局として検証したときはあるのかどうか、まず教えていただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 お答えしたいと思います。

まず、データを持っているかどうかという御質問でございます。たしか平成19年の一般質問の折に出させていただいたデータがあったというふうに記憶しておりますけれども、今ちょっと手元にその当時の資料、持ち合わせておりませんので、その点に関しましては後ほどお示しをすることは可能なんですが、いわゆる近年の、最近調べ上げている積み重ねたデータというものは、実は持ち合わせておりませんので、そこは今後、十分検証するための一つの手だてとしてそういったデータも駆使させていただくというような方向で検討させていただきたいというように思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やっぱり市の施策をやっていること、この是非、あるいはもっと改善すべきことがあるのかどうかということなどを決算議会を通じて検証するというのがこの決算議会の重要な意義だと思うんです。予算委員会というのは、これからつくることが争点、決算というのは実際やった、現実に終わったことを検証し合うわけですから、そういうことがないというと、議会での決算審査といっても全く形式的なものになりはしないかという思いがあります。

したがって、この前、本会議の一般質問でも申しあげましたけれども、寒河江市議会基本条例をつくって、議会はそういうことをきちっと検証していくんだと、そういうふうに議会自体が変わっていくんだということ市内外に表明をし、議員自身もそういう自覚を持って今議員活動をしています。

ところが、そういう気持ちだけ私どもがあっても、当局が実際行政を執行しているわけでありまして

から、それらのデータが示されないという、利用させていただけないという、私どもは的確な、科学的な、客観的な検証はできません。したがって、まずそれに協力してもらおうということと同時に、そういうことができるような資料を常々つくっておいていただきたい。これが今日的、あるいはこれからの議会と執行部との関係だと思えます。そして、それが市民のためにきちっとやっていく行政の姿だというふうに思えますので、最初の段階でありますけれどもそういうことをお尋ねをしたいと思えます。当局の責任者から見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的なお尋ねかと思えますが、まず申し上げたいのは、我々は議会と執行部ということで、お互いにそれぞれの市民福祉の向上のために切磋琢磨しながらさまざまな効果のある施策を実施していくということで進めてきているわけでありますから、その中でいろんなお互いの議論を深めていく。そして、効果のある取り組みというものを進めていく中で、いろんな検証をしながら、さらに実効性のある施策を展開していくためには、過去のいろんな事業の実績というものを評価をしながら進めていくということは、大変重要なことだろうというふうに思えます。そういった意味で議会の基本条例というものを今回、7月から施行されているということでありますから、そういった議会の中での議論を深めていくためのいろんな資料などについても、議会として執行部のほうに必要なものについては求めていただく。我々もそれに応えていくということでさらなる有意義な議論展開になればというふうに思っているところであります。

ただ、すぐないのかと言われても、今、もちろん手持ちはないということにお答えする場合もあるかもしれませんが、あらかじめそういうものを全体として資料の要求ということであれば、それは我々としてもできる限り、お応えをしたいというふうに考えているところであります。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 はい、わかりました。ぜひそういうふうをお願いをしたいというふうに思えます。

それで、企業誘致、どんどんされていて工業団地もああいうふうに塞がってきています。そうしたときに、単純に私はわからないからお尋ねをするんですが、純然たるこちら寒河江で本社を構えてやるという場合と、現地法人にして本社なり親元が市外にあるという場合などとの市に落ちる市民法人税などのさまざまな税の関係でいろいろあるんだと思えます。そういう中では現状、どうなっているのか、そこら辺の関係、細かいデータでなくていいです。状況としてどういうふうになっているのか、この辺をお聞かせをいただきたいと思えます。一般的に市民感覚では、来さえすれば、全部、オール入っているんだというふうな思いもあるわけでありますけれども、そこら辺の現状がどうなっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。細かいデータまではいいです。後で分科会や何かで聞くようにしますので。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 法人市民税関係と思えますけれども、こちらのほうに現地法人とか、あるいは地元の会社がということでありましたけれども、こちらにある法人、支店、営業所、さまざまありますけれども、基本的にはそこに持っている資本金、あるいはそこに勤めている従業員の数等々で法人市民税の均等割が決まりますし、あとはこちらのほうに支店とか営業所がある場合は、法人所得税のそれを人数で案分した分が寒河江市のほうに入ってくるという状態でございますので、現地法人とか、あるいは地元の企業という関係は、法人市民税のほうではないというふうに理解しています。

○荒木春吉委員長 那須副市長。

○那須義行副市長 今の答弁の補足をちょっと申しあげますが、その企業によって大分違ってきますが、例えば全国的に大きな企業で、なおかつ毎年、相当の利益を上げているような企業の場合は、具体的に寒河江市内にもそういう企業が何社かありますけれども、端的に申しあげますと、例えば曙ブレーキとか、全国規模の会社で優秀な収益を上げている会社については、本社そのままの法人の分工場という形になりますと、当然曙ブレーキの例で申しあげますと、本体のほうの収益についての人数割といますか、そういうものが来ます、これは法人税のあれも全てですけれども。そういう極めて全国的に優秀な企業の場合、現地法人にしますと、それは現地法人のみの法人税の割も従業員の割も相当の差がつく場合の例もありますので、一応補足だけ。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 244、245ページの関係です。

小学校の給食の調理業務の民間委託の関係です。それで、この関係で調理師さんが3つの学校で8人いらっしゃって市内の人、2人なんだそうですけれども、それで身分が1年契約の正社員ということなんです。そして、繰り返し1年で切れてまた採用、また1年で切れてまた採用ということが続いているようです。そして、寒河江市内の中でも最高5年、そういうふうになっていると。これは労働契約法の第17条の2項に抵触する心配があるんで、状況としてどうなっているのか、あるいはそういうことについて教育委員会でどういう認識を持っているのかもお聞かせをいただきたいんです。

それで、もちろん、寒河江市から調理業務の委託が単年度で1年間ずつの契約だということ、受託業者も寒河江市から1年間きりその仕事をさせてもらわれないわけですから、1年というのは期限付きの雇用というか、調理師さんを雇うということもあり得るんだというふうの一つの解釈として成り立つんですけども、今、寒河江市ではずっと債務負担行為の5年間の契約、長期契約でなくて債務負担行為を起こす中での5年間の契約をしているわけですから、5年間は従業員を市との関係で職場はなくなるわけではないわけですので、1年切りしているということは極めて問題あるなというふうに思うんです。そこら辺の実態と状況とどういうふうに対応されているのか。対応の部分がまだ不十分だとすれば、今後の考え方なども含めて教えていただきたいんですけれども。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

調理師の採用云々については、以前の議会でも川越議員から御質問があったということで、基本的には従業員の採用にかかわっては基本的には会社の方向だろうと、こういうことで、私たちは業務を委託しているということでもありますので、その職員の採用云々についてはなかなか踏み込めないとい

うところが実態だろうとっております。

ただ、実際調べてみますと、やっぱり今議員が御指摘のような1年契約でということなわけであり、また、いろいろな労働法とか契約法とか何かさまざまあって、その中でも1年契約の更新する場合はどうのこうの、複数年になった場合については30日前からどうのこうのという約束があるようであり、また、私たちがそこはきちっと会社の中でも守ってもらっているんだらうというふうに思いますけれども、私たちとしても、それは従業員がやっぱり継続して安定して働けるように契約が更新になったときには会社のほうにもぜひ継続した採用をお願いしたいと。それから、できれば寒河江市に在住している方を採用していただければありがたいというようなお願いはしておりますけれども、基本的には向こうの問題なので、なかなかお願いというレベルを超えることができないというのが今のところの私たちの捉え方であり、また、

ただ、基本的には法的にも決められたものをきちんと守られているということが私たちにとっても大事なことでありますので、このことについては会社といろいろ確認をしながらやっていきたいというふうに思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 寒河江市と5年間の契約をしているわけですから、受託業者と。小学校の調理業務の民間委託ということで契約書では5年間しているわけですが、議会にかかっているのは5年間です、債務負担行為を起こしていますから。その中で1年切りというのは、さっき申しあげたように、労働契約法上、問題なんですよということで、確かにそれは受託業者とそこで働く調理師さんの問題です。しかし、寒河江市立小学校の中の学校給食の調理業務という場面において、法に抵触するようなことは看過してはならないいんでしょうと私は思うんです。

したがって、きのうの本会議でもその部分は教育委員長からも回答いただいておりますけれども、ぜひそういうふうなことを、向こうの問題だとしなくて、市の学校の中で起きているということできちんと認識してほしいというのできのう言うって、そいつは捉えてもらったというふうに思っていたものだから、問題ないように対応していただきたい。まず、そういう事実があるのかどうなのかから聞いていかなきゃないんだけれども、23年度、そこで働いている人が1年契約という形になっていたのかどうかから確認していかなきゃならないんだというふうに思いますけれども、事務方から調べてもらって返事もらっていますので、ぜひそういうふうなことをやっていただきたい、対応してほしいというふうに思いますけれども、教育長の見解、改めてお尋ねいたします。

○荒木春吉委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 決して私たちのやっている仕事は法に違反してはいけないわけであり、また、そのことについては会社のほうにもきちんとそれにのっとってやってもらうようお願いをしたいと思います。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 お願いだけでなく、行政として委託をしている、本来市の学校の給食の場面ですからちゃんと言わんなね。お願いでないんです、それは。その認識を、法に抵触するようなことを直してもらいたいという筋というものではないというふうに思いますので、答弁要りませんけれども、そこはきちっと受けとめていただきたい。お願いしたけど聞かなかったというので済む問題でないというふうに思いますので。答弁は要りません。

- 荒木春吉委員長 那須副市長。
- 那須義行副市長 給食に限らず基本的には契約行為でありますので、委託者と受託者とそれぞれが法にのっとってそれぞれの責任で対応するというのが基本的な原則であります。そうですから、今のお話のような形で一方的に市のほうで委託するほうの力がどちらかといえば強いわけですので、その強い権限を利用して、契約書上の強い権限を利用して受託者側に押しつけるような行為は、それは対等の契約とは言えないような状態にも陥りますので、その辺に配慮をしながらきちんとした対応を教育委員会初め市としてもとってまいりたいと思っております。
- 荒木春吉委員長 川越委員。
- 川越孝男委員 市の発注者側の権利で押しつけろということは全然思っておりませんし、そういうことを言っておりません。教育長は、受託業者とそこで働く人の雇用の関係ですけれども、学校の給食現場では法に抵触するようなことはあってはならないということ、したがって、ちゃんとしてほしいというふうにお願いをしたいということだったんです。だけど、お願いというよりも、これは法に抵触するようなことはないようにしてほしい。ちゃんとお願いと筋でなく、押しつけなんてもちろん言っておりませんというふうなことを申しあげていますので、教育長は受けとめてくださっているというふうに、現場はそこだというふうに思いますので、そんで違うんだったら教育長から見解をお聞かせをいただきたいと思います。
- 荒木春吉委員長 那須副市長。
- 那須義行副市長 今、委員がおっしゃったようなことは、市のほうの権限、特に労働法制の権限はちゃんと労働局のほうでやっているわけですので、その管理監督に基づいてきちんとした対応をとってもらうような受託業者、委託業者、市のほうはもちろんですけれども、そういう形で法を遵守していくといたしますか、そういう形で物事に対応してまいりたいと思います。
- 荒木春吉委員長 川越委員。
- 川越孝男委員 確かに契約者は寒河江市長とそれから受託業者との契約です。しかし、小学校の学校給食の調理業務というのは、確かに市長と契約してはいますけれども教育委員会で実質的にはなされているんじゃないの。そうでなくて、小学校の学校給食の調理業務の民間委託についても市長部局のほうで対応するというふうに今の副市長の答弁からするとそういうふうに理解しているんです。私はそうでなくて、実質的な部分は教育委員会のほうで対応されているんだという認識をしておるものから教育長にお尋ねをしているんです。市のほうで直接しているんだかどうかだけ教えてください。
- 荒木春吉委員長 那須副市長。
- 那須義行副市長 契約のあり方の基本的なお話を申しあげたものでございます。別に現場の対応、その他について申しあげたつもりはありません。
- 荒木春吉委員長 川越委員。
- 川越孝男委員 したがって、私は最初から基本的なことは基本的に市長と契約しているというのはわかかっていて、小学校の調理業務の民間委託というのは、教育委員会でしているんであろうというふうに思ったから教育長にお尋ねをしながら、教育長の見解もわかったんであと答弁要らないけれどもそういうふうにしてほしいと言ったのに対して、改めて副市長のほうから発言されてきたから申しあげたんです。わかりました、教育委員会のほうで対応しているということは。
- 荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第3号に対する質疑はありませんか。國井委員。

- 國井輝明委員** 先ほどの本会議中、内藤議員の質問と関連で気になった点、ありましたので1点だけ単純にお伺いさせていただきたいと思います。

今回水道料金の基本料金の値下げに関してですが、13口径と20口径のところ、一般の御家庭のところになると思うんですが、ほぼ寒河江市の水道を利用する9割に当たると思いますが、その大体平均的な年額といえますか、水道料金、どのくらいであって、また一番大型であれば150ミリなんでしょかね、多分企業とかそういったところになると思いますが、その150口径使用している企業の方だと思うんですが、年間の水道料金、どちらの企業で一番高く支払ってくださっている方と言っていいのか、どこなのか、その比較なんかを教えてくださいたいと思います。（「簡水」の声あり）失礼しました。10号でお伺いします。

- 荒木春吉委員長** 済みません。認第3号は簡易水道会計のあれですから。（「間違いました」の声あり）そのときお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第5号に対する質疑はありませんか。川越委員。

- 川越孝男委員** これもどういうふうにというか、決算書のところでこうということではなくてページの示すことできないんですが、介護保険の介護サービスを受けた場合に所得申告での医療控除になる部分があります。

ところが、これがケアマネジャーがケアプランをつくってそのサービスを提供する事業所に対して、これは医療行為の部分と医療サービスの部分ということをしてやらないと、同じサービスをしなくてもその事業所からは出される領収書なり、サービスを受けた使用料の領収書の中に記載ならないんです。総額はなりますけれども、医療控除になる部分の金額の表示が出てこないという問題があります。現実には、これは23年度でなくて24年度になってからでありますけれども、私が直接そういう場面をお聞きをしまして、福祉のほうに行ったらば、これは福祉では直接的にわからないと。そのサービスを利用している人がケアプランをつくってもらって、ケアプランを作成した人がサービスを提供する事業所にその旨の連絡、通知がきちとなっていないとその部分が出てこないということがあります。したがって、こういう部分が23年度に存在しているかどうかということは確認をしたことがあるかどうか。

そして、23年度にそういう手続のミスからしてサービスを利用した人が確定申告の際に医療控除の請求をしていないという場合には、事後にその部分の救済というのがあるのかどうなのか。あるとすれば、どういう内容になっているのか教えていただきたいと思います。

- 荒木春吉委員長** 那須健康福祉課長。

- 那須吉雄健康福祉課長** 税控除といいますが、所得税、市民税の申告というふうに理解をしますが、

委員がおっしゃるように、医療費控除、いわゆる所得控除につきましてはそういうことでなっているのも事実ということで承知しております。

ただ、委員がおっしゃる23年度はどうだったのかという点については、私どもでは承知しておりません。ただ、いずれにいたしましても、その状況によって医療費控除になる場合とならない場合というのは当然あることではあります。結果的に本来は医療費控除で受けられるものを受けられないということについては、大変制度上の問題だと思いますので、これにつきましては我々も介護事業者、委員がおっしゃるケアマネジャーの方も含めてですがそのようなことのないように、あるいは制度の普及については今後ともそういう機会がありますので広めていきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今御答弁いただきましたけれども、お尋ねしたいのは、もちろん、23年度のやつは調査をしていないとか、わからないということで、だとすれば、例えば23年度もそういう手違いでなっていたんだということで、制度上、もうないんだと。23年度の事業所から発行された領収書は、実はその中には医療控除に該当する部分もあったということで直しということは、制度上、できるのかできないのかということが1つだったんです。

もう一つは、そして、証明書の領収書の発行が間違っていたということで出された場合に、所得税や市民税の修正的なやつが制度上、できるのかできないのか、この2つです、まず質問。

それから、お願いしたいのは、先ほど健康福祉課長答弁されていますけれども、ケアマネジャーなんかも含めて、控除がちゃんと間違いなくしてもらってさんなねようにさらに徹底したいという部分は、今後の取り組むべきことで、それはそのとおりだというふうに思いますけれども、私が聞いた、さっきの2つの部分、制度上、どうなっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 医療費控除として証明できるものがあるとなれば、更正請求はできますので、書類を整えた上で相談に行くこと、及び還付請求については可能というふうに考えております。更正の請求は5年になったはずだと思っております。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 先ほど2つお尋ねしていたのを1つは答弁ありましたけれども、もう一つの部分、答弁ありませんのでお聞かせをいただきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 証明書については、委員御存じのように、介護保険制度の部分についての領収書の様式は、介護保険料、それから医療の控除についても欄が同じようになっておりますので、御承知かと思っておりますけれども。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 課長、ごめんな。私が聞いたのは、そういうので23年度のやつはもう終わっているんだけれども、23年度でそういうケアマネジャーらがサービスを提供する事業者への説明が、連絡が不徹底で、本当は医療控除なるんだけれどもその部分がなかったために数字的に出ていないと。しかし、それは連絡の不備だったんだということがわかった場合に、今、24年度ですから23年度のやつも変更もできるんですかと、制度上、できないんだとすれば、そういうふうな形で事務方の手違いであった場合には、サービスを受けた人の責任でないわけですから、その部分でお尋ねをしているので

す。23年度の部分でのそういうふうな修正というか、できるんですかと、事業所とケアマネジャーの間でこれは間違いでしたということであるんですかというお尋ねなんです。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 大変失礼いたしました。私が答えたのは、様式が同じなものですからそういうふうには理解していただけるのかなということでお話したのですが、その医療費控除あるいは介護の控除自体が、我々としてはその領収書の中に正しく記載されているというふうには思いますが、委員からありましたように、そういうことがないのかということでございますので、これについては先ほど申しあげたとおり、ケアマネジャー等の会議の中でなお徹底をしていきたいと思っております。

○荒木春吉委員長 川越委員。

○川越孝男委員 わかったのよ、それはわかったけれども、23年度のやつで手違いでかかった証明していなかったけれども、24年度になってから調べたら、それは間違いでしたというふうなことで変更してもらえるんですかということをお聞いているんです。それは制度上、できないのか、できるのかの2つきりないと思っております。

○荒木春吉委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 先ほどお答えしたのは領収書の中身の問題ですので、これについては私のほうでももう一度、調査をしたいと思っております。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 すみません。ここではなくて本来であれば一般会計の第4款で聞くべきことだったのかもしれませんが、意見書で言う13ページのところになりますけれども、寒河江市のほうから5億8,000万円の繰出金、病院にとっては繰り入れになると思うんですけれども行っております。23年度は予算では5億円でしたが、決算としては5億8,000万円となりました。24年度も今のところ、予算では5億円と出ておりましたけれども、今回この意見書を拝見させていただきまして、入院の患者数が14.4%の減少及び外来の患者も9.5%減少ということで、経費の削減だったり、あるいはアクションプランをやっているというのはわかっております、理解はしておりますが、一番の大もととなる数字が14.4%減少だったり、9.5%減少となると、市から見れば、これ以上の繰出金がどうしてもしばらくはまたふえざるを得ないのではないかなと思うんですけれども、この件に関しまして、市長のほうは、これ以上の繰出金が出たとしても、これはしようがないと、自治体としては支えなくてはいけないと思って、今後、もしふえたとしても認めていくという言葉も変ですが、仕方なしと思って出されていくのでしょうか。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長　ここ数年、多額の繰り出しを出しているわけでありましてけれども、何回もいつも申しあげているかと思いますが、市民の公的な病院でありますから、当然のことながら市民の命、安全を守るという観点からして民間の独立採算制の病院に比べれば、不採算部門というものを抱えているというのはやむを得ないところでもあります。そういったことで繰り出し基準というものを国のほうで示している、それが大体3億円ぐらいだと、こういうふうになっているわけですね。

そういうことで、寒河江市の場合は大体倍近く繰り出ししているということでもあります。市の財政全体から見ますと、大変多額の繰り出しを毎年続けていくということについては、なかなか市民のための病院でありますから、ある程度の繰り出しは御理解をいただけるというふうに思いますが、やはりこれが毎年6億円ということになると、なかなか御理解をいただけなくなるというふうに我々は思っているところでもありますし、財政上からも大変多額の繰り出しということになろうかと思えます。

そういった意味でアクションプランなども計画を実施に移すという形で、一般質問でも太田議員のほうにもお答えを申しあげましたけれども、具体的に収入を確保していく、上げていく算段というものを進めながら、それが市民のニーズにも応えていくような展開ということを含めて収入増を図るような施策というものを進めていきたいというふうに思っています。それが市民の全体のニーズに沿うような病院の運営につながっていくというふうに我々は思っていますし、今回の場合は、御案内のとおり、山医大医学部、県のほうとも連携を密にしてアクションプランを策定をしたということもありますし、そういった意味で実現性の高いプランだというふうにも思っていますから、できるだけ早く計画を実施に移していきながら、我々としては繰り出し額をできるだけ少なくして、それが市民のニーズに答えていくことにつながっていくというふうにしていきたいと思っているところでもあります。

○荒木春吉委員長　ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員　大変厳しい状況があるわけですが、そうした中で今後、アクションプランに沿ってというお話がございました。これとてもまたそれなりにまた難しさ、条件の厳しさがあるんだろうと思います。

そこで、先ほど何かの機会に、全国自治体病院協議会というものがあるそうではありますが、そこでは時折1年に1回ぐらい研修会なんかあるようではありますが、去年、私と川越委員と遠藤委員と参加してまいりました。議員の私たちも参加することは意義があるというふうに思いますが、それよりもむしろ病院の担当者あるいはそれにかかわる職員の皆さんがそこに行って研修をなさる。そして、全国で非常に厳しい病院経営の状況があるわけですが、結構成功例なんかもあるんですよ。そうしたことを研修することも、特効薬にはならないかもしれませんが、一つの方法を学ぶということでは意義があるというふうに思っていますので、ぜひそうしたことに参加をして、職員の皆さんが参加できるような体制をとっていただければなというふうに思っていますが、その点はいかがですか。

○荒木春吉委員長　安食病院事務長。

○安食俊博病院事務長　ただいま内藤委員のほうからありました件につきましては、大変大事なことだと思っておりますので、事務室の中とか、いろんな意味で担当者、あと病院の職員の主だった人なんかぜひ参加するという方向で十分検討してみたいというふうに思います。

○荒木春吉委員長　内藤委員。

○内藤 明委員　事務局の職員の皆さんも大変な仕事の状況もあるというふうに思いますが、いろんな形で経営の方向について示唆なんかもあるというふうに思っていますので、そうしたことをぜひ取

り入れていただきたいということをお願いしておきます。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 前にも申しあげているんですけども、なかなか難しいのかなというふうにも思うんですが、病院長から率直に病院の経営立て直しの関係で、それぞれ改革プランをつくったりなんかやっているんですけども、前に市長にも申しあげたことがあったかと思うんですが、病院長から率直にみんなで頑張るんですけども人事の関係、特に安食事務局長は頑張ってくれているから安食事務局長云々というわけでないから聞いてください。

病院のスタッフはずっとプロ集団がいると。そこに事務局が市長部局から入ってくるんだと。そして二、三年で戻っていくんだと。病院経営なんていうのは特殊で本当にプロ意識で頑張らないとだめによと。そして、事務局長来てもまず理解するに1年はかかるんだと。どんな職場でも人事異動あつて皆さん、おわかりだと思いますけれども、特に病院なんていうのは特殊だということで、少し集中的にやれるようなことをする中で病院の立て直しというのは必要でないかと院長から提起されたことがあります。そして、こういうことを議会でも申しあげたこともありますけれども、もちろん、これは管理職、全体的には職員の人事というふうなことも絡めて組合との意見交換も必要であろうというふうに思いますけれども、私も見ているごもっともだなというふうに思っているんです。院長からの提言は。

したがって、こういうことについてすぐできるのかできないのかもあるし、また人事というのは市長が持っているわけでありますから、十分なコンセンサスを内部で得た中でそういうふうなことも、何か外部の何かでできないんでなくて、内部で決断さえすればできる案件でもあるなというふうな思いを私はしています。したがって、こういう厳しい時期でありますので、本気になってみんなで力を合わせてやっていくという総合力を発揮するということからして、このことも極めて重要な案件の一つだなと思いますので、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○荒木春吉委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越委員からは事務方というんですか、職員、もう少し長く勤務してぜひ専門的な部門で活躍してもらえるように経験を積んでほしいというような、そのために人事的にも配慮すべきではないのかというような御意見であります。一般的に人事、同じ職に長く勤務をするというのはいいところもある。先ほどおっしゃったように、1つを専門的に経験をしてプロ化するというんですかね、ということもありますし、また逆にそれが1つの弊害になるということもあるわけであります。

そういった意味で、例えば病院の現在の経営状況を打破していくための知恵というんですかね、そういったことを考えれば、逆に言えば新たな観点からの切り口という発想も必要な面ではないかというふうに思います。そういった意味でできるだけ専門的なノウハウも蓄積をしながら大胆に新たな視点からの収益増、病院の改革を断行していくような、そういう人材の登用ということであれば、我々もいろんな面で限られた人材でありますけれども、その中からぜひそういった職員を登用していくということで進めていくということ考えていきたいというふうに思っているところであります。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。國井委員。

○**國井輝明委員** 先ほどは大変失礼いたしました。先ほどの続きになります。一般の御家庭に配慮するような形で基本料金の値下げという形になっております。そうしたときに、先ほど言いました150ミリの口径を使用している企業等々に対しては、特に配慮しないわけでもないですが若干そちらのほうに頼るような形での今後、運営といたしますか、なるのかなというふうに思って私はいるんですが、そうでもないとは思いますが、とりあえず今後、資金残額といたしますか、これまで多くいただいた分、それを還元するような格好だと思いますが、減ってきたときにはまた同じような議論といたしますか、されるかというふうに思っております。そういった面で150ミリの口径を使用している方、企業といたしますか、基本料金も高いわけですが、年額といたしますか、最高額ではどういった企業の方といたしますか、どれぐらいの料金を頂戴しているのか、一般の御家庭と比べてどの程度の差額といたしますか、年間でもし比較できるような数値なんかありましたら、御答弁いただきたいなというふうに思っております。

○**荒木春吉委員長** 丹野水道事業所長。

○**丹野敏幸水道事業所長** 年額最高額の企業ということですがけれども、個別の数値になりますのでちょっと資料を持ち合わせていないんですけれども、ただ御質問のお答えになるかどうかわかりませんが、150ミリの平成23年度の口径別の月平均調定件数から調べた数字なんですけれども、月平均の使用水量は約2万4,900立方メートルという数字になっております。以上です。

○**荒木春吉委員長** ほかに質疑はありませんか。佐藤委員。

○**佐藤良一委員** 水道会計におきましていろいろとメーターを購入するわけですがけれども、談合問題あってからいろいろ難しい問題もありますけれども、寒河江市の水道、23年度のあれで27ページにあるわけでありまして。2社からメーターを購入しておりますけれども、そのときの入札参加業者は何社ぐらいあったのかどうかであります。

あと、4月1日、2つ、布設管理業務と自家用発電の安全保守を点検されておりますけれども、これは随契なのか、やはり入札なのか、この2点をお願い申し上げます。

○**荒木春吉委員長** 丹野水道事業所長。

○**丹野敏幸水道事業所長** 最初の量水器の入札の指名業者数ということですがけれども、23年度は6社指名しております。

あと、済みません。発電機の購入方法、ちょっと資料を持ってこなかったもので、申しわけございません。

○**荒木春吉委員長** 佐藤委員。

○**佐藤良一委員** 発電機じゃなくて、23年4月1日に水道施設維持管理業務委託と同じく23年4月1日の自家用発電機工作物保安管理業務委託を入札ですか、委託ですかというのを聞いたんです。もし入札なら何社なのか、随契なのか、それだけなんですけれども。

○**荒木春吉委員長** 丹野水道事業所長。

○**丹野敏幸水道事業所長** 指名競争入札だったと思いますけれども、ちょっと指名業者数、何社か資料を持ってきておりません。申しわけございません。

○**荒木春吉委員長** 佐藤委員。

○**佐藤良一委員** 所長さんも今年度から就任していると思われましてけれども、やはりその辺も、昨年は

地震ありましていろいろと自家発電機だの何だのというのも新しく発電機も購入しているわけであり
ますし、その辺も委託していると思われまますけれども、去年、作動したのは何回ぐらいあったのかな
と私なりに思っているんです。4月なのか、地震もありましたけれどもその辺の稼働率などわかりま
すか。

- 荒木春吉委員長 丹野水道事業所長。
- 丹野敏幸水道事業所長 ちょっと確認しておりません。
- 荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。佐藤委員。
- 佐藤良一委員 寒河江市には井戸水源地のありますけれども、そこに対して塩素だか何とかを入れま
す。当然幸生も田代もそのように消毒というか、やっております。その会社は1社なのか2社なの
か、入札何社だったのか、どのくらいの量を使われているのか、わかったらお知らせ願います。
- 荒木春吉委員長 那須副市長。
- 那須義行副市長 具体的にかなり細かい数字でありますので、後日、分科会がございまして、分科
会の中で今質問の手元になかった資料の分についてはきちんと調べましてお話を申しあげて、御理解を
得るような形をしたいと思いますので、よろしく願います。
- 荒木春吉委員長 佐藤委員、了解ですか、分科会できちんと答弁するそうです。（「はい」の声あり）
ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

- 荒木春吉委員長 日程第13、分科会分担付託であります。
このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分
科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出 第1款、歳出第2款の一 部、歳出第3款の一部、歳 出第9款、歳出第10款、 歳出第12款、歳出第13 款、認第8号

厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第9号
建設経済分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第10号

散 会

午後2時02分

○荒木春吉委員長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成24年第3回定例会

平成24年9月25日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	18番	鴨田俊廣	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長

奥山健一 財政課長
安彦浩 市民生活課長
山田敏彦 下水道課長
宮川徹 商工振興課長
那須吉雄 健康福祉課長
横山一郎 会計管理者
(兼) 会計課長
安食俊博 病院事務長
工藤恒雄 学校教育課長
大沼孝一郎 監査委員

船田一彦 稅務課長
富澤三弥 建設管理課長
小野秀夫 農林課長(併)
農務局長
安孫子政一 情報觀光課長
阿部藤彦 子育て推進課長
丹野敏幸 水道事業所長
荒木利見 教 育 長
月光龍弘 生涯學習課長
大泉辰也 監査委員
監事 查務局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴 事務局 長
佐藤利美 総務 主 査

佐藤肇 局長 補 佐
兼子 亘 総務 係 長

議事日程第2号

第3回定例会決算特別委員会

平成24年9月25日(火曜日)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成23年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成23年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 11 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
- 〃 12 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前10時00分

○荒木春吉委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 荒木春吉委員長 日程第1、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの10案件を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 荒木春吉委員長 日程第11、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 荒木春吉委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕

- 辻 登代子総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月19日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第8号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第9款の後に歳出第12款、歳出第13款及び認第8号の審査を行い、その後に認第1号中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそうすることに決しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「市営住宅使用料について118万3,800円が未納になっておりますが、その件数と理由について」の問いがあり、当局より、「全体の件数につきましては26件です。これは当年度に限らずこれまでに引き継いできたものも含めて26件です。理由としては、こういう社会状況ですから生活困窮者とかそういう方で、分割等のお願いはしているのですが、収入が支払いに追いつかないことが結局こういうことになっていると思います」との答弁がありました。

委員より、「市の財源を大きく占めている市税の収納額の確保について」の問いがあり、当局より、「できるだけ現年度分の滞納をふやさないということで早期の納税を呼びかけております。また、できるだけ納めやすい納税の環境をつくるのも必要ではないかということもありまして、コンビニ納付あるいはクレジットカード納付というようなことも研究課題としています。さらに、普通徴収の納税割合が低いことに関してできるだけ特別徴収を実施していきたいということで、今、県下一体となって取り組んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「庁舎光熱費の節電について22年度と23年度の比較でどのくらいの差があったのか」の問いがあり、当局より、「震災、原子力発電所の事故、地球温暖化防止対策のため、全庁的な節電を行いまして、約12.5%の節電があったところです」との答弁がありました。

委員より、「監査委員が現場に出て行う監査の件数について」の問いがあり、当局より、「工事監査ですと、5課の22カ所です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「避難者の方々で寒河江市が臨時に雇用した実績について」の問いがあり、当局より、「平成23年度は延べ10人で57カ月雇用しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「消防施設整備事業の具体的な内容について」の問いがあり、当局より、「工事請け負いとしまして防火水槽の設置事業1カ所、消防ポール設置工事5カ所、消防警鐘台撤去工事9カ所、備品購入費ということで軽積載車2台、消火栓管理負担金、ほかにポンプ庫整備事業補助金を谷沢地区に交付しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成23年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認1号中歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「障がい児通学支援事業の事業内容について」の問いがあり、当局より、「この事業は特別の支援を要するとか、身体の障がいによって自力での通学が困難である子供の就学を支援するためということで、登校時にタクシーを利用した登校ということで支援を行っております」との答弁がありました。

委員より、「今全国的にいじめとか自殺とか、大きく報道されていますが、それに関係して昨年開催した教育委員会でこういう議題があったのか」の問いがあり、当局より、「具体的にはいじめ

の問題が主たるテーマで開催したということはありません。定例会でありますので、いろいろ議題はありますが、学校の状況の報告の中でそれぞれの学校が抱えている課題について報告するということがあります、そのことを議題にして議論したということはありません。ただ、今年度の場合は、特に大津の事件がありましたので、教育委員会の中で話題にして、教育委員が研修するといういじめの対応の仕方についてお互いに議論したという経過がございます」との答弁がありました。

委員より、「社会教育施設に自動販売機が設置されていますが、その割り振りはどのようになっているのか」の問いがあり、当局より、「生涯学習課の管轄する施設の自動販売機では、柴橋地区公民館屋外に1台、西部地区公民館屋内に1台、文化センター屋内に3台、体育館屋内に4台、プール屋外に2台、合計11台となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○荒木春吉委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月18日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第9号であります。審査に入る前に、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「副町会長や班長が町会の指揮をとっているときに事故に遭った場合の補償はどうなるのか」との問いがあり、当局より、「公民館保険などの民間の保険で対応をお願いしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「子育てサロン事業で公民館を会場として育児支援団体に事業を委託しているが、利用者数は何人なのか。また、ファミリーサポートセンター事業の登録会員数は何人なのか」との問いがあり、当局より、「子育てサロン事業の参加者は延べ人数で大人203名、子供240名です。ファミリーサポートセンターの会員数は592名です」との答弁がありました。

委員より、「みなみ保育所としね保育所が民間委託されているが、その効果はどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「市直営と比較して1カ所当たり2,000万円程度の経費節減効果があったと捉えております」との答弁がありました。

委員より、「保育所の入所者数は定員いっぱいになっており、1年くらい入所させたいと思っても受け入れられない箇所があるようだ。今後の対策は増設も含めてどうしていくのか」との問いがあり、当局より、「児童数入所の見通し、官民の役割、子供子育て新システムの関係等を見きわめながら、乳幼児の保育体制に関する全体的な計画の中で検討してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「特定不妊治療費事業で治療を受けて子供を産めるようになった人はどのくらいいるのか」との問いがあり、当局より、「平成19年度から平成23年度までに46組の申請があり、そのうち22組に子供がおります。割合では、47.8%になります」との答弁がありました。

委員より、「子宮頸がんワクチンの接種者数は学年別にどうなっているのか。また、親御さんの反応はどうか」との問いがあり、当局より、「中学1年生が182名、2年生が198名、3年生が175名、高校1年生が174名で、合計729名が接種を受けています。延べでは2,097名です。親御さんからは、1回の接種が1万5,500円であり3回だと5万円弱になるということから、経済的に助かるという声を聞いています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「1人当たりの平均滞納額は幾らか、また資格証明書を発行しているのは何世帯あるのか」との問いがあり、当局より、「1人当たりの収入未済額は3万4,493円です。資格証明書を発行しているのは90世帯です」との答弁がありました。

委員より、「資格証明書を発行している世帯が90世帯であるということなので、保険税の減免など負担が少なくなる方策を考えてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、「後期高齢者医療制度が広域化され制度の実態がよく見えないところがあるが、市民からどのような声が寄せられているのか、その対応はどうしているのか」との問いがあり、当局から、「後期高齢者医療制度についての苦言等はそのようなことはありません。新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる該当者については、個別に通知をお上げし集まっただき、保険証を交付するとともに、制度内容について御説明をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「二次予防高齢者把握事業はどのような取り組みを行い、介護にどう生かしているの

か」との問いがあり、当局より、「要支援1から要介護5までの要介護認定者を除いた75歳から85歳の高齢者全員に日常生活リストを郵送し、回答をいただいた人の中から二次予防対象者を把握しています。平成23年度に把握した359名の対象者については、それぞれの状況に応じ運動器機能向上事業や口腔機能向上事業への案内、保健師等の家庭訪問による状況把握と保健指導を行い、要介護状態になることを予防する事業を行いました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成23年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「アクションプランの経過はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「アクションプランは本年3月に策定し公表しました。今行っているプランの具体的な取り組みは院内の療養病棟導入委員会、河北病院・寒河江市立病院医療連携推進協議会、市在宅医療推進協議会設立準備委員会を設置して推進しております」との答弁がありました。

委員より、「療養病棟実施の考えについて」との問いがあり、当局より、「既存の第1病棟31床を療養病棟とし、第2病棟、第3病棟に一般病床94床の急性期を集約して実施することを考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**荒木春吉委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○**工藤吉雄建設経済分科会委員長** 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月12日及び18日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号及び認第10号であります。審査の都合上、第5款の審査終了後に第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「労政事務事業の現状はどうなっているのか」との問いがあり、当局より、「企業台帳の整備ということで現在作業を進めているところです」との答弁がありました。

委員より、「25年度の予算に反映させるようデータを整備し、協議をして積み上げていっていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「中心市街地商店街活性化支援事業はどういう取り組みをしてきたのか」の問いがあり、当局より、「市役所内部での検討委員会の組織化やふるさと財団の専門家派遣事業などを行い、いろいろな方から御意見を伺いました」との答弁がありました。

委員より、「新商品開発支援事業で昨年度実績は」との問いがあり、当局より、「さくらんぼの実を甘味料とするアユの加工食品開発、極細のニット糸の開発、ガソリン自動車を電気自動車に変えるためのコンバートするための技術開発の3件になります」との答弁がありました。

委員より、「観光案内ルート開発事業委託の成果について」の問いがあり、当局より、「テーマごとに市内をめぐる日帰りの着地型の旅行商品が8コース、市内と西村山をめぐる滞在型の着地旅行商品が6コース、その他本市の観光案内に関する報告書などです」との答弁がありました。

委員より、「冊子やパンフレットをつくるのもよいが、効果のある媒体を宣伝媒体に使うような工夫もしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より、「震災復興支援事業と風評被害について」の問いがあり、当局より、「震災復興支援事業は、安全・安心シールを作成し、20万枚以上を配付したり、被災者をさくらんぼ狩りに招待したりしました。風評被害については観光さくらんぼ園の入園者がかなり減りましたが、金額等については明確に算定はしておりません」との答弁がありました。

委員より、「だんだん時がたつと科学的、客観的に資料が準備できなくなるので、これからでもきちんとデータをつくっていただきたい」との意見がありました。

委員より、「学校給食の地産地消推進事業の具体的な内容についての問いがあり、当局より、「市内の小学校に対する県産の農産物を使った給食を実施する場合のかかり増しする経費の一部、具体的には1食15円を市で補助するという内容です。全体の食数で1万6,300食が支援対象になっております」との答弁がありました。

委員より、「農林予算から出している学校給食での地産地消推進事業は、それらをつくる農家を育成していかなければならない。高島町や川西町の学校で行っているその地域での生産システムなどをぜひ研究してほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「最上川寒河江緑地の外周部分の最上川の護岸崩れについて」の問いがあり、当局より、「23年度中に全て完了する予定でしたが、国の予定が狂ってしまい半分だけになりました。24年度で残り全部を実施してもらいますが、早急に着工してもらおうよう引き続き要望していきます」との答弁がありました。

委員より、「住宅建築推進事業の23年度の実績について」の問いがあり、当局より、「332件で4,910万円を支出しております。対象工事費については13億2,200万円になります」との答弁がありました。

委員より、「ほなみ団地の一般の換地の販売状況について把握しているか」との問いがあり、当局より、「保留地については完売しておりますが、一般の換地についてははっきりとした数字は把握しておりません」との答弁がありました。

委員より、「保留地以外の宅地がどれだけ売れて家が建ったかということが費用対効果を見る上で一番重要な部分なので、きちんと把握するようにしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成23年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成23年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、「庁内の情報交換などきちんとしてもらわないと無駄なお金を使わなければならないので、担当課同士の連絡調整をきちんとしていただきたい」との意見があり、当局より、「今年度から一緒に工事を行っておりますが、極力無駄のないように関係課とも打ち合わせをして次年度以降もやっていきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○荒木春吉委員長 日程12、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 歳入の部分で市営住宅の未納金がかなり多くなっております。22年度は87万8,000

円だったのが、23年度では118万3,000円というふうに30万何がし、金額もふえております。

先ほど委員長の報告ですと、過年度の分もこの中に含まれている。そして、26件だという御報告でありましたけれども、市営住宅の利用目的からいった場合に、非常に今、希望者が多い現実があるわけです。確かに生活困窮者のために収入とのバランスがなかなか追いつかないという報告であったわけですが、この市営住宅に入居する場合に保証人というのがついてはいるはずなんですね。過年度分からも繰り越されているという状況を踏まえた場合に、その辺の対応をどのようになさっているのか知りたかったんですけれども、これは総括質疑でもありませんので、委員長はこれは当然、答弁はできないと思うんですが、そういう部分に対しての質疑はなかったのかどうか、報告にはありませんでしたけれども、質疑そのものがなされたのかどうかだけ委員長の答弁をお願いいたします。

○荒木春吉委員長 辻総務文教分科会委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

委員会のほうでは委員のほうからもそういう質疑もありませんでしたので、当局のほうでもそのような答弁はなかったということでございます。

○荒木春吉委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告中、異議のありました3案件を除く認第1号、認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○遠藤智与子委員 認第1号平成23年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてなんですけれども、私の所管にかかった分科会は賛成いたしました。それ以外のことで賛成できないところがありましたので、これについて採決をとっていただきたいというふうに思います。

○荒木春吉委員長 今、遠藤委員から異議がありましたので、認第1号については後で採決いたしますので。

6案件を一括します。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1案件を除いて御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の6案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、御異議がありました認第1号について起立により採決いたします。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号を起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時44分

○荒木春吉委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 荒 木 春 吉